

コバヤ

伊藤小判 福壽小判
土佐小判 高氏小判
吉豆小判 四ツ紋小判
但馬小判 津島小判
三浦小判 南條一兩
龜山小判 小田原養小判
永小判 福吉小判
十二支小判 鶴千代小判
甲子小判 乙丑小判
定字小判 秋田小判
十兩小判 鶴小判

御番醫師 江戸幕府の職名、家
家の醫術を以て宿衛を爲す、表番醫師ともいふ、
モテインシシを見よ、

御番入 江戸時代、小普請組
り撰擧せられて、兩番、大番、新番、小十人、勘定衆、右
筆等に補するをいふ(官制沿革略史)

コバンカタ 五番方 江戸幕府の時、五つの
番士をさしていふ、即ち大番、書院番、花鳥番(小性
組をいふ)、新番、小十人組となり、詳しくは各條番
コハンハジメ 御判始「ハンハジメ」を見
よ、

コハンミゲウリ 御判御教書 室町幕府
の時將軍の列形を按し
たる御教書を云ふ、杉
原藩權の牛切に關連
す、御御教書(ミケウ
上下のわきや只おしりなるなり)

幼穉之寺領事、不可有相違之狀如件、
建武三年八月二十五日 (花押) 足利義満

神護寺衆徒御中

コバヤ 小早 船の一種、急行に用ふる小き
舟、楫數三十挺以下十挺以上のものなりといふ、其
製關船(セキアネ)の如くにして小且つ迅速なるを以
てこの名あり、またその船に丹靑を以て彩り畫ける
ものを伊達小早といふ(兵守御船録口表、工藝志料、
海軍沿革)

コバヤカハウチ

小早川氏 姓は平氏、上
總介平朝臣高望五男、武藏大掾良文男、村岡次郎忠
頼三男、山邊禪師房賴尊より出づ、賴尊の曾孫中村
次郎宗平二男土肥次郎實平源頼朝創業の功臣たり、
其曾孫小早川次郎實景、安藝豊田郡沼田庄高山
城主たり、因て沼田の小早川家と號す、景平の孫小
早川備後守實平、第四郎實景に安藝の竹原の地を分
與す、此を竹原の小早川家と稱す、政景の裔孫實景嗣
子無きを以て、毛利元就の三男徳壽丸を養子とし、小
早川又四郎實景と號す、其後又沼田の嫡家又徳丸百
目なるを以て家督を讓る、依て兩家を合て實景領知
せしむ、實景豊臣秀吉に仕へ、五大老の一人たり、始
め伊豫國を賜ひ、後ち筑前國一圓、並に肥後國の内二
郡を與へらる、左衛門佐從四位下侍從となり、終に從
三位に叙し、參議權中納言に任じ、清華に加へらる、
子無きを以て木下家定の五男辰之助秀秋を養子と
し、其前を讓り、實景は備後國三原城に隱居す、慶長
二年六月秀秋封を賜ひ筑前守に任ず、後ち左衛門督
從三位權中納言となる、故に金吾中納言と稱す、慶
長五年九月美濃關ヶ原の役に養父實景の素懐に背
き、志を東軍に通じ、一旦利を獲ると雖も節義を失
ふを以て遂に滅び、其子小早川又二郎隆左衛門と

コバヤカハタカカゲ

小早川隆景
幼字徳壽丸、通稱は又四郎、三原中納言と稱
す、法名實梅院壽靈禪院禪院毛利元就の三子、吉
川元春の弟、小早川正平の後を承けて小早川氏を實
す、天文十五年十月沼田高山城に入りて竹原の
地を併せ保ち、中少輔また左衛門佐と稱す、元就軍
事ある毎に、兄元春と共に先登す、善處敵なし、世
に兩川といひ兄弟並ひ稱せらる、爾來父元就を助けて
東西を經營し、元就の没後、また經輝元を輔佐す、
毛利氏が山陰山陽の殆ど全部を合せ、更に九州の一
部を略するを得たるは、其功與かりて多きに居る、
天正十年豊臣秀吉、織田信長の命により、軍を率ゐ
て播磨の地方を討し、進んで高松城を圍むや、隆景、
元春と輝元を擁して之を援け、相持していたる職は
ざるに當り、和成れるを以て兵を棄めて歸る、これ
より深く秀吉と結び、以て毛利氏の社稷を保つ事な
り、十三年豊臣秀長に從ひて南海を征し殊功あり、
秀吉之を賞し伊與國三十五萬石を賜ふ、翌年征

眞平 春平 則平 照平 敬平 扶平
與平 正平 隆景 秀秋 隆三郎 四郎
秀包

眞平 春平 則平 照平 敬平 扶平
與平 正平 隆景 秀秋 隆三郎 四郎
秀包

コバヤ

隆の師あるや、選ばれて元春と共に其先驅たり、役奉
るの後封を轉じて筑前及び肥前筑後の二郡を領し、
立花山城を治す、十六年輝元に従ひて京都に赴く、
秀吉厚遇し桐記號と姓豐臣とを授け、從五位下に叙
し侍從に任ず、尋で從四位下に准す、此年名鳥城を
築きて往り、十八年更に三原に築き、沼田高山城を廢
す、此年小田原征討の師起る、隆景秀吉に従ひて東
下し、帷幕に參して畫遊する處頗る多し、十九年秀吉
の經秀秋を養うて嗣と爲す、蓋し此時に當り輝元、隆



(集寛掛裏編料史)藏所寺通佛藝安

景共に嗣なし、而して秀吉、秀秋をして輝元の後を
承けしむるの意あり、隆景之を聞いて宗家を奪はれ
ん事を恐れ、自ら進んで秀秋を請ひ、其嗣たらしめ
しなり、文祿元年七月參議に超任す、二月征韓の諸
將皆發す、隆景亦師一萬を率ゐて海に航して各處に
轉戦し、二年明將李如松と碧蹄館に戦つて大にこれ
を破り、又晋州の城を陥る、其功により四年從三位
に叙し權中納言に任じ、家を清華に准せらる、尋で家

を秀秋に譲りて三原城に退居し、世故を謝絶して優
遊自適す、慶長二年六月薨す、年六十五、隆景容貌秀
異、才智安量にして資性沈毅英邁、最も軍略に長ず、
常にいふ隆景の才智小松内府に勝ると、其養するに
及んで嘆じて曰く、孤吾邦の鎮を失へりと、またよく
信義を重んじ、苟も眞言なし、もし一度出せば、稱
も變ることなかりしといへり(藩翰譜、野史)

コバヤカハヒデアキ 小早川秀秋
幼字辰之助、金吾中納言と稱す、法名瑞雲院
秀嚴日詮、關木下家定の五子、後ち豊臣秀吉の北
政所高臺夫人に養はれ、更に小早川隆景の養嗣子と
なる、天正十九年隆景の嗣となり、十一月參議
に任じ右衛門督を兼ね從四位下に叙す、而して高臺
夫人の準子たるの故を以て權勢世を盡ひ、時人呼ん
で金吾殿と稱す、侯伯相見ゆるに當り、儀略と君臣
の禮に准じ、福島正則の如きと雖も席を俱にするこ
能はず、文祿元年六月權中納言
に叙し、從三位に陞り左衛門督
に轉す、三年隆景の封を襲ふ、慶
長二年二月征韓の役再び起る
や、其元帥となり、黒田孝高之
を輔く、從ふ所の諸侯四十二人、
總軍十六萬三千餘人、五月二十
二日大阪を發し、七月二日釜山城に入る、翌三年正
月四日蔚山城に加藤清正、淺野幸長等を援け手づか



(押花景隆)



(押花秋秀)

なり子孫安藝の日部に住す、明治十二年十二月親先
隆景の餘光を以て、勅して毛利元徳三男三郎をして
家統を嗣がしめ、小早川家を再興す、即日華族に列せ
られ、三郎進去の後、第四郎をして繼がしめ男爵を授
けらる(華族譜家傳、華族譜)

○頼尊 常道 常宗 宗平 實平 道平
惟平 景平 茂平 正平 朝平 宣平
眞平 春平 則平 照平 敬平 扶平
與平 正平 隆景 秀秋 隆三郎 四郎
秀包

コバヤ

コバヤシイツサ

小林一茶
太耶、始め蒲川、竹阿等と號し、後ち一茶、また藤因坊
と改む俳諧寺と稱す、關西國信濃の農民獨五兵衛の子
實曆十三年信濃國上水内郡柏原郷に生る、幼
より學を好み、始め中村新用につきて讀書習字を學
び、新前死後、長月庵若翁に學ぶ、新前、若翁共に
俳諧を好み、一茶が將來俳人として世に立つの基
礎は、蓋し此際に遣られしが如し、安永五年歳十四
にして、繼母の爲めに家より逐はれ、尋で江戸に來
り、或は儒家の奴僕となり、或は昌平黌の小使とな
りしが、寛政二年四月、其日庵素丸の門に入りて俳
諧を學び出藍の譽あり、一茶天才飄逸にして古式に
泥まざるの故を以て、大に同門の徒に忌まれ、素丸
没して白芹の其後を享くるに及び、一派の癡矩を過
てりとして、遂に破門せらる、實に文化年間の事と
爲す、寛政年間郡里に歸り、俳諧を以て樂とし、時

コビキ

に興利れば、行李を整へ、四方に行脚す、文政十年十一月十九日歿す、年六十五、信濃柏原縣明草寺に葬る(ふる茶袋)

コビキチヤウカノ

木挽町狩野 狩野尚信の子孫、徳川家先將軍賜う所の木挽町の邸に居るを以て世に稱して、狩野家(カノケ)を見よ、

コヒグチ

鯉口 箱の口の鑄と合ふ所を云ふ、體圓形にて鯉の口に似たる故に名づく、又、入と云ふ、清く刀刃を納むるを以て云ふ(宗吾大變紙、大内問答、武家名目抄)

コヒチリキ

小髯築 髯築(ヒチリキ)を見よ、

コビト

小人 江戸時代の職名、目付の下に屬して、走使に遣はる、卑役のものなり、高十五俵、一人扶持、役料同じからず、之を總へ掌るものを小人頭といふ、扶持八十俵なり○按ずるに小人の名は早く室町幕府の末より散見し、小者の別稱に用ひられたり、江戸時代に及びてはじめて職名となりしものことし(掌中大概順、武家名目抄)

コビトメツケ

小人目付 江戸幕府の職名、目付の下に屬し、徒目付と同じく監察及び警中制規の事を掌り、又特に目見以下を監察す、但し隱密の探偵をも擔當せり、高十五俵、一人扶持、八十五人あり、外に見習若干人あり、また別に西丸小人目付あり、定員二十五人とす(明和御覽、詳かならず、寶永中より此名稱あり(官制沿革略史))

コヒヤクコクフ

五百石夫 慶長十二年三月、駿府城修築のため、知行高五百石に一人の割合を以て、五畿、丹波、備前、近江、伊勢、美濃十國の人夫を課せしむ(慶長年録、徳川實紀)

コヒロヒチヤウ

小拾帳 檢地帳(ケンチャ

コフ

チャウ)を見よ、

コフ

國府 「コフ」の音假、同條を見よ、

コフ

五府 左右兵衛府、左右衛士府、衛門府の總稱、衛府(エフ)參看、

コフカクサテンワウ

後深草天皇 「コフカクサテンワウ」と訓む、同條を見よ、

コフギヤウ

五奉行 桃山時代の職員たる奉行職のもの五人をいふ、即ち前田玄以、長束正盛、淺野長政、石田三成、増田長盛の五人なり、各人の條につきて詳しくしるを知るべし、

コフクサシ

吳服尺 度の名、曲尺の一尺二寸に相當す、衣服を裁つに此尺を用ふるが故に名づく、此尺を作るに、鱧骨を以て作るが故に、鱧尺ともいふ、但し長さ異なり、尺準考に、今之稱神高倉藤公、自古傳吳服尺、以至今、調達主上御衣、者即此尺也、以其用、海鱧骨、造、故又名、鱧尺、俗間奔、以此尺八寸、恰當三丈尺、而猶餘三寸、不知其寸之比大尺二寸五分、故遂誤作一尺二寸之度、傳來既久、故後之作、令誤解者、妄名以爲、高置尺、而京商標、名二尺二寸五分之度、曰、鱧尺、名二尺二寸者曰、吳服尺、(中略)今則除、京商、外、天下皆用一尺二寸五分者、而奸商之術、製衣散賣者、往々猶用一尺二寸者、以欺、貧愚愚庸之人、可、歎也、俗間呼、是尺、曰、加治介尺、加治介、俗謂、濃、言、寒凍而身縮也、取以製、大置大尺、極爲、絶、(一)とい(一)リ、(モノサシ)參看)

コフクドコロ

御服所 (一)内藏殿の御内に置き、女工を置き、天皇の御服を裁縫せしむる處をいふ(中右記)(二)院の御使來の事を掌る處をいふ、「モノサシ」コフクドコロを見よ、此の御服の料所を御服料所とも御服領とも云へり、肥前國神崎庄の如き

コフク

其一なり、

コフクノマ

吳服間 江戸時代、奥女中の職名、吳服の居間に詰り、常に將軍及び御寮所服裝の裁縫を主とする者をいふ、頭ありて取締を爲す(千代田城大奥)

コフクバシモン

吳服橋門 關原江戶城郭門の一、常盤橋門の南、駿治橋門の北に在り、吳服町へ出づる門なれば吳服橋と稱へ來れり(江戸記聞)といふ(關原關原寛永中江戸繪圖には、後深草といへり、かく稱せば此門外に吳服師後藤の宅地あるより、私と呼名なるべし、萬治二年所々門普請の條に、吳服橋の名見ゆれば、昔より稱へしは明なり○門衛に、外橋柳之間大名二萬石限り參觀交代之衆一箇年勤仕、番士四人羽織袴著、武器に、鐵炮十挺、弓五張、長柄十挺、持筒二挺、持弓一組を備へ置(御府内備考、殿居書)

コフクヒジリ

吳服聖 江戸時代、吳服を賣買するものないふ、舊幕府法令名目に、今のせり吳服といふものとなり、此來由に付ては喜多村信節など委詳の説あれど、未得たりしが、當代記云、天正九年八月十七日高野聖、方々にて彌捕上げ可申旨被仰出云々、自昔高野山聖、諸國へ下る時、我と宿取ることなし、於、諸藩、宿かあ、と呼ぶ、心ある人は不審上下、宿をかす、若宿なければ、其ま、諸藩に明す、宿長今年聖殺害し給ふより此事なし、宿長果給ふては是より已來如元呼ることなし、只如、旅人、宿をとる、註に今は如、商人、衣服已下之物を持來て令、詰却、少の坊をもしたる聖は聖をも不持、馬上にて國を令上下、何も遠大師之提、平と見えたり、此に今といへるは、蓋し元和寛永の頃なるべし、當時高野聖の諸國を巡行して衣服を賣りし

コフサ

コフシ

コフシ

リ、吳服聖の稱起り、其の後は平人にて吳服を賣買するものを尙吳服聖と呼びしなりといへり、

コフサノシリガイ

小總執 馬具の名、連著の小さき云ふ「シリガイ」參看、

コフシメチンワウ

後伏見天皇 後伏見天皇、法隆初は理覺後ち行覺と改む(後伏見天皇の第一皇子、母は准三宮藤原經子、參照經氏の女なり、第九十三代天皇、正應元年三月御降臨、八月親王となり、二年四月皇太子に立つ、永仁六年七月御受禪、十月十三日太政官廳に即位し給ふ、正安三年正月位を皇太子邦治親王に禪る、在位僅かに三年、蓋し大覺寺派の天位を望みしによるなり、二條宮小路殿に移り、新院と稱す、後醍醐天皇位に即くに及び更に本院と稱す、花園天皇正和六年伏見上皇薨逝の後は、上皇専ら院政を行ふ、文保二年伏見上皇後宇多法皇と兩院十年迭立の約を結び、後二條天皇の皇子邦真親王を立つ、蓋し邦真の祖母は後深草天皇の女遊義門院なるを以て、持明院統を和げんとせしによるなり、然れども後伏見上皇は之を快とせず、元亨元年十月石清水に祈りて、皇子量仁を皇太子となさんことを祈り、正中二年皇太子邦真薨す、同年皇太子の早く大統を承けんことを賀賀社に祈る、蓋し是れ後醍醐天皇の約に違ひ御位の意志なきを憤らせ給へるに依るなり、元弘元年後醍醐天皇笠置山に遷幸し給ふや、北條高時量仁親王を立て、光嚴天皇となす、上皇常磐井殿に居して院政を行ひ給ふ、三年三月赤松則村後醍醐天皇の詔を奉じて來り攻む、上皇光嚴天皇花園上皇を六波羅に徙して、諸方の兵を徴す、五月足利尊氏上京す、上皇大に悦ぶ、而るに尊氏却て後醍醐天皇の詔を奉じて六波羅を攻

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

ひ、上皇大に驚き、圖を突き、近江伊吹太平護國寺に幸す、莊ること十八日京都に歸り、六月持明院に薨す、延元元年四月六日持明院に崩御、御壽四十九、嵯峨野に火葬し、骨を深草法華堂に安置する、今山城國紀伊郡深草村に在る法華堂は是なり(後伏見天皇御記、目録によれば二十二卷ありたるが如し、現存するもの數巻に過ぎず(大日本史、大日本史料))

コフシ

小普請 江戸時代、藤高三千石以下の旗本御家人にして、非役なるものをいふ(三千石以上は寄合と稱す、「コフシ」の條參看)旗下の小普請支配、御家人を小普請組と稱へて之を區別したり、共に小普請組支配の下に屬す、而して小普請にまた二つあり、應國にて、家督跡目被仰付を上下格と云ひ、頭の宅にて申渡書を渡す、羽織袴といふ、もと老人、又は幼年にして勤仕せざる者、普中其他に小普請ある時、奴隸に家人を添へて、役を助けしに起れり、然るに事故ありて、元禄二年以後は、百石二人の割にて、小判二兩を遣らしむ、これを小普請金と云ふ、支配(統理者)を云ふより組長を遣らすは、先づ私邸に招きて、祖先の事業及び本人の藝術を尋問し、能くを觀察す、此を遣對と云ふ、而して才能により、之を擧げす、然れども準門地と家格高とにより、大に出身の高低あり、兩番、大番、新番、(小普請)小十人、勘定衆、右等に補するを初任とす、これを御用入と云ふ、又天文方、聖堂、御量方へ出役、遠國の公務に赴くもあり、享保四年六月、始めて八組とし、支配八人を置き、組中を統理し、訴訟請願を遣せしむ(是より先は留守居にて管轄せしが、爾來は二百石以上は支配、以下は留守居の管する處となり寶曆三年六月より、二百石以下も小普請支配に屬せらる)老中の支配、三千石高、中之間詰とす、延享三年より、組

毎に組頭一人を置き、職祿三百俵二十人扶持とし、席次焼火間とす、又組毎に世話役三人あり、五十俵三人扶持なり、慶應二年八月、これを廢し、組は海陸兩奉行に隸す(明和御覽、徳川實紀、官制沿革略史)

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフシメチンワウ

後伏見天皇

コフジ

十四年三月改めて奉行となす、正徳二年八月、藤原、五年五月始めて、小普請方伊賀者組頭を置く、享保二年十二月再び之を置く、文久二年六月に至て藤原(明良)等、吏費、掌中大権、官制沿革略也。

コフシヤウ

國府城

今伏木町。今の野興寺の地とす。徳川幕府の初代、永享二年、水戸藩の藩政に據ると、源平盛衰記に見え、編年記に、文治三年に如意城如意波といふことあり、其文に據れば、如意城はこの國府城、如意波は六助寺波とも見えたり、また貞治元年、越中守藤原波高経の代官、藤原出羽に背き、信州の純井直常を引、越中の府中を攻めしこと、太平記評判に記せり、又永正の初め上杉房能國府に在て國政を執ること、鎌倉九代記等に見ゆ、然れば此等の時、國府城なること明し、天正の初めに神保氏春城城す、十二年より勝興寺を建立す、(シヨウコウカウ)参看(三州志)。

コフツチャウノホフ

五佛頂法

五佛頂即ち金輪佛頂、光榮佛頂、白傘佛頂、高佛頂、勝佛頂を本尊として修法するを云ふ、息災ならんことを祈る法也。恒武天皇の御宇、傳教大師之を修す、我朝修法の流傳なり(諸法要略記)。

コフネヤク

小船役

江戸時代納税の一種、荷船にあらざる漁船作船に課したる役税をいふ、諸國によりて異同あり(地方凡例録)。

コフノダイシヨウキヤウ

五部大乘經。大乗經の華嚴經二十八部(二百三十三卷)、方等(總二百六十三部一千一百三十三卷)、般若(總二十九部七百四十七卷)、法華(總十四部五十七卷)、涅槃(總十六部二百二十一卷)の五部をいふ(釋氏要覽)。

コフミ

小文。半切の抄文を云ふ、貞丈雜記に、小文の事、鳥の子にて杉原にても、半切にして

コフミ

調へ、殘る半分を上巻に用ふるなり、杉原の時は文を香く分廣く、禮紙の分狭く切るべし、半分は切りては狀のたけ短くなる故なり、上巻になる方は、狭くても能きなり、抄り禮紙の如し、隱密の狀は抄め細を付くることあり、

コフミゴナイシヨ

小文御内書。コフミイシヨを見よ。

コフミミゲウリ

小文御教書。小文にて書きし御教書を云ふ、又内御内書とも云ふ(蘭札記)。

コフンエイ

虎賁衛。左右あり、兵衛府の改稱、天平寶字二年藤原仲麻呂の職によりて改む、同八年仲麻呂の没後令制に復す(續紀)。

コフンシガクハ

古文辭學派。經學の一派、漢生祖傳の主張したる學派にて、祖傳は常に古文辭を尚び、古文辭を解するにあらざれば、經書の眞旨を得る能はずとなし、而して靡理及び理氣の説は、聖人の教にならずと爲して、大に祖傳を斥け、併せて中江藤樹、伊藤仁齋などの道徳説を以て、私心より擯棄せしものとなして之を駁す、門人太宰春臺等此説を相承けて學風海内を變す(先哲叢談、同合早學問、九經談)。

コベ

戸部。民部省の唐名、「ミンブシヤウ」を見よ。

コベ

高野原亭。大内熊耳。松崎觀海。金谷玉川。太宰春臺。太宰微儒。石島筑波。高葛波。石井鶴山。藤村等所。山縣周南。野村東阜。

コベ

名を正す、然れども庄郷清派の後を受け、其實を失ふもの少なからず、正保元年十二月令して、諸國の田畝を檢し、石高を録せしめ、始めて國郡國を制せしむ、之を正保圖と云ふ、然れども大抵豊臣氏の舊に依る、寛文四年三月新に領地目録を頒ち、郡名復舊の命を下したれども、却て其地を異にし(安藝の安北郡を高宮に、佐東郡を沼田に改めしが如し)又は舊を襲ひて改めざるもの多かりき、元祿十五年十一月再び檢田して國郡國を調達せしむ、明和元年青木教書郡名考を著し、六百三十一郡を録せり、天保中幕府令して亦郡名を調達せしむ、郡名考に同じ、明治維新の時も郡名は舊に依り、二年八月蝦夷を北海道と稱し、八十六郡を置き、八年五月魯西亞と約し、樺太を得、樺島と交換し、之を千島に屬し、三郡を置く、茲に於て七百二十郡となる、十一年郡名の制を定め、十三年一郡を分て三四郡となす、茲に於て北海道を除き、六百三十一郡を七百九郡となす、二十八年大に分合廢置を行ひ、尋て亦變改する所あり、琉球の五郡、北海道の八十郡を加へ五百三十三郡となれり、諸郡の各條及び、各國毎に表を附したれば、茲に見るべし、又縣(ケン)の條參看(廣野沿革考、郡名異同一覽、法令全書、史學雜誌)。

コホリ

水。霞の色目の名、海鹽草には、表は鳥子色にて、裏は白のすこしうるみたるものなりと、胡曹抄、四三條裝束抄には、表は白のみがきにて、裏は白なるものなりといへり、霞の色目の挿圖參看、

コホリウチ

小堀氏。姓は藤原、其出處詳かならず、光道の時近江國坂田郡小堀村に居住せるを以て氏を小堀と稱す、光道六代の孫正次、豊臣秀長に屬して戦功あり、後ち五千石を領す、關ヶ原の戦、徳川家康に與し、功によりて一萬石を賜ひ、備

コヘイ

胡瓶。胡國の酒瓶を云ふ、金瓶を以て作り、或は陶器もあり、一に風瓶とも鳥瓶とも云ふ、瓶の首を、風の頭に造りたる故なり、朝廷の節會に用ふ、大小の二種あり、大なるは人の丈程あり、小なるは一二尺なり、



(瓶所圖度調) 日御元服 記天永四年正月一日

の條に、東机置陶器鳥瓶一、口一、長一尺七寸許、以木作鳥頭形之と見え、延喜式造酒式諸節會供御酒器の條に、金銅胡瓶一口と見えたり(江次第抄、安永隨筆、建武年中行事詳解)。

コベツタウ

小別當。「ベツタウ」を見よ。

コボ

五墓。近裏(キンゼ)を見よ。

コボウ

孤峯。覺明(カクメイ)を見よ。

コホノミヤツコ

郡領。北山抄に郡領をよめり、「ケンミヤツコ」を見よ。

コホリ

郡。朝鮮語、白鳥博士は郡(Ko-pori)の Ko は 韓半島の韓、居族の居に當る言にて城の義にて、郡は 大城大邑の義なりと、又曰く郡は水と語形全く同じきものにて、水の一は「ミ」にて、Myu(冷) Myu(冬)等語同しく、寒冷の義に基きて起れる言なり、然るに國語に疑結を Kopol と云ひ、水と同じく此の動詞の名詞形なれば、疑結集合の義に出たるもの如く、或は韓語の結合集團の義ある、Ko-pori より出でしならんか」と、金澤博士は、コホリはコフラテ、コは大の義を有する可なり、三韓の古地名に忽骨は城縣大村の意味あり

り、忽は「コ」音なるが、韓音の H は純然たる喉音なるを以て、K と接したる音なれば兩者同一音にて、共に「Ko-pori」の轉化なりと、

コホリ

然る喉音なるを以て、K と接したる音なれば兩者同一音にて、共に「Ko-pori」の轉化なりと、孝徳天皇大化二年始めて國郡の制を定め、郡を分て三等とし、四十里を大郡、三十里以下四里以上を中郡、三里を小郡となし、郡毎に郡司を置く(「ケンシ」の條參看)、里は後の郷に同じく五十里を以て一里とす、蓋し月口に依りて、郡の大小を定めしなり、大寶令の制、郡制を改めて五等とし、二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上八里以上を中郡、四里以上を小郡、二里以上を小郡とす、和銅六年五月令して諸國郡名は好字を著けしむ、大寶以後郡の建置頗る多きも煩しきを以て略す、天平十年國郡名を上らしむ、醍醐天皇延喜式を撰するに及び、國郡名は二字を用ひ郡名を取らしむ、茲に於て郡名は二字に定まれり、式に錄する所五百九十郡あり、其後久しく變更を見ず、和名抄に載する所五百九十二郡、僅に陸奥大沼、陸奥阿多二郡を増すのみ、洞院公賢(南北朝時代)の著と稱する拾芥抄には、誤謬少からざれども、増して六百五郡となる、室町時代戰國の比に至りては詳細各地に割據し、其割取したる所を以て私に郡を建て、和名抄に載する所の郡名を郡名とするあり(郡を以て郡とする)とは、早く鎌倉時代の初期より見えたり、最も盛なるは此の時代とす、假令は上總國市原郡佐是郷、眞野郷を眞野郡、長柄郷を長保郷を長保郡と稱せしが如し、或は庄名の下に郡名を掲げしものあり、名稱最も亂る、天正十九年豊臣秀吉諸國に命じて、日本郡里の圖を進めしめ、尋て檢田を行ひ、田制を改め、國郡の石數を録し、諸侯を封するに石高を以てし、庄郷の稱を廢して郡を以て直に村を統べしむ、茲に於て大に境界を改め、郡

コホリ

名を正す、然れども庄郷清派の後を受け、其實を失ふもの少なからず、正保元年十二月令して、諸國の田畝を檢し、石高を録せしめ、始めて國郡國を制せしむ、之を正保圖と云ふ、然れども大抵豊臣氏の舊に依る、寛文四年三月新に領地目録を頒ち、郡名復舊の命を下したれども、却て其地を異にし(安藝の安北郡を高宮に、佐東郡を沼田に改めしが如し)又は舊を襲ひて改めざるもの多かりき、元祿十五年十一月再び檢田して國郡國を調達せしむ、明和元年青木教書郡名考を著し、六百三十一郡を録せり、天保中幕府令して亦郡名を調達せしむ、郡名考に同じ、明治維新の時も郡名は舊に依り、二年八月蝦夷を北海道と稱し、八十六郡を置き、八年五月魯西亞と約し、樺太を得、樺島と交換し、之を千島に屬し、三郡を置く、茲に於て七百二十郡となる、十一年郡名の制を定め、十三年一郡を分て三四郡となす、茲に於て北海道を除き、六百三十一郡を七百九郡となす、二十八年大に分合廢置を行ひ、尋て亦變改する所あり、琉球の五郡、北海道の八十郡を加へ五百三十三郡となれり、諸郡の各條及び、各國毎に表を附したれば、茲に見るべし、又縣(ケン)の條參看(廣野沿革考、郡名異同一覽、法令全書、史學雜誌)。

コホリ

中松山城に治す、其子遠江守政一、始め秀吉に仕へ、後ち家康に屬し、近江國一萬二千石を賜ひ、淺井郡小峰に治す、元和九年伏見奉行職となる、茶道の名流として、又書畫古器の鑒定家として有名なりし宗甫これなり、其六代の孫和泉守政方また伏見奉行となりし、天明八年五月罪ありて封を除かる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録)。

コホリカハテンワウ

後堀河天皇

名は茂仁、高倉院天皇の孫、後高倉院天皇(守貞親王)の第三皇子、御母北白河院藤原隆子、第八十六代の天皇、建曆二年二月十八日御降臨、承久三年七月、北條義時、仲恭天皇を廢したるの後迎へて之を立つ、御年十歳、位に在ること十一年、改元するもの六、貞永元年十月、位を四條天皇に譲り、文曆元年八月六日崩す、御壽二十三、京都市下京區熊野町製音寺院に葬る、天皇容貌詳雅、喜色色に見はれず、資性寛仁、政事清簡ならず、頗る文雅あり、學を好み毎に儒臣を召し論議ありといふ(皇胤通鑑、大日本史、隆盛一覽)。

コホリノツカサ

郡司。「ケンシ」を見よ。

コホリノミヤツコ

大領。郡司の一、「ケンシ」を見よ。

コホリノギヤウ

郡奉行。武家の職名、又は郡代、大代官の稱あり、「ケンダイ」、「ダイクワン」の條を見よ。

コホリマサカズ

小堀政一。政一。正之。政恒。政房。政時。政方。正保。正和。

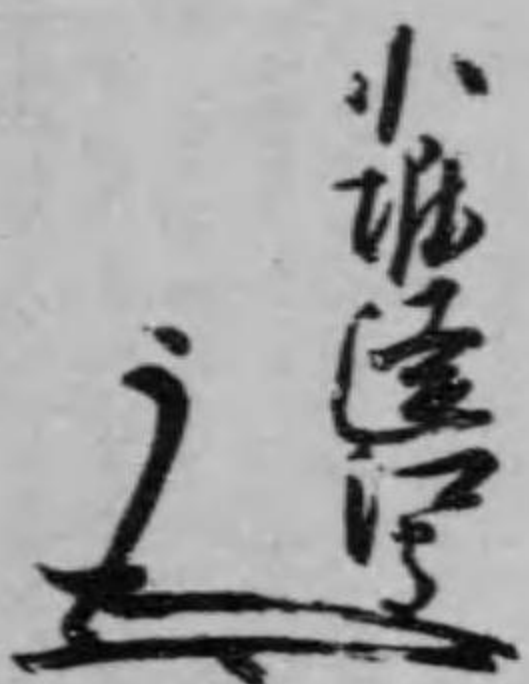
コホリ

新助、大有、宗甫、孫登、韓合庵と號す。遠江守たるを以て、世に小瀬遠州と稱す。...



(集苑樹葉編科史) 殿所氏冬時井橋京東

後秀吉の家人もなる、關ヶ原の戦役徳川家康に召され、遠江國に於て二千石を領す、元和九年伏見奉行となり、職に在る事二十餘年、正保四年二月六日卒す、年六十九、

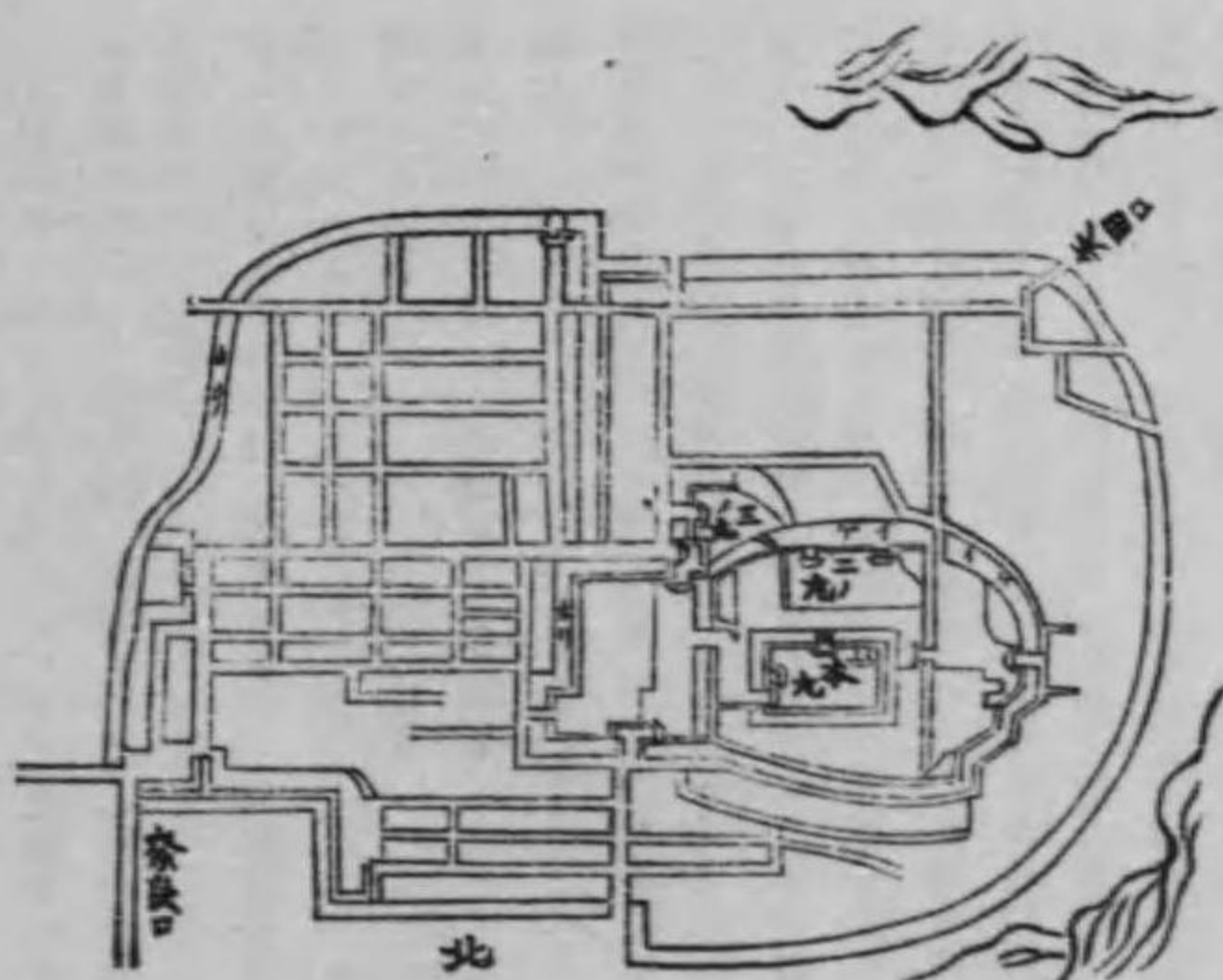


(押花一政)

して遠州流の祖となる、號れて和歌及び書を善くし、人物草花皆胸襟潇洒なることを高す、また器物を鑿

コホリ

定する事出藍の弊あり(藩論譜、扶桑名畫傳、野史) コホリヤマジャウ 郡山城 大和國生駒郡郡山町...



五年松平清國、寛永十六年本多政勝、子政長に傳ふ、延寶七年本多忠泰、五世に傳ふ、享保九年柳澤吉星入封、爾後子孫世襲して明治維新に至る、食封十五萬石、同初年城を毀つ(和州喜跡考、主關合誌記) コホリヤマジャウ 郡山城 大和國生駒郡郡山町の北〇本丸、二之丸、三之丸、延丸、一位

コホリ

の埋等備る 武二年毛利時親此に築き、子孫相次ぎ吉田庄の地頭たり 大永三年毛利元就、多治比呂掛より郡山に入り、中國を平定し、兵威盛大四隣を壓倒す、因て郡山全山を城郭と爲す、其孫輝元の時、天正十八年城險なるを患ひ、廣島に移り、郡山城を廢す(豊後通志)

コホレモノ 散者 ちりんになりて馬道などを運く散をいふ(鈴鉢)

コマ 小間 江戸時代、府内に課したる役の名 間小間(キキコマ)、公役小間(タキコマ)等の名あり、各條を見よ、

コマ 高勾麗 三韓の一國にて古朝鮮の地なり、コマは朝鮮語にて、コは形容詞大の義、マはマル、ムルとも云ひて、高勾麗にて城の義、大城即ち部の義なりと云ふ、故に高勾麗は正しくはコマル又はコマなるが、何時か其元音を忘却して、コマリと訓ませ、又勾を去りて専ら高麗と書き「コマリ」若くは「コマリ」と讀ませたるより、西洋諸國にて、この讀方に従ひて、朝鮮國を「コレア」又は「コレール」と呼ぶに至り、我が國史に舶と書きて、コマと訓するを常とす、是よりコマの名は、兎角歌類を連想して、益々其本義と相離るに至り、舶は韻の略字、高勾麗は韻種なればかくは書せしならん 我紀元六百二十四年、高勾麗の始祖朱蒙立つ、其北に國あり、扶餘と云ふ、扶餘王金蛙の子、骨表奇偉、年甫めて七歳にして、自ら弓矢を作りて之を射るに發して中らざるなし、扶餘の俗、善く射るを謂て朱蒙と云ふ、故に之に名づく(朱蒙、又都牟と書す)兄弟其材能を忌みて、之を殺さんとす、朱蒙は逃れて東南に走り、本木扶餘(平安道咸川府)或云、本木扶餘は、今の朝鮮の地に非ずして、鴨綠江の西に在る

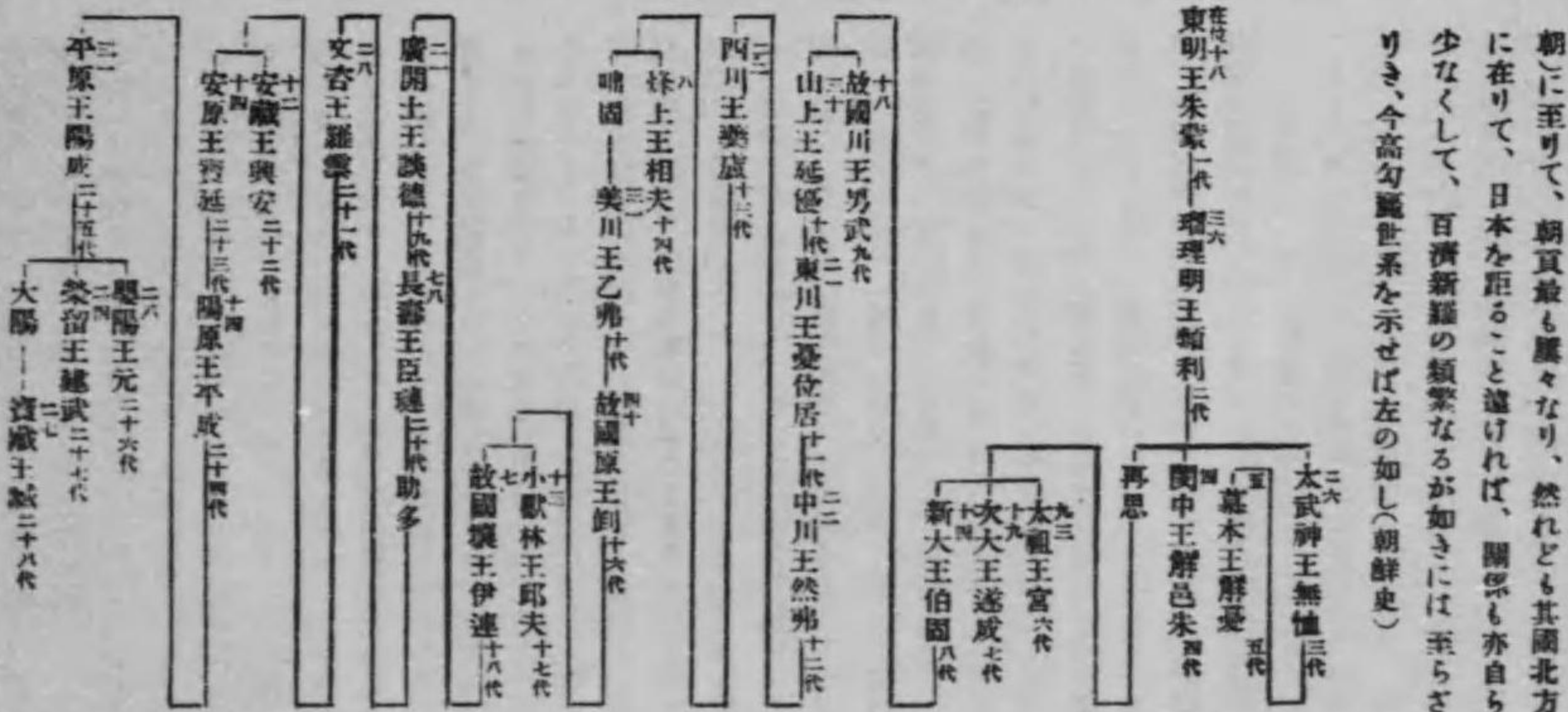
コホリ

べしと、本木又經本に作る)に至り沸流水上に都を定め、國を高勾麗と號し、高を以て氏とす、四方來り附く者頗多し、朱蒙沸流水に乘葉の流れ下るを見て人の上流に居るを知り、往て之を尋ねるに、果して國あり、沸流と云ふ、其王松讓を見て驚を懐く、遂に之を降せり、又城郭宮室を營ふ、鞏固(滿洲吉林省、及び盛京省東境)の傍に、ことを患ひて、之を擯斥し、若人北沃沮を伐て之を滅ぼす、瑯瑁王の時、鮮卑(内蒙古科爾沁南境)を降し、瑯瑁を滅ぼす、漢の王莽、高勾麗をして、匈奴を伐たしむ、王命に従はず、嚴尤を遣して來り撃たしむ、王命に従はず、却りて漢の邊境を侵すこと益甚し、太武帝王に至りて、扶餘と號ひて、其王を殺し、蓋馬、勾茶、樂浪を取りて、疆域を拓き、勢最雄盛なりしが其末に至りて、漢の光武、兵を遣し樂浪を伐ちて、其地を取りて郡縣とし、薩水(平安道清川江)以南は、漢に屬したり、再傳して本木王に至り、暴戻不仁にして、國事を恤へず、其臣杜魯の爲めに試せらる、太子嫪、不肖なるを以て、國人瑯瑁王の孫宮を迎へ立つ、之を太祖王と號す、出で、東沃沮、蓋那、朱那等を略し、又蓋馬、滿都、馬韓、鮮卑と興に漢を侵し、玄菟遼東を攻め、其勢頗盛なり、深く弟遼成を信任して、威福を擅にせしむ、遼成、陰に異心あり、王在位九十四年にして、遂に位を遼成に傳ふ、王者の即位此に始る、遼成の立つや、右輔高福寧及び太祖王の子を殺し、頗る兇逆なり、明臨答夫民の忍びざるに因りて之を弑す、左輔高支留、群臣と謀して、王の弟伯固を迎へ立つ、之を新大王と曰ふ、答夫を以て國相とす、王の子故國川王は、處士乙巴素を聘して國相とし、且其舉ぐる者優留を賞せしが如きは、最希世の事なりとす、又田獵に因りて、民の窮するを見て、其衣食を給し、遂に賑貸の法を立て、頗る英

明の主なりしが、其薨するや、王后于氏諂して夷を發せず、王の弟發岐の弟に往き、其位を嗣がんとす、發岐は、發岐從はず、又其弟延優の家に奔る、延優迎へ入れて之に飲ましむ、后遂に延優を宮に入れ、遺命を傳めて之を立つ、即ち山上王なり、發岐師を起して延優を討つ、克たすして死す、東川王の時魏と戦ひ敗れ、城を平壤に築きて都を移せり、四川王に至り、蓋馬(滿洲吉林省)來り寇す、王其弟連買をして之を伐たしめ、酋長を殺す、因て連買を討じて安國君とし、諸部驚懼せり、于峰上王を立て、叔父連買及び弟唯固を殺す、時に年數登らず、黎民所を失ふをも顧みず、大に宮室を修め、人民々に困めて流亡す、群臣諫れども聽かず、國相會助和之を廢す、王自ら經れて死す、助利唯固の子乙弗害を民間に迎へて立つ、是を美川王とす、王薨して故國原王位を繼ぐ、王の末年(我紀元二千九百九十九年)に至りて、始めて百濟を侵し、百濟の近肖古王も、亦精兵を出して之と戦ひ、故國原王終に流矢に中りて薨す、是より後兩國怨を結び、互に兵を出して侵伐し、廣開土王は、約ら水軍を帥めて、百濟の諸城を攻め陥る、是より五十餘年間、兩國の戦争なかりしと雖も、其怨は尙解けず、百濟の蓋馬王、使を魏に遣して高勾麗を伐んことを乞ふ、魏從はず、又高勾麗の長壽王は、浮屠道琳をして百濟に往き、其王に勸めて、宮室權閭を壯麗にし、妾に不念の土木を興さしめ、食庖虚く人民窮し、國勢甚だ危きに及びて、自ら將として之を攻め、七日にして其城を拔き、王を殺す、蓋馬王の子文周立ちて都を熊津(忠清道公州)に徙す、其臣解仇、權を擅にし王を弑す、子三斤立つ、解仇を殺す、東城王に及びて益蓋爾、兩國の兵争も亦絶えたりしが、一たび新羅を敗りて高勾麗と戦ひしより、文

奇王亦來り侵せり、然れども東城王は臨瀛閣を起し、又池を穿ち園を築き、諫者を拒きしを以て、終に其臣苟加の爲めに弑せらる、于武事立ちて、苟加を討ちて之を誅せり、是より蓋馬王の時に至りて、高勾麗の文奇、安爾、陽原の諸王と戦ひしが、蓋王新羅と兵を合せて高勾麗を伐たんことを謀れども、新羅の眞興王從はず、反りて高勾麗に邊せしかば、蓋王恐りて新羅を侵し、大に敗れて終に擊殺せらる、爾の文帝の時に當りて、高勾麗の嬰陽王、鞏固の衆を率ゐて遼西(滿洲盛京省西境)を侵す、文帝怒り、漢王諶等をして之を伐たしむ、偶水濱に值ひ魏轉輸がす、又疾疫あり、遂に師を還す、王も亦懼れて罪を謝し之と和す、二十三年(隋大業八年)に至り、文帝の子煬帝、親ら六師を帥て、二十四軍に命じ、三十萬五千の兵を發して之を討つ、大敗して還る、明年に至り、煬帝再び師を興して遼東城を攻むれども、二十餘日にして拔けず、會々楊玄感(支那河南省滑縣府滑縣)に反す、報遼東に至る、煬帝遂に軍を引きて還る、嬰陽王薨じて其弟榮留王立つ、是時隋亡びて唐之に代りしに因りて、使を遣して和親を結ぶ、末年に至り、唐の太宗陰に之を取るの心あり、已にして泉蓋蘇文、王を弑して、王の好婦を立つ、是を寶藏王とす、寶藏王三年(唐貞觀十八年)唐太宗自ら將として諸軍を指揮し新羅、百濟、高麗(内蒙古東南境)契丹に命じて之を撃たしむ、遼東道行軍大總管李世勣、副大總管江夏王道宗、遣りて遼水を渡り、蓋平(滿洲盛京省遼平縣)を拔きて蓋州とす、平壤道行軍大總管張亮は、舟師を率ゐて、東萊(支那山東省萊州)より海を濟りて、卑沙城(滿洲盛京省海城縣)を襲ひて之を陷る、太宗亦自ら遣りて遼東白狼(滿洲盛京省遼陽州)の二城を拔きて州と爲し、更に轉じて安市(滿洲盛京省遼

平野を攻む、之を抜く能はず空しく師を班す、太宗再征を企てし、崩じて其意を果さず、唐の高宗、既



ゴマイカフト 五枚兜 鉢付の板の五枚ある兜を云ふ(カフト)參看、保元物語白河殿夜討終



高麗犬と名付け、神社の守護神となせりと(四)倭調案に、狛犬其始め高麗より渡しける獅子の倭なり

云は非也、扱文は猶も犬でもよし、狗犬に倭る事でもなし、それを神社の外に置く談なるべし、天子にも階の本にはなきにても知るべしとのたまへり

コマカク 高麗樂(狛樂) 高麗國傳來の音楽をいふ、後には古く我國に傳來せし外國の樂を總稱す

イヌ

ウチ

コマカ

コマカ

コマカタノジンジャ

駒形神社
の樂を教ふる事を掌る(令義解)
陸奥(今陸中)贈澤郡金ヶ崎村駒形山〇現今國幣

コマキウイ

古満休意
江月の人、寛永十三年徳川家光に召されて蒞師となる、古満家の元祖なり、寛文三年九月二十九日歿す、子孫代々江戸將軍家の蒞師となる、其系統は左のごとし(工藝鏡)

〇休意に久藏、久藏に久藏、久藏に久藏

勤助六 六右衛門 久藏八 源藏

清兵衛十 清兵衛十一

寛徳 寛政

大村玉山 文政

野村休甫

コマキゴテン

小牧御殿

コマキジャウ

小牧城

尾張國春日井郡(今東春日井郡)小牧驛の西の山上に在り、一名飛車山と云ふ、弘治二年織田信長清須より移り暫く居す、祖父物語に小牧越と云へるは此事なり、古城志に「乾の方にあり、四方三重堀西の方雄偉の地あり」と見ゆ、城成りて祝儀の連歌百韻ありし時、紹巴あさあけの體は柳さくらかなを詠して信長の意に叫はずして逃れしことあり、山嶽の小牧、岡々、西島、村中等其時の城下にて土農工の居なりしとぞ、永祿七年九月美濃國稻葉山に移住の後廢城となりしが、

コマキ

天正十二年豊臣秀吉織田信雄と隙あり、長久手に戦ふや、徳川家康信雄を援けて秀吉を撃ち、大勝を得てより史上著名の地となる、故に寛永二年尾州侯瑞龍院其田地を尊び御殿を山下の町に創建し、小牧御殿と稱し、關東參勤の往復の宿所とし、又寛文などに休憩する假殿となす(尾張志、尾州府志、尾參實錄)

コマキノタカヒ

小牧戦
春日井郡(今東春日井郡)小牧村に豊臣秀吉、山崎の戦に於て、明智光秀を亡ぼしたる後、密に四海を統一して天下を掌握せんことを圖り、まづ織田信長の子信孝を殺し、尋で織田氏の宿將たりし柴田勝家、佐久間盛政等を平け、瀧川一益、佐々成政等を降すに及び、更に信孝の兄なる信雄を除かんとし、利を以て其家老津川玄蕃允、岡田長門守、淺井田宮丸を誘ふ、信雄探知して大に怒り、遂に三臣を誅す、茲に於て秀吉は、信雄放なくして其真臣を殺したるを名として征討の軍を擧げたり、信雄即ち援を徳川家康に求めしが、家康之を諍して兵を出し、遂に小牧の戦を見るに至り、天正十二年三月七日、家康一萬五千餘騎を率ゐて、居城遠州濱松を發し、十三日尾張清須に著して信雄と會し、尋で陣を小牧山に移す、會々秀吉の部將池田信輝尾張犬山城を攻めて之を陥れ、更に女將森長一と共に、樂田羽黒の附近を侵し火を民家に放つ、茲に於て家康の部將藤原康政、奥平信昌、大須賀康高等兵を率ゐてこれを迎へ、討ち大軍を具して大阪を發し、犬山城に著き、尋で樂田に移り、二重堀等の要害を擧げて小牧山に對陣す、既にして四月三日豊臣秀次は池田信輝、森長一、堀秀政等の諸將を率ゐ、二萬有餘の兵を別ち、樂田より東方の山に沿ひ、小牧山を右に望みて、榎木、柏木の地

(戦の手久長)

を襲ふ、家康之を探知し、大須賀康高、榎原康政、水野忠重、本多康重等に四千餘騎を援けて、本多康孝の擁りたる小幡城に入らしめ、尋で信雄と共に小牧を發す、信輝等は九日の早曉、丹羽氏重を諸和村なる岩村城に圍みて之を陥れ、堀秀政は愛知郡檜が根に、秀次は春日井郡白山林に陣して人馬を休むるに際し、本多忠勝、水野忠重等俄に起つて、秀次の營を襲ふ、事不意に出で秀次防戦するに違あらずして敗走す、即ち陣に乗じて追撃し長久手に至る、茲に於て、秀次は、長久手原の松原に家康信雄兵四千を率ゐて陣したるに會し、再び破られて退く、而して信輝長一は二町を距て、松山の原に屯し、軍を整へて勝敗を一時に決せんとなす、時に井伊直政長久手の襲の方より出で、之に當り、諸將また來り會し、兩軍殊死して戦ひしと雖も長一はまづ流丸に當りて斃れ、信輝は永井直勝に、其子之助は安藤直次の爲めに討れ、秀次また敗れて樂田に走る、家康の兵追撃して首級を擧ぐることに實に一萬餘級に及び、秀吉樂田に在りて敗報をき、汗馬に疲れて長久手に赴きしと雖も、家康既に兵を収めて小幡に在りしを以て、其龍泉寺に宿し、翌日更に小幡を襲はんことを圖りしが、家康其機を察し信雄と共に小幡山の本營に移りしか故に、秀吉また兵を収めて樂田に歸れり、秀吉は前途の成功を急ぎしが故に、永く家康と兵を構ふるの不利なるを察し、小牧長久手敗軍の後、幾干もなくして信雄と和し、更に家康に使用して和を求めしかば、家康も和を希望せる際なりしを以て之を諍す、爾來家康の威名頗る高き、諸將亦密かに心を傾くるもの紛ならず、隱然として勢力を有し、他日覇業を爲すの基固を爲したり(家忠日記、徳川實紀)

コマツ

コマツジャウ

小松城

郡小松町(即今小松市)享保四年一向宗徒の賊魁に、小松道秀と云者、北陸七國志に見ゆ、是れ古書に見えたる始めなり、爾後永祿五年朝倉義景明智光秀に日本にての要害の地を問ふ時、加賀にては小松邊と答ふることに明智記に見ゆ、然れど城のことはいはず、同七年九月義景出馬、本折小松城陷といふこと宗滿雜談に見ゆ、是れ城の字見えたる起原なり、世俗の口傳に古の小松の地は今の本折なりといふ、本城の起原詳ならず、或は云、此地篠のみ繁茂せるを、天正四年加賀の賊魁若林長門、之を交授て城を築く、此地關領たるを以て關の小松と名づく、或は云、樂田勝家城に取立て徳山某を置くと、八年織田信長、村上次郎右衛門義明に六萬六千石を賜ひ、此城を治せしむ、慶長二年堀秀政の子秀治、越後春日山に移る時、從うて越後本莊へ遷る、因て豊臣秀吉、丹羽長重を此に封ず、五年前田利長之を攻め陥り、尋で所領と爲す、利長、同族對馬長棟を小松城に置く、其子孫相繼ぎて守る、寛永十六年三世利常の養老城と爲す、萬治元年萬後、前田三左衛門直之を城代とす、延寶二年直之歿し、前田長成之を繼ぐ、七年城番とし、是より毎年交代して之を守り、明治維新に至る(三州志)

コマツタニコバウ

小松谷御坊

コマツチユウシヤウ

小松中將

コマツチユウナゴン

小松中納言

コマツドノ

小松殿

山城國京都入條の、堀河の西に在り、名勝志に、小松谷と云所なるべしと

コマキ

を襲ふ、家康之を探知し、大須賀康高、榎原康政、水野忠重、本多康重等に四千餘騎を援けて、本多康孝の擁りたる小幡城に入らしめ、尋で信雄と共に小牧を發す、信輝等は九日の早曉、丹羽氏重を諸和村なる岩村城に圍みて之を陥れ、堀秀政は愛知郡檜が根に、秀次は春日井郡白山林に陣して人馬を休むるに際し、本多忠勝、水野忠重等俄に起つて、秀次の營を襲ふ、事不意に出で秀次防戦するに違あらずして敗走す、即ち陣に乗じて追撃し長久手に至る、茲に於て、秀次は、長久手原の松原に家康信雄兵四千を率ゐて陣したるに會し、再び破られて退く、而して信輝長一は二町を距て、松山の原に屯し、軍を整へて勝敗を一時に決せんとなす、時に井伊直政長久手の襲の方より出で、之に當り、諸將また來り會し、兩軍殊死して戦ひしと雖も長一はまづ流丸に當りて斃れ、信輝は永井直勝に、其子之助は安藤直次の爲めに討れ、秀次また敗れて樂田に走る、家康の兵追撃して首級を擧ぐることに實に一萬餘級に及び、秀吉樂田に在りて敗報をき、汗馬に疲れて長久手に赴きしと雖も、家康既に兵を収めて小幡に在りしを以て、其龍泉寺に宿し、翌日更に小幡を襲はんことを圖りしが、家康其機を察し信雄と共に小幡山の本營に移りしか故に、秀吉また兵を収めて樂田に歸れり、秀吉は前途の成功を急ぎしが故に、永く家康と兵を構ふるの不利なるを察し、小牧長久手敗軍の後、幾干もなくして信雄と和し、更に家康に使用して和を求めしかば、家康も和を希望せる際なりしを以て之を諍す、爾來家康の威名頗る高き、諸將亦密かに心を傾くるもの紛ならず、隱然として勢力を有し、他日覇業を爲すの基固を爲したり(家忠日記、徳川實紀)

コマツナイフ

小松内府

平重盛(マヒラノシヤモリ)を見よ、

コマツノミカド

小松帝

光孝天皇を稱す、クワカワチンワツを見よ、

コマツヒキ

小松引

子日遊(ネノロノアツ)を見よ、

コマツヤマノミサザキ

小松山陵

後田邑(マノムラノミサザキ)を見よ、

コマツルギ

柏劔

柄長くして頭に輪のある

コマテウシキヨク

高麗調子曲

古島蘇(コトヨク)を見よ、

コマト

小的

射場的の一種、小さいのを云ふ、本朝軍器考に、小的は定まれる事なし、徑一尺

コマツ

コマツ

二寸より下つた、いかほどもあるべし、一箱を組み入んば、一尺二寸、一尺八寸、六寸、五寸程で五ツ也と云ふ、繪がかむ様は大的的などの式の如くにて、廻りには繪垣を繪がく、是古制を存せんが爲めなるべし、上と左右の下と、三所を串に挿て立つ、其徑の少しきなるに隨ひて、或は二所も、或は一所も挿べし、蓋に文字かく事は古には無りし也、又神に射てまゐらすべき時に、繪がかむ様も、大的の如し、但し繪垣あらん所に七五三の筋を引也云々、長秋記大治四年十月二十六日弓場始の條に、案内云、無御射、時、小的云々と見えたり、猶高忠聞書、岡本記、貞丈雜記等にも見えたりは就て見よ、

コマノコホリ 高麗郡 武藏國 入間郡の地なり、延喜式又高麗に作る、和名抄に上護(カマツフサ)等の郷あり、明治二十九年入間郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考、法全書)

コマノコホリ 巨麻郡 甲斐國 延喜式に見えたり、風土記に、西限、木賊川、東限、小田谷、南限、磐橋、北限、抄部寺、とあり、延喜式又巨麻に作る、和名抄に等力(トトロキ)逸見(ヘミ)深原(タリハラ)青沼(アチマ)真衣(マキヌ)大井(オホキ)市川(イチカ)川合(カハキ)餘戸等の郷あり、後、青沼郷の地、山梨郡に入る、拾芥抄巨麻に作り、以後之に従ふ、明治十三年五月分て三郡とす、北巨麻郡、中巨麻郡、南巨麻郡、即ち之なり(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

コマノハヒ 胡麻蠅 街道筋にて旅人の裝を爲し、旅人をだまし物を盜む者云ふ、俣野葉に、護摩の灰也、さるを無頼の徒に呼ぶものは、こをもて人をだまして儲貨をむさぼりしより、いひ出たる成べ

コマバクエンアツカリ

し、南都にてよろいといふ、と見ゆ。

コマバノウツラガリ

駒場野鴉狩

吉日を行はる、當日は番頭番士置匠は更なり、是に關する人々何れも華美に行粧し、番頭の支配によりて選退す、將軍は馬に乗り、若年寄以下近侍中奥の人々騎馬にて扈從し、一同立場にて馬試あり、終に狩場に至る、番頭番士等勢子を入れて鴉を狩出す、近侍の人々之に鷹を合すなり、二に小鷹狩とも云ふ、終て將軍は高處の休憩所にて番頭番士以下の馬術を上覽し、後ち一同に酒肴を賜ふ、**三**代將軍家光の頃より行はれたるも、未だ恒例の儀とならざりしが、八代將軍吉宗の時(享保中)諸隊の近引演習の爲め且つは親しく田圃を改治して農民勤苦の状を觀察せんとす、毎年はる、こゝとなりしより、爾來將軍家の定例となり、十三代將軍の時までは毎年行はれたるが、十四代將軍以後は天下多事の爲めに遂に廢れたり(徳川實紀、幕府年中行事、風俗書)

コマバクエンアツカリ

駒場薬園預

「ヤクエンアツカリ」を見よ、
コマヒキ 駒牽 諸國の牧場より買運せる御馬を、天皇の御覽せらる、儀、毎年八月行はる、十六日信濃國勸野の馬十六疋を奉る、もと十五日なりしが朱雀院の御國忌に當るを以て十六日に改む、十七日は甲斐國鹽坂の牧馬、二十日は武藏國小野の牧馬四十疋を奉る、其外秩父の馬二十疋、立野の馬十五疋を奉る、二十三日には信濃國月の馬二十疋、二十八日には上野の馬五十疋ひかる、また其駒を逢坂の關まで、官人迎に出づる事あり、駒廻へと稱す、コアフサカノセキと參看、**上**陣陣座につき解

コマフエ

文を奏す、事はて公稱以下次第に御馬を給はる、馬のさしつなを取りて御前に進みて一拜して退出す、**儀**の御馬は引分の使にて院東宮等然るべき所々に給はるなり、**儀**の末頃より諸國の駒牽絶えて、信濃望月ばかりは、後醍醐天皇の頃まで行はれし事、建武年中行事に見えたり(九條年中行事、小野宮年中行事、江次第、年中行事抄、公事根源)

コマヒキセニ

駒曳錢

駒曳きたる形を鑄造したるに因て名づく、古へ之を厭勝に用ひたるも傳ふ、一文を常の錢十文に替る(鹽尻)

コマフエ

狛笛(高麗笛)

種、又伎横笛、高勾麗笛に作る、高麗の樂曲に之を用ふるが故に此名あり、音に越調品、雙調品、平調律の三音あり、而して高麗笛の壹越は唐笛より二律高し、**儀**竹にて作る、長さ一尺二寸、徑は尾端に於て三分程なり、もと横笛の尻よりさし入れらるゝ程に小なりしが、今は大なり、孔は六口にて外に吹口一つあり、蟬及び櫻皮を施し、青地綿を以て首を纏る、**儀**何時頃より傳はりしや詳ならず、尤恭天皇の時樂人の買入ありしをみれば、當時より傳はりたるが、白河天皇の時、既に絶えしを慨かれ公滿を御として傳定に傳へしらるゝとの説あり、**儀**(フエ)の條及び、雅樂(カガキ)の辨證卷(和名抄、樂家録、體抄)

コマボコ

狛鉞

四曲の中の一、一に執鉞舞と稱し、又花鉞樂とも云へり、中曲〇拍子二十二、舞者四人、番舞打越樂、**儀**傳に高麗の朝貢船は、五色にいろどりたる神を執て、船をやりて入津す、其法に象どりて此舞を作ると云ふ、依て我國に於て神泉苑大井川等

コマリヨウ

の池の面などにて、船遊びの時、龍頭儀首の船頭、童部の變装を著して神を取りて舞ふも、これに依れるなり、舞樂(アサキ)の舞圖卷(禮樂志、歌舞樂時史、舞樂圖說)

コマムカヒ

駒迎

駒牽(コマヒキ)、逢坂關(アフサカノセキ)を見よ、
コマリヨウ 狛龍(高麗龍) 高麗樂、壹越調三十四曲の中の一、小曲なり、或は中曲と稱す〇拍子十一、念拍子十二、舞者二人、**儀**作者傳來共に詳ならず、**儀**馬、行幸の時、蘇芳并と共に之を御輿の前にて奏す、舞ありしかど、後世絶えたり(樂曲口傳、禮樂志)

コマル

鈎丸

いふ、**儀**鈎丸といへば麗の房をいふ、コウマロチといふべきなり、**儀**將軍家には紫を用ひ、平人は黄赤黒と三段に染めたるものを用ふ(貞丈雜記)

コマルジャウ

小丸城

郡五分一村、北方二町許の所に在り、**儀**天正三年織田信長、佐々成政を本郡に封ず、成政城を築き居す、本丸東面西二十五間、南北二十七間、高さ二丈五尺許、四方に堀あり、幅十間餘、土居高さ九尺許、**儀**石土居の内長巳の角に在り、同正成政の方に在り、大手口權藤岡巳午の方に在り、**儀**總領南方に四返、三方に二返、東西九十間餘、南北百八十間許あり、九年に至り越中富山へ移る、城遂に廢す(城邊考、越前國名蹟考)

コマルヤマジャウ

小丸山城

登鹿島郡所口村、今の七尾町、**儀**天正十年前田利家七尾の舊城を此地に移す、**儀**天正十一年利家金澤へ遷りてより、前田安勝、及び其男貞隆、高島定吉、中川光重をして守らしむ、慶長四年利政に鹿島

コミカドノジンジャ

小御門神社

羽咋二郡を分與し、此城に居らしむ、五年利政除許、利長に附せしむ、因て又長驅をして守らしむ、寛永十六年に至りて廢城となる(三州志)

コミカドノジンジャ

小御門神社

所下越國香取郡小御門村名古屋〇別格官幣社、**儀**神原師賢(クワザンケンモロカミ)參看、**儀**初め此地に一の古墳あり、世呼んで公家墳といふ、安政年間、伊能頼則、藤原師賢の事蹟を考へ、其墓ならんことを説き、尋て清宮秀堅公家墳考を著して之を詳かにす、明治十年有志相謀りて社殿等の諸宇を建て、十四年九月に至て成る、朝廷持旨を以て小御門神社の神號を賜はり、且つ若干の金幣を賜はる、十五年官幣社に列す(官國幣社一覽、名勝地誌)

コミカハシヤウ

小見川城

香取郡小見川町、**儀**足利時代土豪小見川氏に據る、後ち徳川家康松平家忠を一萬石に封じ、此城に居らしむ、慶長五年家忠伏見城に於て戦死、其子忠利襲て是に居る、六年二月利忠を三河深澤に移封し、七年土井利勝を此地に封ず、尋て十五年佐倉に移る、城遂に廢す、十七年、安藤重信封ぜらる、寛永十六年十一月内田正信一萬石にて此地を領し、陣屋を置きて治す、子孫世襲明治維新に至る、**儀**廢城考、恩榮錄)

コミシカ

込高

江戸時代、私領にて知行渡の時、餘分に渡す高をいふ、假令は是までの知行五百石の物成四つ取の所、土地となり、三つ五分取の村方にて五百石渡るとき、先行五百石の取米二百石を、代知物成の三つ五分にて割れば、五百七十一石四斗二升餘となる、此内先知の五百石を引渡り七十

コミノラテンワウ

後水尾天皇

一石四斗二升餘を込高と號し、渡すなり(地方大成) 御名は政仁(初はタマヒト)幼稱は三宮、法皇國淨、**儀**後醍醐天皇の第三皇子、御母は中和門院藤原前子、第八代天皇、**儀**文永五年六月四日御降誕、慶長五年十二月親王となり、同十六年三月後陽成天皇の禪を受け、同四月十二日即位、御年十六、元和二年大阪役事て四海統一に歸し、始めて武を僅せ文を修め、昇平寧謐なり、寛永六年十一月、皇女皇子に位を讓る、在位十八年、年號三政元するもの二、讓位後院に在り政を聽くこと五十二年、延寶八年八月十九日崩す、御壽八十五、京都泉涌寺に葬る、天皇和歌を好む、また挿花を嗜み、南庭に數間の假屋を設け世に名ある者、**儀**論ぜす多く召集して其技を聞はしめ給ふ、世に禁中の大立花と號す、天皇亦志を典故に留め、當時の年中行事を撰び觀書し給ふ(皇風通運録、機記、野史)

コン

酒宴の時に盃を他に獻す事、ひと杯の酒を三杯呑むを三獻と云ふ、四季草に、獻數の事、一獻と云ふは何にても春(すひ物も春なり)を出し、盃を三杯にひきまげも、**儀**子に付て出る也を出して、三度(三盃)の事勤めて、其春の膳のもどり、盃も三杯も入るは一獻也、次に又春を出し、盃三杯を出し、三度勤めて、春も盃も三杯も入る、是一獻也、**儀**進運るとも皆同じ事也云々、松の落葉に、ひと杯の酒のむを一度といひ、三度のむを一獻といひき、なみある座にてさかづきを一たびぐらしのむをば一巡といへり、さてもの、儀式にうるはしくのむは、三度と三獻とにぞありける、四宮記一の卷に、樂子音之、大供御第三度と見え、大鏡六の卷に、御賀茂詣の日は、社頭に三度の御かはけ定にて、まゐらするわさ

コン

酒宴の時に盃を他に獻す事

なるを、その御時には福宜神主も心えて、大かはけをぞまらせしに云々とあるなどを見れば、三度は酒のむ作法なん、四宮記一の卷、臣下大嘗のくだりには、三獻問答人不動座、四獻以後諸禮起座獻盃、と見え、三獻もうるはしく酒のむ作法にぞありける、又同記五の卷定考のくだりに、三獻後居三粉熱飯、**儀**後居三餅、と見え、北山抄一の卷二宮大嘗のくだりには、三獻うるはしくのみをばりてのち、度々さかづきめらすことありしなり、されどこれ大かたのさだまりありとせられつ、北山抄に、**儀**會酒巡不七許巡、而今日及十一巡、王公唱歌擊、**儀**公宴酒興長云々、と見えたり、酒といふものめば、うれひをわすれくすりとなるをばはじめとして、まじらひのむつびにもよろしく、何れとよきことおほかるものなれど、ふひすてはあやまちもしいで、身の病ともなれば、三度三獻とさきりたるさほうありしはうべなりけり、と見えたり。

コン

紺

染色の名、紫と青と和したる色、**儀**東色業に、**儀**名に云、紺舎也、**儀**青而含赤色也云々、今世青黒を以て紺と爲すも、深青の義ならん、**儀**令式の比の紺も、**儀**猶深青なるべし、其染草詳ならざれども、藍を以て染るるべしといへり、**儀**彩、**儀**袴、**儀**袴等をば此色に染め、**儀**袍は、七位以上の者著ることを得、**儀**彩は、行幸供奉の時に大御着用し、**儀**袴衣は、五位六位の常用となす。

コン

近衛府

金剛寺

大和國高市郡

高市村大字坂田〇南酒坂田尼寺と云ふ、**儀**淨土宗知恩院末〇本尊藥師、**儀**推古天皇十四年佛師

コシカ

鞍作島の創立する所なり、是より先、聖徳太子此地に生れ住せしが、十三年斑鳩宮に移御給ひし後、葛宮を鳥佛に給ふ、佛師依て天皇の御爲めに佛堂塔を作り、賞賜せられたる近江國坂田郡水田二十町を寺領とす、歷代編年集成に、用明天皇詔して鞍作に近江國坂田郡水田二十町を賜ふ、佛師之によりて天皇の御爲めに金剛寺を作るとなせど、今類聚國史に隨ふ(大和志料)

コシカウジ

金剛寺

(今南河内郡)天野村大字下里○天野山と號す(舊)眞言宗、仁和寺末寺○本尊大日如來(舊)金剛寺傳によれば、聖武天皇の勅願を以て、僧行基之を草創せりと云ふ、四百餘年を経て大に荒廢せしを、二條天皇永元元年、高野山僧阿彌、後白河法皇に奏して寺を再興す、承安元年法皇更に高野山僧に命じて造營し諸伽藍悉く成る、法皇親ら金剛寺と名づけ、勅額を賜ふ、今の山門の額即ち是なりと云ふ、翌二年阿彌始めて御影供を行ふ、治承二年金堂を建立す、四年源貞弘歸依して、先祖古傳の私儀を割きて當寺に安す、後貞弘死し、石川判官代源義家、同四至の安堵狀を與ふ、後八條院御領となす、是より以後女院、法親王攝家等の歸依深く、此等に關する文書今に現存せり、建保三年高野山門院、本寺を以て女人高野と稱す、元弘三年大塔宮の令旨を受け、攝關河野を新館料所として賜へり、是より後醍醐天皇の崇敬深く、建武二年天皇東寺の佛舍利九粒を當山に納め、延元元年勅願寺となし、和泉大島庄を下附す、興國元年後村上天皇和泉國和庄を寄す、又廣く四至寺領の國役等を免除したり、正平七年三月北朝の三上皇亂を避けて當山に行幸す、九年十月後村上天皇皇名生より此地に移り、食堂を以て御所とし給ふ、月見

コシカ

亭と稱するは、天皇が當時親月し給ひたる遺址なり、十四年島山國清關東より來歸したる時、天皇親心寺に遷幸し、二十三年住吉にて崩御の後も、猶南朝より天下靜謐の祈禱を命ずること屢々なり、室町時代に及びても守護及び地方武士の尊崇厚く、守護不入、寺領安堵、課役免除等の文書今に多く存せり、天正十一年九月秀吉朱印三百七石を與へ、徳川氏亦之を保護したり、維新に及び、諸堂荒廢し、七十二坊中僅に十一坊を残し、諸堂宇合せて三十二宇、京都東寺の管する所となれり○金堂は治承建立の時のものにして今特別保護に屬せり(河内名所圖會、歴史地理、觀心寺と金剛寺)

コシカウジン

金剛神

佛敎にて佛法を守護する神、手に金剛杵(武器)を持し如來の一切秘密事述を知り、五百夜又神を仕役して佛法を擁護す、金剛密迹天と云ふ、金剛を持する故に執金剛神と云ふ、梵語に跋闍羅波羅と云ひ、金剛手と譯す、昔王夫人千子を生む、第二の夫人二子を生む、一は梵王となりて千兒の教法を護せんと願ひたりと云ふ、又一説に昔王子を生む、其の中王子神王となりて、千佛法を護せんと誓へり、是を金剛と云ひ次を力士と云ふと、今寺門に立つる二神(即ち二王)の左なるは金剛、右なるは力士なりと、或は左右を通じて金剛力士と號すと云ふ(佛敎いろは辭典)

コシカウシヨ

金剛杵

僧侶修法の具、多く眞言宗にて用ふ、又五胡杵とも云ふ、鐵、或は銅にて作り、其兩尖の獨頭を獨頭、三股なるを三結、五股なるを五結と云ふ、又九股なるもあり、杵は印度の武器なり、金剛杵は菩提心の義にして、此の杵を持せざれば佛道成就し難し、此の杵は能く二邊を

コシカ

壞斷して中道に契ふ、中に十六菩薩位あり、亦十六空を表するを中道とす、兩邊の五股は五知五佛の義、又十波羅蜜を表す、能く十種煩惱を摧きて、十種の眞如を成す、三股は三密三身等、一は一眞如の義なりと云ふ、此の杵を柄として作りたる杵を金剛杵と云ふ(佛敎いろは辭典)

コシカウセンジヤウ

金剛山城

コシカウドウジ

金剛童子

コシカウコクケン

金剛寶寺



(載所葉圖像佛)

加純神日羅俱摩羅胃地薩埵、波耶摩河薩都波耶と云ふ、其形右足に青蓮花を踏み、身の色黄雲の如く、髪赤く逆立し、上に瓔珞を著り、下に虎皮を用ひ以て、身を莊嚴にし、左手杵を取りて上げ、右手下げて施元長を爲す(尊容抄)

護國院 紀三井寺(キミキテラ)を見よ、
コシカウアジ 金剛峯寺 關西紀伊國伊都郡那南、華嚴靈巖の上に在り、高山の平地なるが故に高野と名づく○高野山と號す(舊)眞言宗古表派總本山(舊)嵯峨天皇弘仁七年七月僧空海奉請して

コシカ

此地に一寸の草庵を造り、聖年法城を結界し、十年金堂成り、鎮守明神を勧請し、十二王子百二十社等を崇祀して、大塔造營を始め、爾來諸堂漸く創建せり、之を名づけて金剛峯寺と號す、勅して御願寺國家鎮護の道場とす、永和二年三月空海入定す、六大弟子定身を三山の間に安置す、今の奥院是なり(舊)眞言宗正空海の遺志を繼ぎ、伽藍を建設して大成せり、昌泰三年十月、延喜五年八月兩度宇多法皇奥院に幸し給ふ、後無空摩羅觀賢の時、三十帖冊子等の争の爲め、大に荒廢す、其後雅直新觀等相次ぎて出で、伽藍殿堂の興隆に務めたるを以て、治安三年には關白道長の參詣あり、寛治二年二月、五年二月兩度白河上皇の御幸あり、實に新觀は第二中興の祖たり、後覺護出で宗義を興し、大傳法院を建て、鳥羽上皇の信仰を得たり、故を以て上皇幸する、と三度、保延六年覺靈宗徒に逐はれて根來に奔る、仁安四年後白河法皇、承元元年後鳥羽上皇御幸あり、是より先後鳥羽天皇の時關白上人あり、後白河法皇源賴朝の信賴に依り、根本大塔を修造し、供養料用途として、備後國太田庄を受く、正嘉二年後嵯峨上皇、正和二年後宇多法皇御幸あり、元弘元年大塔宮暫く山内に籠居し給ふ、延元三年後醍醐天皇賊滅の祈願あり、當國名手庄を賜ふ、正平十一年光嚴上皇、天壽五年長慶天皇御幸あり、又足利尊氏等之を信仰して屢々安堵の御教書を下す、嘉吉年間より隣國の奸雄等領地を押奪し、山内に亂入せんとすること屢々なり、因て山内兵甲を備へて之を防ぐ、元龜中織田信長僧徒千三百餘人を殺戮し、大兵を以て之を攻む、大衆能く防ぎ之を退く、天正十三年豐臣秀吉領地を削りて武家に納れんとす、山徒應ぜず、秀吉怒つて根來制滅の勢に乗じ來攻せんとす、應其上

コシカ

人慨然衆に請うて自ら根來の陣營に至り、兵を陳めんと乞ふ、秀吉其志を憐み、押領の新地を削りて、大師の舊地を安堵す、文祿三年秀吉登山して佛事を營み大に堂塔を復興す、又青嚴寺興山寺の兩巨刹を創建す、茲に於て諸伽藍再び舊觀に復す、徳川氏亦舊領を安堵す、僧徒領内の政治を行ひ、江戸に參勤し、獻上拜領御朱印書卷等、諸侯と格式を同うす、古來皇室の勅賜を始め、皇族公卿武將等の莊園を寄附せし事枚擧げ難く、元和以降天下の諸侯悉く檀契を結び、領地二萬一千石の外、諸院へ寄する料地甚だ多し、文久三年天誅組の騒亂あり、慶應三年十二月鷲尾侍従の兵を率ゐて登山し、勤王佐幕の意を問ふ、滿山一致して勤王の意を表す、金光院(今の西室院)を本陣として屯營し、以て近藩を鎮撫す、明治元年正月全軍大阪に向ふ、二月給旨を賜うて天下泰平萬民安堵の祈禱を修す、四年領地及び山林に離れて孤立となる、昔時最も隆盛を極めし日には七千七百餘坊ありしと云へるが、此の劇變に遭遇してより、大に減少し、加ふるに、二十一年の大火に衰頹其極に達す、爾來衆徒奮勵して復興につとめ、現存の寺院百三十餘箇ありと云ふ○山内を分て、壇場(一山の中央にして根本大塔、金堂、御影堂、灌頂堂、准謁堂、東塔、西塔、鎮守孔堂、愛染堂、大會堂、中門等)西院谷(山内の西に在るを以て名づく、大門あり)南谷(壇場の南に在るを以て名づく、勸學院等あり)一心院谷(山内の北に在り、不動坂より登れば此谷に入る、參詣人取調所、金輪塔、不動堂あり、不動堂は建久八年八條院御願として建立する所、特別保護に屬す)五寶谷(一心院谷の東に在り、徳川祖宗靈舎福智院南院道觀親王墓等あり)千手院谷(五寶谷の東に在り、千手觀音堂、無量光院、普門院等あり)本中院谷(一心院谷

コシカ

の南に在り、空海住居の地なる故に名づく、金剛峯寺、大學林、六時鐘あり)谷上(東流の水源地なる故に名づく、正智院、無量壽院等あり)小田原谷(千手院の南に在り、金剛三昧院、蓮華院、安養院等あり)蓮華谷(小田原谷の東に在り、三寶院、不動院、北室院、赤松院、洞堂等あり)東谷(山内の東隅に川を隔て、一區域を爲す)奥院(一の橋より摩尼山に至る二十餘町の間を總稱す、燈籠堂、骨堂、一切經藏、御願等あり)に分る、今壇場以下著名なるものにつきて概説すべし○金剛峯寺 本中院谷に在り、眞然僧正の廟所たり文祿、元年豐大開母堂天瑞寺殿の爲めに、與山上人に命じて此地に巨刹を建立し、剃髮寺と號す、翌年落成し母堂の片瓦を取り、青嚴寺と改む、即ち當刹の舊跡なり、時に那賀郡に於て一萬石の領地、並に造營料米一萬石を賜へり、三年三月秀吉母公の法會を修す、四年七月豐臣秀次當時柳の間に於て自裁し殉死六人あり、江戸時代一山の實主寺と爲し、累世寺務檢校住持す、乃ち青嚴寺領として三千石を充て、内千石を檢校附料とす、爾來皇室皇族及び公儀の請法會は、當寺乃至大塔金堂に於て之を修行す、明治元年九月太政官達を以て三派を廢し、金剛峯寺の舊號を復し、青嚴寺號を他に移し、當寺を以て即ち金剛峯寺とせらる、爾來猶一山實主の住持たり○大門 金剛峯寺の總門、一山の大手にて、西口に在り、初空海西下五町計の所に華表を建て、大門とせしが、保延の末年再建し、寛喜二年此處に移して樓門に造る、嘉祿三年成功す、正平年間再建、後村上天皇勅して修營料を賜ふ、天正五年五月、野火の爲めに累焼す、慶長年間應其上人豐太閤の遺命に依りて造營す、元祿元年正月極天の落火の餘燼より炎上す、十三年五月造營、十六年九月上棟、寶永二年八月十七日

海蔵供養す○中門 壇上、毘沙門海の前、金堂正面の下に在り、十間に三間五寸の樓門なり、大師の高弟實惠僧都の創建にして、初めは十二石階の上に在りしを、永治元年此地に移して再建せり、屢々焼失し、屢々建立す、天保十四年の大火に焼けて後再建未だ成らず○金堂 壇場の中央に在り、十四間四面二層の樓殿、本尊彌勒如来丈六金色座像(傳大師作)脇土(東方)金剛薩埵、普賢延命薩埵、不動明王、中壇には舍利塔あり、空海の創建にして、弘仁十年に成る、初めは講堂と稱す、後ち御願堂となる、正暦五年大塔雷火に罹りて焼失す、長徳四年勅して國司大江景理をして再建せしむ、其功を城すして卒す、後の國司権儀源惟能等相續きて大成せり、久安五年又大塔雷火の爲めに焼失す、翌六年造畢す、永正十八年西院の大火に罹りて、勅許を蒙り五畿七道に勸進す、時に世大風に際し浦葉未だならず、天正十三年秋、豐臣秀吉母公逆修菩提の爲め、應其上人に命じて當堂を復興せしむ、其營料として米一萬石、雜用として三千石及び黄金千枚を賜はり、又吉野郷中に朱印を下して用材を寄せられしを以て、翌十四年九月移慶供養を修す、寛永七年又焼失す、兼徳江戶幕府に訴へ屢々再建を請ふ、享保十二年台許あり、元文元年に及びて落成す、此時始めて二層樓閣瓦葺に改む、天保十四年大塔上、又餘焰に罹りしを台命に依りて再興し、萬延元年九月落成す、即ち今の堂是なり、註師華嚴ならずして、結禪善美を盡す、其高麗權巧實に世界第一と稱す、恒規法會は、長日行法(永造毎日不斷勤修、天下善平の爲なり)修正會(舊正月朔三日七日勤行す、嵯峨天皇の御願にして、天下善平の御祈禱なり)仁王會(開正月十一日勤行す、天長三年大師始めて行す、醍醐親民の祈禱なり)講社會(同二月

十六日より六十日間亡靈菩提のために勤行す)春彼岸會(仲春前後七日間)結縁灌頂(同三月廿六七八の三日修行す)不斷經(同七月七日より十三日まで)秋彼岸會(仲秋の前後七日の間)後醍醐天皇御願忌(御遺忌毎に勤行す)御歴代先皇御法事(春秋二季皇靈祭日)其他御願忌乃至臨時大法會は此堂にて勤修す○根本大塔 金堂の東北に在り、十六間四面高十六丈多寶塔銅瓦葺なり、本尊五佛(中尊)胎藏界大日如来(金色座像御丈八尺五寸後光一丈五尺五寸蓮臺五尺五寸蓮高二丈九尺五寸阿闍佛(異方)寶性佛(坤方)阿彌陀佛(乾方)不空成就佛(東方)四佛金剛界なり、八葉華の中臺に雙立し、内外兩院の中央を鎮す、金剛峯寺の名號は此寶塔に因りて起る、高十六丈は十六大菩薩を標し、柱四十九本は摩尼殿の四十九院に擬す、南天の鐵塔を模して、密嚴の根本を示す、日本最初の寶塔なりと云ふ、弘仁十年空海金堂を創立し、後上奏して此塔を創建し勅願とし給ふ、全く成りしは二世僧正の代にあり、正暦五年雷火に災す、麻和五年再建造成る、久安五年又雷火に燒失す、同年宣旨を賜ひて造營す、平忠盛清盛父子相繼ぎて監司す、保元元年落成す、此時清盛自から頭血を取りて大受茶碗の中尊を彩す、之を血受茶碗と稱す(今猶存す)雷火以後源平の亂にて大塔荒廢す、備後國大田庄を受け、長日不斷曼荼羅を修し、且根本大塔も興行せり、貞應二年破壞に及ぶを以て、源賴光院良印發願して公式に訴へ海内に勸進し、靈祥十六年を経て經營成就す、時人其功勞を賞して大塔上人と稱す、永正十八年西院谷の大火に罹りて、繪旨を賜はりし阿木河純の兩木食諸州に勸進せしむ、戰亂の時なるを以て成らず、文祿三年豐大園遺蹟諸僧を遣立す、同四年大塔の上層を遣

る、慶長二年落慶供養を修す、勅使登山あり、寛永七年雷火に燒かる、寺務檢校宥盛幕府に訴へて大塔再興を歎願す(山主は一山不出の古法あり、宥盛師は官を棄て、行きしなり)將軍家光其老年の恒志を慰みて之を許し、本多因幡戸川土佐の兩使に監司を命じ同二十年に至りて竣功す、天保十四年大火に罹りて焼失す、明治十四年七月再建開始を舉行す、而して功未だ成らず○御影堂 七間四面寶形造、本尊弘法大師、初めは持佛堂、念誦堂又は庵室とも稱せり、後には實惠眞然等大師の影像を安置せしよりかく名づく、本尊大師の影像は、入定の前、眞如親王其聖像を寫し給ひ、大師自から開眼する所の尊像あり、現今の堂宇は、弘化五年紀伊侯權主となりて建造せし所なり○三結松 御影堂の前に在り、瑞雲を繞らせり、大師唐土より歸航の時密教相應の靈地を得んとし、八風相承の三結松を明州の津より投ぐ、歸朝の後此山を妻請し、荒蕪を支り突ぐるに方り、かの三結光明を放つて此松梢に掛れり、因て登々靈地なることを感じ、其地に大塔を建て、松樹を此地に移し植うと云、應仁元年枯槁せしを以て、其實生を植繼げり、又元祿三年植替へ、第三代の松今二本立並ぶ○御社 本殿二社相並び、總社一殿三間以上三股皆金堂靈廟たり、瑞雲十六間三尺、中央に鳥居あり、皆丹塗なり、前に拜殿あり、其前に華表あり、天野山上の二つ鳥居は此御社の第一華表なり、第一社丹生都姫明神第二社高野御子明神總社十二王子百二十番神及び摩利支天を祀る、空海弘仁十年五月天野神社を勧請して、鎮守明神、即ち山王と尊稱す、爾來今に至りて大師明神とならべ稱して大衆信仰す○愛染堂 三間半四面、本尊愛染明王、後醍醐天皇勅命に依りて、建武四年創建す、本尊は天皇御壽身の明王、其後、光明

天皇之を興隆し給ふ、又護摩堂新學堂と稱す、堂宇天保の火災に罹り、弘化五年再建せり○大會堂 七間半四面、本尊阿彌陀如来、觀世音菩薩、兩界曼荼羅、文殊菩薩、烏羽法皇御追福の爲め、承安元年の頃五辻寶院の建立する所なり、元は東別所上乗院内に在りて、蓮華樂院と號す、治承元年四行法師に命じて此地に移し、長日談議の會場とす、壇場に大法會ある時は、大乘此堂に會して行列を整ふ、堂宇天保の大火に罹り、弘化五年再興せり○三昧堂 二間四面、本尊金剛界大日如来、當山第六座主濟高僧都創建、常に蓮華三昧を此堂に修す、因て名づく、其後官寺に屬す、四行法師當堂を修造して、常に行法す、故に四行堂とも云ふ、天保の火災に燒失し、弘化年間再建す○金剛三昧院 小田原谷に在り、建曆中二位尼、賴朝菩提の爲め、行勇長老に命じて坊舎を創建し、禪定院と名づく、貞應年間二位尼、秋田泰盛に命じて堂塔經藏等を作らしめ、實朝の菩提に資し、金剛三昧院と改む、幕府の歸依厚く十五箇所の庄園を賜はる、又後二條花園の信仰を受け、特に後醍醐天皇は元弘三年勅願寺とし、延元三年吉野より高野に遷幸し、當院に宿し給へり、足利尊氏又歸依厚く、嘗て南無釋迦佛全身舍利と云ふ靈夢を感じ、其の文を分ちて、公武兩家及び、攝津の名匠に課して和歌百二十枚を集め、題字は光明天皇の宸筆にして、裏に寶積經を寫す、第一品は足利直義、次は天龍寺夢窓圓師、終は尊氏の筆、康永三年三月直義以下を率ゐて登山し、當院に宿して之を納む、元祿年間加賀前田氏の懇望によりて獻す、今猶岡家にあり、實に天下の絶品たり、爾來公武の信仰を受け、應永二十五年足利氏再建し、江戸時代には、寺格上通中の最たる古跡名室と定められ、院領三十五石を授けら

る、多寶塔は眞應中の建立、校倉は朱塗にして亦眞應中の遺立、共に特別保護建造物たり、什寶文書の多き御影堂を除く外、山内第一とす○燈籠堂 奥院に在り、鎌岡七間半桁行十八間、堂内中央に大壇を莊嚴して、舍利塔を安んじ、正北に日輪大師を安置す、其東に明神壇を構へ、其北に獻備の高札を掲え、四方正中に諸神壇を設く、其東西に常燈夜燈を備へて堂内に充満す、所謂萬燈なり、中央に挑ぐる一大燈は持燈燈と稱す(俗に貧女の燈といふ)長和年間當山荒廢に屬したる時、新親持上人慨然誓願を發して石火を前前に續り點じて以て常燈とす、是れ常燈の源流なり、其火運絶として今に繼續す、永正三年藤原賴通參詣の日、十萬燈を獻じて法會を行す、白河法皇寛治二年御幸の時、三十萬燈を掲げて大法會を修し、御手づから一燈を點じて御祈念し給ふ、之を白河燈と稱す、持燈燈に並びて給たる大燈是なり、亦永劫滅することなし、爾來上皇公卿以下萬燈を獻するもの多し、豐臣秀吉、徳川家康奥院領二千石を寄附して供燈の料とす、當堂は空海の遺旨に任ぜ、眞然之を經始して廟の拜殿となす、又禮殿とも稱す、新親再興、常燈を掲げしより、終に燈籠堂と稱し、廟の法會を此に修す○空海廟 燈籠堂の北に在り、三間四面の寶形造、南に面し、瑞雲の内に在り、大塔より三十七町、三山鼎立の中心に在り、境内地坪千九百二十八坪、周圍瑞雲の延長は八十六間餘なり、空海入定の處にして、承和二年三月二十一日中院に入定、五十日を経て定身を此地に安置し、五輪寶塔を築き、其上に廟宇を立つ、眞然誓ひ所なり、延喜二十一年十月醍醐天皇御夢感あり、弘法大師の靈誠を賜ひ、香衣一襲を下し給ふ、座主眞賢廟扉を開きて眞賜の御衣を定儀に加へ、廟扉を封緘して永く閉くと

を禁す、今に毎年正御影供に御衣を製して廟前に薦む、江戸幕府御衣料として八十石を寄す、創建は承和二年、天曆六年雷火の爲めに燒失し、天徳初年再興し、天文寛文の年造營の事あり、寛永二年上葺已後、二十一年毎に葺替するを恒例とし、今の御廟は寛文五年の造營なり、猶委しくは紀伊國廣風土記高野山部を見るべし○一山の寶物古文書其數極めて多く、蓋し本邦社寺中第一に位せるを以て、一々枚舉し難し、最も著名なるは、寶物には飛行結、螺鈿繪繪小唐櫃あり、共に國寶たり、古文書は、高野文書四百餘卷、各支院のもの合せれば悉くは千卷以上なるべし、猶一山の什寶に就きては高野山寶目録あり○一山を執行するもの、座主執行檢校あり、座主は早く亡びたれども、檢校は多く執行を兼り今に及びり(紀伊國廣風土記、高野之葉)

【座主次第】
 ○壽長 無空 味禪 觀賢 觀宿 濟高
 眞崇 泰舜 寬空 救世 寬靜 定昭
 寛朝 雅慶 濟信(以下廢絶)

【檢校次第】
 ○華宿 仲應 定親 雅眞 明順 成得
 榮果 眞念 行明 興胤 維範 明算
 定深 眞禪 信基 眞譽 眞禪(世)聖仁
 琳賢 行惠 兼賢 俊覺 宗賢 禪信
 房光 玄信 濟俊 定兼 理賢 明信
 覺善 灌實 智眞 玄觀 勝成 覺基
 覺海 宗眞 明任 忍信 勝心 眞任

コシガ

信寛	長任	明賢	慶源	親性	定信
親性	眞覺	實眞	定運	理俊	英賢
眞覺	眞辨	成備	直辨	祐通	覺傳
榮舜	惠深	覺胤	頼辨	覺傳	眞賢
弘尊	眞賢	賢定	静辨	賢隆	祐信
泰然	光信	隆辨	明玄	寛範	長任
隆昇	眞善	長任	眞弘	兼阿	頼成
寛舜	尙寛	慶胤	親圓	源意	定範
頼玄	隆傳	圓雅	忍宗	道淳	能算
頼善	弘算	澄壽	祐辨	隆覺	祐金
殿祐	頼算	泰助	頼滿	實果	定賢
水澄	頼運	長藝	昌實	弘惠	了算
快祐	有通	聖算	隆喜	源惠	實印
寛壽	長深	静喜	頼宗	行清	覺榮
頼應	長慶	龍秀	行算	長惠	頼濟
覺實	宣順	隆法	慶意	定秀	宥信
眞忠	明祐	信忠	眞尊	定忠	道兼
勝算	長範	善秀	弘惠	眞算	宥澄
鏡範	重印	慶尊	仙義	宥任	弘算
重仙	善勢	成隆	眞政	長任	快章

コシガ

快算	慶藝	眞重	俊善	賢珍	藏忠
快舜	宥増	清毫	毫運	重任	快義
秀尊	雄吟	任譽	朝盛	殿範	頼宣
朝聖	宥雅	宗範	佛榮	忠海	澄惠
覺融	長舜	頼全	眞弘	行祐	榮任
快宗	長秀	行運	祐清	頼任	頼宗
秀尊	行算	眞運	空雅	來宗	快慶
空鏗	眞盛	清胤	頼雅	龍海	政運
玄仙	宥全	宥光	辨雄	融義	快盛
俊圭	祐範	全秀	實祐	快舜	眞胤
宥盛	覺雄	實慶	運宥	弘惠	眞善
定秀	弘翁	眞運	覺運	雲雲	快盛
叟運	雄胤	賢雄	信榮	義英	尙政
頼仙	榮範	隆朝	榮覺	仁譽	懷宣
朝運	快存	宥尊	道胤	曹祐	英義
勝英	日玉	文啓	教育	實秀	雲雅
堅翁	秀傳	信龍	快然	尖惠	長翁
秀翁	聖譽	榮鏡	唯心	宥榮	政俊
長清	眞運	全算	覺實	雄宣	眞宥
隆忠	眞英	榮融	兼阿	玄鏡	心海
美雄	辨春	哲眞	宥快	覺津	教榮

コシガ

普什	宥榮	性海	存春	宥	英因
廻運	傳譽	存榮	榮翁	運慶	寛淳
理峰	智翁	如龍	弘範	眞辨	宥淳
實因	臨忠	印定	立幢	快辨	鏡雄
雲津	純淨	龍剛	覺實	智體	秀基
英寂	靈信	圭瑜	寛新	明道	任教
寛胤	龍溪	増興	義諦	妙海	滿海
眞海	寛海	義辨	覺道	唯仁	曇海
體妙	仙慶	寛光	弘榮	増啓	圭道
實本	靈瑞	陳實	弘源	淨應	英龍
樂如	經尊	増源	寛雅	瑞教	周存
龍運	研龍	專雄	靈明	來應	快般
増琢	實賢	洪智	德淵	湛然	鏡信
増應	隆快	龍雄	周傳	儀空	宥明



(載所聖圖像佛)

コシガウヤシヤ 金剛夜叉 佛教にて五大

コシガ

尊明王の一、北方に配す、三面六臂弓箭刀輪鈴杵を執り、忿怒身にして、一切の可畏夜叉を攝伏す、本地は釋迦如来なり(尊容抄)

コシガウリウ 金剛流 金剛善覺の創めたる流儀の流儀、もと金春より出づ、善覺は、三郎正明と稱し、欽明天皇の孫坂戸真人根根七世の孫、大和(一)比叡山金剛寺の兄といへりなりといふ、子孫其業を世襲し、江戸時代には薩石を領して幕府に仕へ、若年寄の職官たり、サルガク、参看(系圖、人名辭書)

○金剛善覺 四郎正清 新六氏正 孫太郎

又兵衛勝吉 右京頼勝 右近藤時 又兵衛

頼市郎 三郎兵衛 右近兵衛 三郎兵衛

泰一(郎)氏善(明治十九年歿後絶ト)

秘之助 直喜

コシガウリキシ 金剛力士 金剛神(コシガウリキシ)を見よ。

コシキ 權記 藤原行成の日記なり、一名權之記、また行成補記と稱す、書名は著者の權大納言なるを以て名づくといふ、此書二本あり、その一は八冊、舊白河文庫本と爲す、記載の年紀正暦二年より長徳元年に至る、長保二年より四年に至り、寛弘元年より八年に至る、凡そ十七年、史籍年表掲載する所此と同じ、但長保五年の一年多し、然れども今其本を得ず、其一本は、十四冊秘開本と爲す、白河本に比すれば正暦二年より長徳元年に至るまでを缺き、又長保三年の春夏を佚す、詳書一覽十五巻に作り、長保三年正月より記し始む、年紀既に完からず、本又見る所なし、又別に

コシケ

一本あり、得る所を詳かにせず、長徳三年の記にて首尾缺失し、五月十九日より十二月十三日に至る、今秘開本に據り、白河本の多きを轉寫し、長徳三年の記を併せ一部十七冊と爲す、凡十八年間の記録なり、其記事細大漏さず、誠に好史料といふべし(權記、詳書一覽、歴史記録考)

コシクワウ 金光 私年號、欽明天皇三十一年に相當し、知僧五年に改めたるが如し、凡六年間繼續す、平家物語善光寺上巻の條に、此如来欽明天皇の御宇に及びて彼國より此國へ移らせ給ふに、常に金色の光を放たせ給ふ、是によりて年號をば金光と號す(見たり(逸年號考))

コシクワウ井ノニフタウサキノウダイ 金光院入道前右大臣 花山院家定 (クラザンケンイ(サダ)を見よ)

コシクワウケウ 金光教 神道(シンドウ)を見よ。

コシクワン 權官 假りに稱したる官を云ふ、權とは假りの義、未だ本官に補するに及ばざれども、先づ假りに其官に補するの謂なり、權官の始めは地方官より起る、神護景雲元年八月從五位下藤原原雄依を越前權守となせしを初見とす、寶龜五年九月尾張連豐人山城權介、笠朝臣名麻呂を參河權介に任ず、尋で權兼權目等任せらるゝ者多し、尋で太宰權帥あり、後には内官にも置き、後世に至りては大中納言兼頭以下大権權官を置くに至れり(續紀、職原抄、國司制の變遷)

コシケン 權現 佛の衆生を濟度せんが爲めに化身して、假りに此世にあらはれたるものをいふ、即ち實に其事なく、物に應じて權に現するを云ふ、最勝王經に、世尊金剛體權現於化身、と見えたり、我國

コシケ

僧徒等本地垂迹、和光同塵説を唱へ、權現を以て神號とするに至れり、故に兩部習合の社に多く此説あり、神社考序に、神武帝繼天而王、天孫降臨、相續相承、皇統不絶、王道惟弘、是我天神之所授道也、中世釋教、佛氏乘、移彼西天之法、變吾東城之俗、王道既衰、神道漸廢、而以其異端離我、我離離立、故設左道之説、曰伊弉諾伊弉冉者梵語也、日神者大日也、大日本國故名曰日本國、或其本地佛、而垂跡神也、大權同慶、故名曰權現云々、とあり、二十二社注式石清水の條に、行教和尙致誠新請、將拜見權現大神之垂跡本身云々、百續抄承暦二年十月十六日條に、奉念三熊野權現云々、長寛勘文に、熊野三所權現、本朝文神に、白山權現、吾妻鏡に權根權現伊豆權現あり、其他春日權現、清瀨權現、藏王權現、阿山權現、德崇權現、地主權現、七社權現等あり、徳川家康を東照大權現と崇めしは元和三年二月二十一日勅許によれるなり、

コシケンゲウ 權檢校 「ケンゲウ」を見よ。

コシケンケウ 權檢校 兼官ならず勅命によりて權に他司を攝せしむるを權檢校といひ、比司(主計寮と主税寮の如きを云)を攝せしむるを攝判と云ふ(公式令)

コシケンロクノヒヤウ 坤元錄屏風 内裏の調度にて、名ある屏風の一、坤元錄に載せたる山河などの形を繪がきたるものなり、安齋隱筆に、坤元錄御屏風、清少納言桃草子に、此のこと見たり、按日本紀略曰、天曆三年月日仰左大辨大江朝綱朝臣、令撰坤元錄、爲詩題二十首、仰采女正巨勢公忠令、圖畫屏風八帖、仰朝綱朝臣、文章博士橋直幹、大内記菅原文時等、作詩、式部大輔大江維時撰、定之、右衛門佐小野道風書之云々、坤元錄は、易に乾を天とし、坤を地とす、唐土の土地山海等の、

とを載せたる書なり、其の山海川澤の名を撰出し書がかしめ、其の書に詩を作らしめて、書せられし御屏風なり、枕草子に、さらさら、敷物と云ふ章に、こんぼんろくの御べうぶおかしうおぼゆる名なれといへり、古今著聞集云、能通法師真親に、屏風二百帖に繪をかいたりける、其の中に坤元録屏風をば、真親相傳の本にぞなん事傳りける、大女弟御いけ給ひける時、二條殿にまいらさせてんける色紙形は、四條大納言ぞかかれける、さらに又爲成をして、うづされける、正本は、一人の御相傳の物に侍に、そ云々、真丈云、これは天曆の御時か、げられしをうづしたるなり、と見えたり。

コンサウジ 金藏寺 山城國乙訓郡大原野村字石作、長峯坂の上、西岩倉山と號す、俗に御堂と云ふ、開創初め法相三論、今天台宗、本尊千手觀世音、相傳ふ、養老二年三月、元正天皇の勅諭なりと、僧隆を開祖とす、聖武天皇神龜五年、勅して金藏寺の扁額を賜ふ、天平元年勅して花嚴門品等の諸經を贈寫し、之を名山聖地に埋藏せしむ、本山其一に居り、延暦十三年平安京の四方に聖地を相し、經典を納めらる、時、本寺は四方の一にして、四岩倉山の號を賜はれり、後ち大に願殿せしが、天徳中慈惠の門徒之を再興す、文明永祿二回の兵火に災せしも、住僧再建重興し舊觀を失はず、寺域は乙訓郡中にて百二十八石餘を領し、一時武家の爲めに押領せらる、天文十八年別格頼朝所となり、舊領を復せしが、天正十七年に至りて没收せらる、慶長十年徳川氏より山林境内東西四十三町南北十八町の租を免じ、又貞享中桂昌院の諸堂を建立し、且つ寄附金を以て六十餘石の寺田を買収せり、元祿六年幕府より寺田五十石の朱印を賜ひ、十年増し

て百五十石とす、舊境内支院六坊、今は悉く本寺に合併す、○中世、堂の傍に三體堂を造りてより以來、俗に寺號を呼ばずして御堂と稱すと云ふ、今二王門、本堂、護摩堂、客殿、開山堂あり、經塚は本堂の東の山中に在り、石を圓形二段に築き、上に高さ四尺許の石を建つ、是れ往古法華經を納めし所なりと云ふ(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要誌)

コンサンギ 權參議、コサンギを見よ。

コンシ 健士 王朝時代陸奥國の邊境を鎮撫する兵士、勳位ある人にて武藝に長ざる者を以て稱ひ之に充つ、租庸調課役を免じ、食料を賜ふ、弘仁六年八月二十三日の官符に、健士二千人(勳八等以上千五百人、勳九等以上五百人)、分置番上兵士一千五百人(兵士一千人、健士五百人)、贈澤城七百人(兵士四百人、健士三百人)、玉造番三百人(兵士百人、健士二百人)と見えたるを始め、承和十年四月勳位の人を充行ふべき無きを以て、白丁を以て健士とせし、と後紀に見え、其後所見なきを以て詳かならず(三代格、後紀)

コンジン 金神 陰陽家にて稱する神、八將神の外にて惡方位なり、世人鬼門と共に甚だしく之を忌む、金神は一に巨旦大王と云ひ、金鬼毒殺の神なり、其遊行の方を犯せば、神怒りて七人を殺し、若し其家人に足らざれば隣家に補ふといふ、仍て七殺方と稱し、世人、これに當れる方向には、造作、移住、嫁娶等悉く忌む、其方位は年々巡環して定まらず、甲巳の年は金神の遊行、午未申酉の方、乙庚の年は辰巳の方、丙辛の年は子丑寅卯未の方、丁壬の年は寅卯辰巳の方、戊癸の年は子丑申酉の方、又遊行の日春は乙卯より六日東に、夏は丙午より六日南に、秋は辛酉より六日西に、冬は壬子より六日北に在り(三才圖會)

コンシヤウヰン 根生院 武藏國江戸湯島、金剛寶山と號す、延壽寺とも稱す、開創真言宗、新義派江戸四箇寺の一、○本尊藥師如來(佛工春日作) 寛永の初め御祈願所に命ぜらる、榮譽法印を開山とす(江戸名所圖會)

コンシヤウヰン 根生院 武藏國江戸湯島、金剛寶山と號す、延壽寺とも稱す、開創真言宗、新義派江戸四箇寺の一、○本尊藥師如來(佛工春日作) 寛永の初め御祈願所に命ぜらる、榮譽法印を開山とす(江戸名所圖會)

コンシヨウジ 金勝寺 近江國栗太郡金勝山の頂、觀音寺ともいふ、また續紀に、金勝山大菩薩寺と記す、聖武天皇の勅諭にして、天平五年之を創建す、開創正の開基なり、弘仁中別に入宗院を建て、一切經論一千部を寫す、天長十年定額寺に預る、降りて天文十八年大災に罹り堂會烏有となる、後奈良天皇詔して之を再建し給ふ、慶長中徳川家康寺領三十石を寄す、此寺に清泉あり、古へ之を禁中に獻じ、正月小豆粥の水に供すと云ふ(近

江輿地志略、名勝地誌)
コンス井ラケ 醋醜樂 高麗樂、壹越曲三十四曲中の一、歌舞品目、カンスイラクと訓めり、申曲なり、○破拍子四、急拍子十、舞者四人、○調子、調子作者傳來共に詳かならず、村上天皇應和元年藤花の宴、船樂に之を奏す、舞は後世絶えたり(龍鳴抄、禮樂志)

コンスリコノラドシ 紺裳濃威 別は花田色、袖草摺は最上は白上は花田色、中は濃花田色、下は紺なる絨威を云ふ、一説に上は濃黄色、中は花田色、下は紺色なるを云ふ(軍用記)、天正本太平記關東大勢上洛條に、我身は其次に紺威の鏡直垂に精好大口を張せ、紺下濃の鏡に白星の五枚甲云々と見えたり。

コンセイクワン 坤政官 紫微中臺の改稱、續紀に、紫微中臺居中奉勅願、行諸司、如地承、天享諸物、故改爲坤政官云々、孝謙天皇の天平勝寶元年藤原仲麻呂の議に従ひて、紫微中臺を創置し、淳仁天皇の天平寶字二年に、坤政官と改稱す、八年仲麻呂の没後、廢せらる(續紀)

コンソウジヤウ 權僧正 僧正(ソウジヤウ)を見よ。

コンタイジ 金胎寺 山城國相樂郡東和東村字原山、○もと鷲峰山寺と號す、眞言宗、金剛峰寺の所轄に屬す、○本尊彌勒、白鳳四年、役小角當山に入り天竺の靈鷲山に擬して、八の峯を八葉の蓮華に表して八葉峯と名付く、巖頭に坐して修法する五七日、これを當山の開基と爲す、養老六年奉還また此に來り續修し、榮成り堂舎を建立し、鷲峯山寺と號す、後に金胎寺と改む、後ち弘法傳教も亦來て孰も精心修行して、密宗の大道場とな

り、永仁六年九月伏見天皇臨幸あり、勅して多寶塔を建立し、愛染明王を安置せしむ、元弘元年八月後醍醐天皇北條氏の難を避け、我に當寺に行幸あり、護良親王も亦此に在り、爾後變遷一ならず、降て元祿の頃最も衰運に屬し、新藏院、多門院、福壽院、智德院の四坊も漸次廢壞せり、文政九年七月住持眞龍山中の樹木を伐採して庫院四脚門を再營す、現今本堂、開山堂、多寶塔、金剛童子堂等數字あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

コンダウ 金堂 七堂伽藍(シチダウガラン)を見よ。

コンチ井ン 金地院 南無寺の塔頭なり、ナセンシを見よ。

コンチ井ン スウテン 金地院崇傳「スウテン」を見よ。

コムチスチノヒタタレ 小鞭筋直垂 白粉にて細筋を摺付けたる直垂、近代は轉じて子持筋と稱す、慶長時代専ら之を著用し、秀忠將軍二條行幸の時皆之を著用したりと云ふ(裝束集)

コンチャウ 近仗 近衛の次將をいふ、江次第に、近仗謂近衛次將也、公事根源に、執願いで、横を八字にかゝり、近仗警蹕をしやうし云々と見えたり。

コンテイ 健兒 諸國の兵庫又鈴鹿及び國府等を守衛する事を掌る兵士の通稱なり、皇極天皇紀三年十一月の條に、恒將五十兵士、繞身出入、名健人、二東方健從者云々とあり、是れ健兒の濫稱ならんか、天智紀二年八月の條に、日本國之將藤原君率健兒萬餘、正當越海而至云々とあるを始とす、新編常陸國志に、健兒の稱は、皇極紀、天智紀に見えたるを始とす、されど式にあるが如く、國々に定額ありしとも思はず、續日本紀云、天平六年四月、免諸道健兒、健士、遣士、田租兼雜務之中とあれば、是よりさき既に設け置かれしなり、十年五月、停三東海、東山、山陽、西海等諸國健兒とあり、健兒を十一年六月に停、停兵士、國府兵庫點、白丁、作番令守之、同十八年十二月、京畿内及諸國兵士、依舊點差せよとあるは、健兒を復せしなるが、兵士と書るを以て、通稱なること明けし、健士、遣士と兵士といかなる差別あるにや、未だ考へず、奥羽にて健士と兵士と分ち云へり、この兵士は健兵にして、健士は勳位ある者を云へり、健兒とは別なりと思はる、然るに勳位の人を健兒とするの制も見ゆれば、健士と健兒と同じきにもやあらん、延喜式に健兒をあげたるは、延暦十一年六月十四日の官符の條に記せるものなるべし、兵部式云、諸國健兒、山城國二十人、大和國七十人(三代格に三十人とあり)河内國二十人、和泉國二十人、攝津國三十人、伊賀國三十人、伊勢國一百人、志摩國三十人、尾張國五十人、三河國三十人とあり(參河國五十人、遠江國六十人、駿河國五十人、伊豆國三十人、甲斐國五十人、相模國一百人、武藏國一百五十人(三代格に百五十人とあるは、十を脱せるなり)安房國三十人、上總國一百人、下總國一百五十人、常陸國二百人、近江國二百人、美濃國一百人、飛騨國三十人、信濃國一百人、上野國一百人、下野國一百人、陸奥國三百二十四人、出羽國一百人、若狹國三十八人、越前國一百人、加賀國五十人、能登國五十人、越中國五十人、越後國一百人、佐渡國三十人、丹波國五十八人、丹後國三十人、但馬國五十八人、因幡國五十八人、伯耆國五十八人、出雲國一百人、石見國三十人、隱岐國三十八人、播磨國一百人、美作國五十八人、備前國五十人、備中國五十人、備後國五十人、安藝國四十八人、周防國五

りしとも思はず、續日本紀云、天平六年四月、免諸道健兒、健士、遣士、田租兼雜務之中とあれば、是よりさき既に設け置かれしなり、十年五月、停三東海、東山、山陽、西海等諸國健兒とあり、健兒を十一年六月に停、停兵士、國府兵庫點、白丁、作番令守之、同十八年十二月、京畿内及諸國兵士、依舊點差せよとあるは、健兒を復せしなるが、兵士と書るを以て、通稱なること明けし、健士、遣士と兵士といかなる差別あるにや、未だ考へず、奥羽にて健士と兵士と分ち云へり、この兵士は健兵にして、健士は勳位ある者を云へり、健兒とは別なりと思はる、然るに勳位の人を健兒とするの制も見ゆれば、健士と健兒と同じきにもやあらん、延喜式に健兒をあげたるは、延暦十一年六月十四日の官符の條に記せるものなるべし、兵部式云、諸國健兒、山城國二十人、大和國七十人(三代格に三十人とあり)河内國二十人、和泉國二十人、攝津國三十人、伊賀國三十人、伊勢國一百人、志摩國三十人、尾張國五十人、三河國三十人とあり(參河國五十人、遠江國六十人、駿河國五十人、伊豆國三十人、甲斐國五十人、相模國一百人、武藏國一百五十人(三代格に百五十人とあるは、十を脱せるなり)安房國三十人、上總國一百人、下總國一百五十人、常陸國二百人、近江國二百人、美濃國一百人、飛騨國三十人、信濃國一百人、上野國一百人、下野國一百人、陸奥國三百二十四人、出羽國一百人、若狹國三十八人、越前國一百人、加賀國五十人、能登國五十人、越中國五十人、越後國一百人、佐渡國三十人、丹波國五十八人、丹後國三十人、但馬國五十八人、因幡國五十八人、伯耆國五十八人、出雲國一百人、石見國三十人、隱岐國三十八人、播磨國一百人、美作國五十八人、備前國五十人、備中國五十人、備後國五十人、安藝國四十八人、周防國五

十八(三代格に安藝周防軍に三十八とあり)長門國五十八、紀伊國六十人(三代格に八十とあり)淡路國三十人、阿波國五十人、讃岐國一百人(三代格に五十人とあり)伊豫國五十人、土佐國三十人、とあるが如し、其官符に、以前被_レ右大臣宣_レ勅、奉勅、今諸國兵士除_レ邊要地之外、皆從_レ尊嚴、其兵庫、鎗藏、及國府等類、宜_レ差_レ健兒、以_レ宛_レ守衛、宜_レ簡_レ差_レ郡司子弟、作_レ番令_レ守_レ見え、同十六年十一月廿九日官符に、應_レ勅位人差_レ健兒、事(除_レ太宰、陸奥國、佐渡等國府也)、右得_レ美濃國解_レ、被_レ太政官去六月十一日符_レ、外散位者、便令_レ直_レ國_レ、使_レ雜事、量_レ事簡_レ、令_レ申_レ其數、餘令_レ願_レ勞_レ物送_レ京庫_レ者、而有_レ勅_レ勅位人、身_レ強_レ壯、或_レ乏_レ家資、無_レ由_レ願_レ勞_レ、望_レ請_レ停_レ差_レ白丁_レ、差_レ勅_レ勅位人、結_レ番_レ上下、以_レ預_レ考候_レ、請_レ官_レ職_レ者、被_レ大納言從_レ三位神玉宣_レ、奉勅_レ依_レ請、諸國亦准_レ此_レ行_レ之、また十九年二月二十三日の官符に上の十六年の文を奉_レ、諸國亦宜_レ准_レ此_レ見え、次に式部、兵部省相共進計、漏_レ前件數、また大同五年五月十一日官符に、兵士三百人を健兒とし、健兒一人に馬子二人を充_レるの制を立_レたり、其は一應_レ給_レ健兒馬子事、(一々條内)右得_レ東山道觀察使正四位下兼行陸奥出羽按察使藤原朝臣緒嗣解_レ、天平五年十一月十四日勅符、兵士三百人、以_レ爲_レ健兒者、自_レ爾_レ已來、以_レ中男二人、充_レ健兒一人馬子、雖_レ有_レ國例、未_レ見_レ格式、然_レ不_レ成_レ之支、唯在_レ健兒、養兵之道、不可_レ不_レ優、請_レ依_レ舊給_レ之者、被_レ右大臣宣_レ、奉勅_レ依_レ請_レと見え、眞觀の頃に及_レば、健兒も名_レのみにて、非常の用に供_レすべきものあらざりしかば、健兒を選擇するの命あり、其は眞觀八年十一月官符に、應_レ選_レ練_レ健兒、事、右被_レ右大臣宣_レ、奉勅_レ云々、如_レ開_レ諸國所_レ差_レ健兒、曾_レ無_レ才器、徒_レ稱_レ爪_レ牙_レ之備、不_レ具_レ應_レ之_レ況_レ復_レ不_レ教_レ之民、何

ナホ

ナホ

ナホ

渠非常之敵云々、國司宜能簡_レ其人、勅_レ加_レ試_レ、期_レ令_レ一_レ以_レ當_レ百、其太宰府、統_レ領_レ選_レ士、亦_レ宜_レ准_レ此_レとありと見え、後開_レゆる處なし、而して其健兒の爲め給_レする田地を健兒田といふ不_レ論_レ相_レ田_レなり、聖武天皇六年四月、諸道健兒諸士遷_レ士_レの田租並_レに雜儀の半を免_レす、延喜の制、諸國健兒、皆_レ儀_レを免_レじ、唯志摩、駿河、武藏、飛騨、上野、下野、佐渡、播磨、長門、阿波、讚岐等は儀を、畿内は課_レ役を免_レす、其食_レ畿内は桑田の地子、餘國等健兒田を以_レて之に充_レつ、出羽國は出_レ、隱岐國は國造田三町の地子を以_レて之に給_レす(續紀、延喜式、田制)

コネイシヨ

健兒所 國衛の難任の内にて、府に在りて健兒を掌_レる所なるべし、太平記藤原房言の條に、國々には守護權を失_レひ、國司權を重_レくす、是に依_レて非_レ職_レ凡_レ卑_レの目代等、眞應以後の新興の莊園を没_レ倒_レして、在_レ職_レ官人檢_レ非_レ速_レ使_レ健兒所_レ等_レ邊_レ分_レの勢を高_レせり云々、とあり、常陸には後世に至_レる迄存_レし、稅所、貞成の子孫平國氏代々此_レの職_レとなり、終_レに其職を氏とし、健兒所と云_レふ、俗に小西生或は近衛所と云_レへり(續紀、延喜式、田制)

コネデン

開墾したる田地をいふ、ハハハとも訓_レむ、山野を新_レに開墾するあり、荒廢せる地を更に開墾するあり、即ち後世の新興開墾、荒地開墾にて、上古の史籍に、新墾、小墾田、治田など見えたる即ち是なり、墾田に公私の二種あり、公墾田は、官より百姓に命_レじ、その功食を興_レへて開墾せしめて以_レて官制の田とするなり、私墾田は百姓に空閑の地、荒地の地を賜_レひ、自_レら之を開墾して私有の田たらしむるなり(田制)上代仁德天皇十四年大濩を感_レに、石河の水を引き、上野鹿、下野鹿、上野鹿、下野鹿の郊原を潤_レし、之を墾_レて四萬頃

の田を得たり、孝德天皇大化二年八月癸酉、詔_レして國の境を築_レくべき地、溝を穿_レつべき所、田を墾るべき間は均_レく給_レして造_レらしめらる、(奈其朝時代)聖武天皇養老七年四月太政官の奏請により、天下に勸課して田時を開墾せん爲_レめ、其新_レに溝池を造_レり開墾を營むものには、多少を限_レらず、之を給_レうて三世に傳_レへしめ、舊溝池を造_レうて開墾する者は其一身に給_レふ、之を三世一身の法といふ、天平十五年に至_レり詔_レし、三世一身の法を論_レぜず、開墾せる者の永_レく私財とする、とを詔_レし、受_レ地の後三年に至_レるまで本土の開かざるは、他人に墾_レすることゝ爲_レる、茲に於_レて人民土地を所有し私産と爲_レすこと、こゝに權_レ興_レす、然るに權門勢家其權_レに乗_レじ、恣_レに開墾し、百姓を虐_レくる者あるに至_レる、因_レて稱_レ德_レ天皇天平神護元年三月勅_レして自_レ今以後開墾を禁_レ断_レし、當_レ土百姓一二町の間に之を許_レしたり、是れ勢家の權_レを停_レめ百姓を救_レひしなり、然れども實際行_レはざりしを以_レて、寶龜三年十月勅_レして開墾許_レし、(平安朝時代)桓武天皇延暦三年十一月、諸國司の百姓の墾田を奪_レひ、或は買_レひて之を占有し、或は百姓の業を妨_レげて作田することを禁_レす、嵯峨天皇弘仁の制、開墾すべき開墾地を總計してその數を申_レして、その地主に課_レし、永_レく常地として耕種せしむ、若_レ一年耕種せざれば、收_レめて他の申請する者に授_レく、その受_レ地の人二年開墾せざれば、收_レ判_レして再び他人に授_レけ、遂に開墾の人を以_レて永_レくその地主たらしむ、清和天皇貞觀の年、墾田の後六年に及_レば予_レして身死_レすれば、更に六年を延_レべて子孫を以_レて耕種せしむること、し、また受_レ地の五分一以上を開墾したる者は、添_レく

墾せずといふとも收_レ判_レせずして其者に給_レふ、(顯應)天皇延喜式制定の時、私墾田に公水を用_レふるものは收_レめて公田と爲_レし、四海道管内の諸國は、當_レ土の百姓にあらざるよりは、墾田を賣_レ買_レし、及び田地を占_レめ開_レくことを禁_レず、而して此の開墾田は多く庄園となれるを以_レて同條を參_レ看すべし(鎌倉時代)に至_レり、政綱漸_レく地_レび、其墾する所、概_レは人民の私爲_レに係_レり乃至_レ墾地となり、名田となる、文治五年源賴朝令_レを下_レし、東國不_レ毛_レの荒野を開墾せしめて以_レて公私に墾す、北條氏亦_レ心を以_レて用_レひて之を勸課す(室町時代)に至_レて封建の形相_レ定_レり、各其方隅を占_レめ、應_レ據_レ事日_レなし、間々墾する者あるも、概_レは人民の私墾にて、官其事に與_レらざるに似_レたり(江戸時代)に及_レび時_レ昇_レ平に墾し、山開墾地に至_レるまで開墾し、以_レて公私の所有と爲_レす、人民空閑の地、海川の寄洲、崩地、山方、芝原等の田畑なるべき所を抽出_レして、其開墾を請_レうあらば其地の實況を點檢_レし、其利害を勘査_レして善_レなき者は許_レす、之を見_レ立新_レ田といふ、其成功_レの難_レ易を量_レり、三年或は五年を期_レして、墾_レ下_レ年期_レを定め納租を寛_レ假_レす、期滿_レち地力熱_レすれば本_レ田畑_レに編入_レす、而して公私の間、或は紛_レ議を生_レじ動もすれば罪科に墾る者あり、故に之が方法を立て、各其向_レう所を知らしむ(明治維新)に至_レり益々勸課せられ、明治二年段別五町歩以下は地方の管轄にて處分_レし、以上は官に請_レはしめ、且つ開墾局を設_レく、三年に府藩縣管内開墾地規則を定め、明治十七年地租條例を定_レむ(田制)日本租稅志、法令全書)

コネテニギ

コネドウウチ

渾天儀 江戸時代天文を測量する器をいふ、簡天儀(カンテンギ)を見よ、近藤氏 姓は藤原、秀郷の末男子常より出_レづ、子常の三代文行の四男兼行近江

コネドウキヨハル

コネドウモリシゲ

近藤清春 近藤道春の子孫、京師小石川町に住し、小堀遠州片桐石州の定_レ給_レ師にて、多く茶器をつくる、殊にイナヅカを發明_レす、イナヅカとは漆の上面に極細の波紋を起_レし一種の雅致あるものなり(工藝鏡)近藤守重 名圖次郎、通稱重藏、正壽又は昇天真人と號_レす、法名

棟となり近江に居す、因_レて近藤と稱_レす、三代景福武者所たるにより武藤と稱_レす、其子武者所能成の末男直景の子孫近藤氏と稱_レす、八代滿用の時三河國に移り字連に住す、其孫用德川氏に仕ふ、其子秀用慶長十九年十二月五石を加賜せらる、前封を併_レせて壹萬五千石、寛永八年二月卒、嗣_レ子幼にして藩任に堪_レざるを以_レて千貳百石を削_レられ、五千五百拾石を長子登助貞用に、五千石を次子彦九郎用將にて、三千二百石を三子力之助に賜_レる(尊卑分脈、系圖)要、徳川加藤封録)

- 修行 行景 景親 景福 能成 直景
- | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 景滿 | 秀滿 | 秀行 | 秀家 | 兼滿 | 直滿 |
| 用眞 | 用徳 | 用祐 | 用敏 | 用倫 | 用昭 |
| 用眞 | 用式 | 用和 | 用恒 | 用水 | 用明 |

自休院後筆を還_レ歸_レ徳川氏の臣、明和八年江戸に在_レる寛政六年試_レに應_レじ、七年長崎奉行手附と爲_レる、十年替人假_レ充_レに授_レす、守重中川勘定奉行の支配に當_レりて揮_レ毫_レに渡_レり、替人建_レつる所の權_レ柱を撤去して、代_レるに我國のを以_レてす、是より心を過_レらざりし、邊_レ界分圖を_レ作_レる、又松前を_レ官_レに收_レめ奉行を_レ置_レき事を計_レらしむ、文化四年職_レ責_レを蒙_レりて小普請となる、既_レにして書物奉行に任_レぜらる、や、風山文庫中の文書通覽せざるはなし、また甚だ家蔵の書に富_レむ、林邊市河寛齋徳田徳齋太田南政等皆往來す、文政二年執政沼津侯と合_レはす、出_レて大阪弓矢奉行と爲_レる、守重慶應_レ是より志_レ操_レを破_レる、文政六年また小普請と爲_レる、地を江戸下流各にトし男官職をして經營せしむ、富福隣家の農夫と事を講_レへ、之を殺す、幕府罪を執_レり、守重を分部先事に預_レけ、富福を八丈島に流_レす、時に九年十月なり、光寧封_レ地に赴_レくに及び守重を菜地に押送_レし、竊_レに學_レを子弟に授_レけしめ、また謀_レりて請_レ政を改革するものあり、十二年六月十六日死す、年五十九、近江國高島郡大津町瑞雲院に葬_レる、萬延元年に至_レり幕府その功を追賞_レして罪を赦す(傳説)金銀圖録、右文故事、外蕃通書、寶貨通考、邊界分圖考、憲教類典、外國通信略、安南紀行、正壽書翰考、好書故事、尙古圖錄等六十四部(譯海、香亭手稿、近藤守重事跡考)

コネニヤクボシ 權入寺、コネツツを見よ、コネニヤクボシ 菟藪本 江戸時代西藩本の一種、其體裁、心にやくに似たるより名づくる、ヤレホンを見よ、

ナホ

ナホ

コトネ コトバ

コトネギ 権補宜「ネギ」を見よ、
コトノコホリ 取談部 大隅國
後久島に在り、推古天皇二十四年島人始めて
歸化す、舒明天皇元年始めて田部連を被致島に遣る、
後ち益敷取談二部を置き、多祇島に譲す、天長元年
九月書して取談部となす、延喜式又取談に作り
「コト」と稱す、和名抄に誤置、信有等の郷あり、古
圖、駒路に作る、蓋し誤なるべし、元祿帖取談に作り、
以後之に従ひ「コト」と稱せしを、地誌提要「コト」と
稱し、明治二十九年熊毛郡に入る(郡名異同一覽、國
郡沿革考、法令全書)

コトノスリゴ 紺末濃 染色の名、うへ白
くして、下、紺にそめたるものをいふ(源氏裝束抄)
コトノムラゴノヲトシ 紺村濃威 紺
を濁き紺色にて、其中所々に濃き紺にて村に威した
る威威を云ふ、村濃とは、凡て何色に隈らず濁き色
の中に所々に濃きを云ふ、然れども古書には紺村濃
の外に見えず、長門本平家物語熊谷平山城戸口寄條
に、熊谷二郎直實は襦袢の背ひたれに紺村濃のよ
るひに紅の母衣かけて云々と見えたり、威(ヲトシ)
の挿圖參看、

コトノムラゴノヒタタレ 紺村濃直垂
紺にて村濃に染めたる直垂、村濃とは、濁き紺地に
濃き紺を以て處々に印したるを云ふ、愚昧記に、治
承初度親馬、撰陣職、袴直垂、一番左源仲綱、紺村
濃直垂小具足云々と見えたり、

コトハフリ 権祝「コトハフリ」を見よ、
コトバルリウ 金春流(今春) 金春氏信
の創めたる猿樂の流派○氏春は親世元清の女婿た
り、本姓を竹田といひ式部と稱す、此道に堪能なるよ
り、大和春日の河津井座を繼ぎて金春と改稱す、于

コトネ コトバ

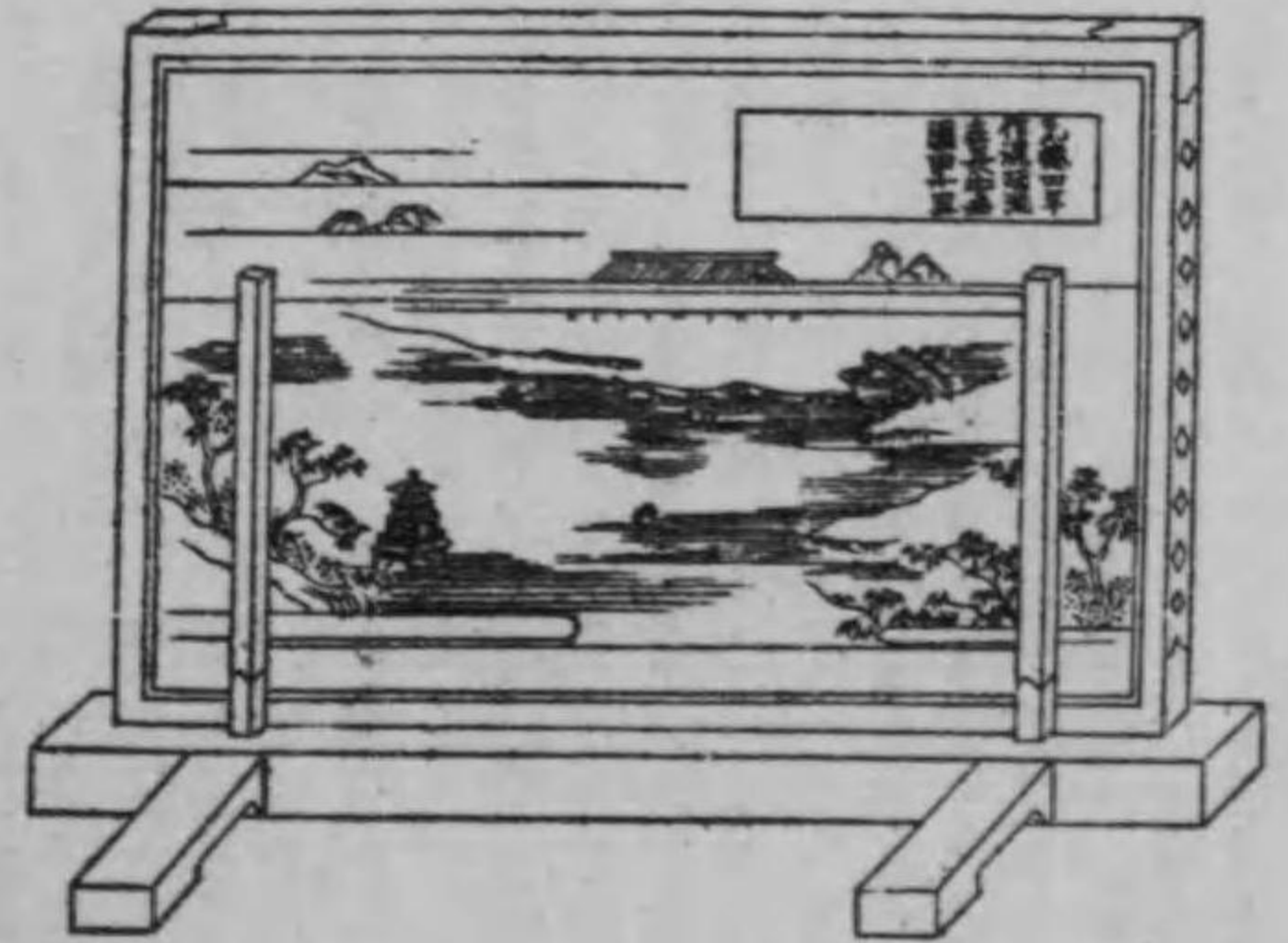
孫其業を世襲し、江戸時代には藤三石を食みて、幕
府に仕へ、若年寄の被官たり、サルガク參看、
○今春氏信 六郎元氏 八郎元安 七郎氏照
八郎喜勝 八郎安照 七郎氏勝 七郎重勝
八郎元信 七郎重榮 八郎重休 十次郎信尹
七郎氏綱 八郎隆廣 七郎氏政 八郎安信
七郎元照 廣成 八郎
コトベツタウ 權別當 別當を補佐して寺
務を取扱ふ、興福寺石清水宮寺に置く、共に官符に
て補せらる、石清水は延喜元年會俗を權別當とせし
を始めとす、メツタウ參看、

コトボンカ 混本歌 もと詠歌と同じ、中
世以降短歌の末の一句を缺きたるものを云へり、古
へ後傳歌とも云へり、これ音韻叶はざる故の名なり
と云ふ、悦目抄に「詠歌あり、朝顔の夕かぜまた散
りやすき花の名ぞかし」の類を云ふとぞ(興義抄、悦
目抄)

コトボンジ 根本寺 常陸國鹿島郡
鹿島町大字宮中○瑞雲山と號す、臨濟宗、妙心
寺派○本尊彌勒如來、推古天皇の御宇、聖
德太子勅を奉じて草創せし所に、高麗の僧惠灌
僧正を開山となす、建久二年當寺破壊によりて北條
氏之を再興し、蒙古亂の時、天皇より勅印を賜ひて異
賊追討の祈禱を修す、程なく靜謐す、康永中に至り、
また大破に及ぶに依て光明天皇の勅あり、入宋の教
外得産和尚持せられ、始めて天台宗を禪林に改む、
延文三年義隆將軍佛殿を再興す、此時後光天皇勅
額を賜ふ、天正三年十七世天柱禪和尚入寺す、是より
妙心寺末となる、是まで鎌倉五山の輪番なり、江戸

コトネ コトバ

時代、朱印地百石を領す、塔頭五宇、末寺二箇寺あ
り(新編常陸國誌)
コトボンチユウタウ 根本中堂 延慶寺
の一乘止觀院を云ふ、延慶寺(エンキョウジ)を見よ、
コトメイチノシヤウジ 昆明池障子
大内親清涼殿の弘廂に立て置かる、獨立障子を云
ふ、二間と弘敷殿上御局との間に在り、障子の南面



(就所設圖開見圖風)圖之表

に支那の昆明池を畫き、(漢武帝の遣る所と云ふ)北
面に嵯峨野小笠持の圖ありていづれも極彩色、跋壺
ともに黒漆、棟狀飾唐草、金物金銅、繪臺足黒漆、横
九尺、高六尺、弘仁中、實業亮海の障子と共に畫が
しめらる(樂中御抄、大内裏圖考證)



圖之裏

コトヤヤク 紺屋役 江戸時代納税の一種、
紺屋の藍瓶に課したる役錢にて、藍瓶役といふ、若
し紺屋ならずとも、百姓各自藍瓶を持ち手染をなす
ものは、百姓より藍瓶役錢を納むるなり、關東の國
國は、土屋五郎左衛門紺屋頭となり、紺屋を支配し
て役錢を取立て、遠國にては、之を地頭に納む、又國
によりて役錢なきもあり(地方凡例誌)

コトカミテンノウ 後村上天皇
御諱は義良、初名憲良、後醍醐天皇の第
七皇子、御母は新待賢門院藤原康子、第九十七代の
天皇、嘉暦三年御降誕、元弘三年十月出で、陸
奥出羽を鎮し、參議陸奥守北畠顯家之が輔たり、建

武元年夏親王となる、延元元年正月奥羽の兵を率ゐ、
足利尊氏の後を攝して四上し、二月省中に冠を加へ、
三品に叙し、陸奥太守となり、鎮に歸る、二年正月國
人多く離叛せしを以て、鎮守府大將軍北畠顯家と共に
豐山城を保ちしが、幾干もなくして國人等軍配吉
野に幸せるを聞きて又歸順せり、八月顯家等と陸奥
を發し、十二月進んで足利義隆を鎌倉に討ちて之に
克ち、三年正月京都に赴き、青野原に至りて尊氏の
兵を敗る、二月京裏に赴く、戦利なくして吉野に
入りしが、閏七月再び鎮に歸任するや、密詔して諸
貳たるを許す、前大納言北畠顯房之を輔く、九月伊
豆碕に至る、會々大風暴かき起り、船皆飄蕩し、御
座の船幾んど没せんとせしが、既にして風怒り變じ、
運りて伊勢篠島に著す、四年三月吉野に歸り、立つ
て後醍醐天皇の皇太子となる、八月十五日左大臣藤
原經忠の第に受禪、十月五日吉野行宮に即位す、時
に年十二、正平三年正月高師直等來り寇す、天皇避
けて穴太に幸し給ふ、師直等火を吉野の行宮に放ち、
神社佛閣みな蕩盡せり、六年尊氏、弟足利直義と陸
あり、諸將各々二派に別れて相闘ぐ、茲に於て尊氏
父子併りて降を天皇に請ひ一時を彌縫して、直義を
圍らんとす、天皇また併りて之を許し、七年二月賀
名生(是より先次生を改めて賀名生と爲す)を發して
京都に入り、男山を以て行宮と爲す、既にして義隆
また叛し兵を率ゐて行宮を攻むると急なり、官軍防
戰せしと雖も利あらず、同年五月天皇甲を流り馬に
御し國を潰て奈良に行し、尋で賀名生宮に遷幸す、十
三年賊軍また行宮に迫らんとせるを以て、金剛山に
入りて觀心寺に幸し、後住吉行宮に御す、二十三
年三月十一日同所に於て崩す、御壽四十、河内國南河
内郡川上村大字元椿尾陵に葬る(皇胤運録、大日

コトヤ

コトヤ 今良「イマヤキ」を見よ、
コトヤカミテンノウ 後村上天皇
御諱は義良、初名憲良、後醍醐天皇の第
七皇子、御母は新待賢門院藤原康子、第九十七代の
天皇、嘉暦三年御降誕、元弘三年十月出で、陸
奥出羽を鎮し、參議陸奥守北畠顯家之が輔たり、建

コトヤ

本史、陸奥一覽)
コトリンワウジ 金輪王寺 金輪山寺(キ
ンレンジ)を見よ、
コレイ 婚禮「上代」當代は、貴族の階級、
後世の如く嚴ならざりし故に、血族間の婚姻は、素
より厭ふ所にあらずして、叔姪相嫁し、兄妹相婚べ
り、されど、皆異母同胞の間に行はるる者にして、同
母は、總令其父を異にするも、相嫁すること難じ
たりき、抑この風習は、夫妻居を別にし、且つ一夫
多妻の狀態より出でたり、かくの如く此の時代に於
ては、同母兄弟の外、一族の婚姻を嫁はざりしと共
に、また貴賤上下をも問はざりき、故に天皇の妃を
迎へ給ふに、或は播磨より、或は日向より、或は尾
張より卑賤の女子を聘し給へること史に見えたり、
且つ高天原の人種と、土著の人種と相婚し、新種よ
り歸化せる天日槍の、但馬の人麻多鳥を娶りて、但
馬の諸勳を生かすを見れば、人種の異同をも問はざ
りしものことし、而して多くの妻妾のうち、家系
の尊きを嫡妻としてこれを「ムカヒメ」といひ、權利
最も強し、嫡妻の子を「ムカヒハラ」といひ、また前
妻を「ニナミ」、後妻を「ウハナシ」といひ、なほ當時
の習俗として、男女相婚嫁せんとするに際し、女は必
ず其父兄に告げて許を受け、父兄其眞縁なるを認す
れば、贅を婿に贈りて嫁娶の儀となす、後世結婚と
いふは即ち是なり、其實は種類一ならずれども、普
通には琴を贈りて結婚の義とせり、これ吾妻の名
ある所以なり、若し夫妻相適はずして離別せんとす
る時は、夫より其琴を戚家に返す、これを琴戸をわ
たすといへり、また男子は婦を己が家に迎へず、自
ら妻の家に通ふこと當時の風なりき、されば結婚の
日にも、夫たるもの妻の家に行き、妻方にては種々

の酒食を机に列べて新夫を饗す、これを机代の物といひて、夫を迎ふる禮物とす、今なほ合盛の式に酒盃を新婦より始めて酌み交すは、蓋し太古の新婦が家の主人にして婿に客たりし風習の遺れるならんか、下りて『奈良朝時代』に至りても、其風俗習慣

(古の習俗)

の酒食を机に列べて新夫を饗す、これを机代の物といひて、夫を迎ふる禮物とす、今なほ合盛の式に酒盃を新婦より始めて酌み交すは、蓋し太古の新婦が家の主人にして婿に客たりし風習の遺れるならんか、下りて『奈良朝時代』に至りても、其風俗習慣

女の許に寄するに、女も返書を其使に託する習ひなり、女の父母は男の容貌品位など詳細に聴き、其意に適はざる時は、女を誑めてこれと絶たしむ、かくて若し男の書を寄することとなりて正午に至れば、我心なきなりとて、女自らも其親兄弟も心憂きこと

(古の習俗)

女の許に寄するに、女も返書を其使に託する習ひなり、女の父母は男の容貌品位など詳細に聴き、其意に適はざる時は、女を誑めてこれと絶たしむ、かくて若し男の書を寄することとなりて正午に至れば、我心なきなりとて、女自らも其親兄弟も心憂きこと

或は父の子の妻に通じ、或は弟の娘に通ずることあり、甚だしきは院宮の中にも、父子妻を一にし、或は白晝宮中にて通ずる者あるに至れり、武人が政略上より、近親の情を温めんが爲めに、姻縁を結ぶこともあり、また他の子女を取つて婿を通じ、人質の如くなして、その背叛を防ぐことあり、因りて

(古の習俗)

或は父の子の妻に通じ、或は弟の娘に通ずることあり、甚だしきは院宮の中にも、父子妻を一にし、或は白晝宮中にて通ずる者あるに至れり、武人が政略上より、近親の情を温めんが爲めに、姻縁を結ぶこともあり、また他の子女を取つて婿を通じ、人質の如くなして、その背叛を防ぐことあり、因りて

FWA

FWA

FWA

ありて、奥を婿の家に迎へ、二の室或は三の室へ廻り、婿方には侍女房といふものありて、新婦を婿儀の席に導く、婿やがて出て来り、酒を酌み盃を交して式三献あり、其席には二重葎子、置鳥等を飾り、床の立花は、一瓶の中に二本さし向はせ、花の輪をも向はせ、總べて常葉なる木を用ふ、さて第三日目までは、婿を始め隨従の女房に至るまで、何れも白小袖を着く、其日に及びて色直しとて他色に改め、また祝の式ありて、舅姑を始め、一家一族對面の禮あることは、平安朝時代の舊風の式の遺風なるべし、高貴の社會に於ける婚禮の正式は斯くの如くなりし

を備ひ、男の方より物を贈りて言入を遣はす、これを納めといひ、俗に「モノノシルシ」といふ、五節五節、或は三節三種、一節一種など、富の程度に従ふ、五節五節とは斗繩十看五種をいひ、看は昆布、鰯、鰯、鰯、鰯等なり、また小袖、帯を贈る、小袖は紅白二領を式とす、以下これを略するもあり、甚しきは帯代とて、金錢を以てこれに代ふるもあり、ノミの使は家の年寄役を以てす、贈禮の式ありて舅は使者を饗し、式三獻の儀あり、これを一に當陸帯の祝といへり、而してその式日は婿の方にて衆、通常は層に従うて天教日、不成就日を忌む(天教日とは春の戌寅、夏の甲午、秋の戌申、冬の甲子の日をいひ、不成就日とは毎月四、八、十五、十八、二十五、二十九の六日ないふ)、世に春季三月を婚禮の忌月として用ひず、これ花によそへて、散り易しといふより不吉とするなり、式を舉ぐるには多く夜陰を懼み、さて其當日に於ては、婿の家に門前、玄關、臺所に紋付の提燈を懸かし、燭を列れて待てり、既に嫁の輿、婿の家に至れば、これを嫌に著く、婿出で輿に手をかけるを法とす、尋で待女郎出で迎へ、新婦を内室に導きて化粧室に入れ、更に粉黛を粧ひ、衣紋を刷はしむ、かくて式の座敷に出づ、座の次第は婿は客位として上座に著き、新婦は主居として下座に著く、蓋し太古以来の風、夫が女家に通ひし風の遺れるなるべし、待女郎は婿の傍に、介添人は局として新婦の傍に陪す、庶民に於ては、婿は紋服上下を着け、小刀を腰にす、式には酌人出で、式三獻あり、酌人は多く二人とす、別に瓶子の役あり、鍬子、提瓶子は紙にて折れる男蝶女蝶を以て飾る、次に引渡を出して、更に三つ盃を交はして各々三度づづ呑み、新婦に終る、これを三三九度の盃といふ、婿、盃を描く

時雑煮を出だす、やがて婿は其席を避け、新婦、舅、待女郎等列坐して酒を酌み、雜煮を引きかへて高盃を出だす、斯くの如き式にも眞草行の三献ありて禮家の禮とする所なり、卑賤にあつては到底斯くの如き正式によること能はざるは言を俟たざるべし、合盛の式畢りて色直しのことあり、これ新婦の小袖始めは白練なりしを、後に紅の小袖或は五色金銀にて彩りたる小袖に更むるをいふ、色直しの小袖は舅姑より出だすものにして、嫁の方よりは小袖、帯、扇などを婿に運む、婿を着けて席に出で、更に盃を交はす、その他、嫁の方より舅姑、その親縁叔姪などに何れも禮物を贈すなり、色直しのこと畢りて、やがて夫妻共に部屋に入り、更に獻盃あり、男より飲み始めて女にさす、後合歡の事あり、この日は、かへす、さもどす、また「かきかたて、おくる、さる、さる」もどる、なほなほ「いよ、いよ」などの詞を思ひ、蓋し是等の語は直接に、間接に、姻縁を離絶すべき意を含めばならぬ、また紫綬、無紋、鷄目返しなどの衣服を思ひ、さて是等の儀畢れるを俗間には「祝言すむ」といひ、または「輿入すむ」といへり、かくて婚禮の翌朝、嫁の女まづ夫婦の情相和し、舅姑また歡ぶなどの、ことを新婦の郷家に報す、其日より五日歸まで、新婦の縁類知己、夫婦の機嫌を訪ひ、菓子、提重、行器などの禮物の数をつらぬ、これを部屋見舞といふ、第三日に至りて新婦の郷家にては婿の親縁を招きて饗す、これを三日日の振舞といふ、この日婿の方より紅白の餅を男に贈る、これを世に五百八十七まいといふ、餅の餅目三石三斗三升三合にて數を五百八十七とし、形を飯糰形にす、男の方にてはこれを親縁知己、叔姪等に分つ、第五日に新婦、早朝より郷家に行き、これを里歸または五日歸といふ(里歸は三日目を用

FWA

FWA

FWA

ハム

ふるものありき。翌日、婿の方の親縁より新婦の許に人を遣はし、贈物を廣く新婦の安否を訪ふ、これを里見舞といふ、かくて新婦留まること五日にして歸る、これを十日歸または花歸といふ、これらの婚禮の儀式全く畢りし後、新婦の郷家に婿を招きて饗し、家の一門親類うち混じて歡劇す、これを膝直といふ、兩家の親縁知己、皆祝意を表して酒肴、綾絹等を贈る、兩家各々赤飯を蒸し、配りてこれに酬ひ、またその人々を招き饗して結婚を披露することあり、これを婚禮披露または「ひるめ」といふ、將軍吉宗勳を重んじ、享保中、天下に令して婚禮の式には専ら給の吸物を用ひしむ、是より先將軍綱吉の世、江戸に水島トといふものあり、小笠原の家傳を得たりと稱し、種々の説を捏造して、諸禮を教ふ、従つて學者頗る駭だし、是より禮法を以て家を立つる者多く、何れも小笠原流と稱して、眞行草の式を説き、民間にもこれを傳へて種々の風儀を養成したり、婚姻の儀には嫁の輿を逆さまに昇り出たすこと、其輿の輿に入る時、門内にうちあはせの餅とて老人夫婦の餅を搦くこと、召替の輿に筒子、道子、大張子などを載せ、其戸を開きて、衆人に親せしむること、新たに裳着の衣、長枕などいふ物を作ること、かつら及びびとわけ(悪魔拂)といふ女を隨伴せしむること、其儀に列なるには婿の上下、婿の無地對斗目の服を著し、腰に笥を續りたるを腰あきとて懸ふこと、三日の餅の数を必ず五百八十七と定むることなど、繁雜なる小禮末節は概れ小笠原を稱する諸禮家が唱へ出だしたるものにして、前期には未だ見ざるところなりき(藤岡博士日本風俗史)而して江戸時代には、また武家諸法に於て大名旗下等の私に婚嫁するを禁じたり、今文は時によりて多少

ハム

の變遷あれども寛文三年の法度には「國主、城主一萬石以上、近習、並物頭者、私不可結婚、事、附與三公家、結縁違者、向後違三奉行所、可受差圖一事」と見ゆ、これ婚嫁によりて生ずる關係の弊者と、皇室に近くの便宜を豫防せんとするの政策なりき、
コンレンジ 金蓮寺 關西山城國京都市新京極小路下ル東側〇世に四條道場と云ふ、舊は萬里小路通、錦小路と錦小路との間に在りしより、太平興國錦山と號す、時宗四條派の本寺〇本尊阿彌陀佛、縁起に云ふ、慶長元年後伏見院の皇后廣義門院御産なりしが、夢中に祇陀林寺の淨阿が兒符を服し給は、平産ならんと、仍て淨阿に命じて奉らしむ、程なく皇子御平産あり、光嚴天皇是なり、即ち勅願により一寺を建立し、錦山興國金蓮寺と號す、後足利氏の信仰を受け、嘉慶二年足利義滿四條坊門の禪堂を寄進し、敷地は佐々木道譽の寄進する所なりと云ふ、和歌四天王の一なる頼阿嘗て此に住したりき、堂前に古松あり、毎年夏社臨來り鳴くを以て、後伏見天皇より社松の名を賜ふ、足利義滿も亦來りて社松を禮し、ことありと云ふ、此松は雷火に燒け、現今は天明の時植ふるものと云ふ、本寺の住僧は維新前までは、代々淨阿と呼ばたり〇什寶に一蓮上人繪傳二十卷あり、後伏見二條花園三天皇の宸筆にして、畫は藤原行光なりと云ふ(山城名勝志、山州名勝志、京華要誌、京都名勝志)
コムロフシ 小室節 小歌の一種、天保頃迄は、諸侯入府の節、馬前に立て必ず誦ひしとぞ、其曲節を傳ふる來、江戸三河島に住すと云ふ、其始め詳ならず、人倫訓蒙圖書馬士の條に、此歌うたひしと見え、又續纂に、春の日や茶の木の中に小室節など見ゆれば、元禄以前既に流行したること明なり(聲曲

コメウ

類纂、小歌大全)
コメウラ 米占 糯米三粒を紙に包みて神籬を占ふの法、毎年正月十五日田家にて之を行ひ、今年又は來年の豊穰を決す、後忠順占懸の歌に「きぬかるとそのくましの思ふことみつてふ敷をたのむばかりぞ」、蓋しくましれとは神に供する米の謂なり(櫻櫻紀談)
コメオリ 穀織 織物の一種、羅又は紗の類にて目のすきたるうすき織物、生糸にて織り夏期着用の衣類に用ふ、和名抄に、數(胡谷反、和名古女)其形織織之如栗也」と見えたり(貞丈雜記)
コメサ 米座 米を賣る所をいふ、鎌倉七座(カマクラシチザ)を見よ、
コメシヤウグン 米將軍 徳川吉宗をいふ、吉宗、米價下落して百姓の困難を見、米を買入してその下落を防ぎたるより名づく、トクガハヨシムネと參看、
コメンガハ 御免革 紫色にあらざる錦革をいふ、用ふることを錦革の義なり、足利義滿將軍と爲り、甲冑鞍馬の美麗なるを好み、紫の錦革は他人をして用ひしめず、其他のものを用ひせり、因て此の名あり(工藝志料)貞丈雜記に、二品あり、一つは前に記したる正平御免革なり、二には、赤黒色の地に、白く唐草又は菊紅葉などの類を染めたるを云ふ、錦革は、前にいふ如く、紫地に、白く繪やうを染むる、是れは將軍家其外高位の人の用ひらるる革にて、蓋に平人に錦革用ひず、赤黒の地に白紋の革は、誰にも用ひなく用ふる故、御免革と云ふなりと見えたり、カハと參看、
コメンノウ 御免能 勅進能の一、町年寄に願書を差出し其許可を得て興行するものを云ふ、

コモノ

剛三年に一回位づ、行ひたりと云ふ、ノウシ參看(遊藝起原)
コモロウ 虛無僧 普化宗の僧侶をいふ、フガシユウと見よ、
ゴモツサタシユウ 御物沙汰衆 公事奉行(クツアギヤウニ)を見よ、
ゴモツナガモチフギヤウ 御物長持奉行 御物奉行(ゴモツアギヤウ)を見よ、
ゴモツアギヤウ 御物奉行 室町幕府の職名、御物を納めし唐櫃を預りて事を辨するを掌る、故に御物奉行と云ふ、又御物長持奉行とも云ふ(長持は御物唐櫃の稱なり、嵯峨親基記寛正六年正月の條に、御物奉行、三月の條に御物長持奉行と見えたり)常に二人を以て番番とし、將軍出行の日供奉す、御物は政所方にて辨備するを以て伊勢氏の被官たる輩必ず此職を奉す(鎌倉時代には中持奉行と云ふ、織田豊臣時代より狹箱の制起り、出行の用とせしを以て御物長持奉行の職名廢す(武家名目抄、官制沿革略史))
コモノ 小者 武家の驅使を務むる童を云ふ、小人とも云ふ、朝廷の小舎人に當る、後には單に殿き召使の稱に用ふ、中間(テウカゲン)よりも卑き役、吾妻鏡建曆三年五月三日の條に小者の名見えたり、此の頃よりありしものなるべし、室町時代は脚絆をばき、四幅袴を著し、十徳又は兼横直垂など時によりて着用し、名には、何若と名付たり、御成次第故實に、御小者も御與のきはまであがり候、御じやうりを持候は、御小者久しくめしつかはれたる、ちと年寄たるが持候云々、宗吾記に、公方御小者は、六人づ、番において走り候、左候ほどに、大名衆は四五人までも過候由、古き人は申され候云々と

コモノ

あり(四季草、貞丈雜記、武家名目抄)
コモノナリ 小物成 江戸時代雜税の一種、山、野、池、沼、三草(藍、紅花、藤)四木(桑、漆、椿、茶)及び其他種種に課する諸税を云ふ、其種類税額は、地方によりて一定せず、今其種類の一症を示せば、山年貢、山小物成、山手米、野錢、野手役、茶役、池役、御林下草水、鹿堂代、河岸役、紙船役等なり(舊幕藩治要略)獨地方凡例條に、小物成は總名にして、浮役は其内の一也、年貢の事を物成と云ふによつて、小年貢と云ふの意にて、小物成と云ふ、田畑より納むる年貢は、本途といふ、野錢、山錢、林水、流籠役、池川海役、其外品々の名目有之、古來より郷帳に記し、定納に成るを、總て小物成といふ、(中略)一體小物成の起り、上古は租調の法令あり、調役の遺法と見えたり、郷帳に記し、定納に成る小物成は、知行渡の節、物成詰とて、米なれば一石を高二石五斗、水は一貫文を高五石骨とす、上方筋は、銀なれば六十目、銀は四貫文を五石に當て高に結ぶ定法なり、又何役、何水、何分一、何運上、冥加水など、云々、郷帳外書に載て年季を限り、或は年により増減有之類、又臨時物にて郷帳に載せざる品も有り、是を浮役と唱ふ」とあるにて其概略を知るべし、
コモンガハ 細小革 染革の一種、小き花草のあるものにて、其文は多く小櫻葉桑葉菖蒲等なり、武人用ひて甲冑を綴る(工藝志料)
コモンジキン 古文字金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元文小判金をいふ、ゲンブアンコバンと見よ、
コモンシヨ 古文書 過去の時代に於て、當事者が、或事件における必要上、其相手たるべきものに宛て、文字を以て、其要件を書き現はしたるも

コモノ

のを云ふ、文字を以て書き現はすには、一は肉筆により、一は印刷による、またその相手即ち受取者が、神佛たり、官府たり、國民全體たり、はた團體もしくは個人たるかは、唯その作成の目的によりて變化し、従つて多くの様式種類を生ず、而して古文書に現はれたる諸の徴候に就きて、科學的研究を加へ、其眞實を鑑定するを目的とせる學を、古文書學と名付く、(黒板博士説)續て按ずるに、我國に於て古文書を骨董品として論じ、或は談話の左券となしたるが如きは早くよりの事なりしが、之を修史上の史料として蒐集し、並に應用したるは、實に江戸時代にはじまる、其事は寛文四年、幕府に於て、水朝運鑑編纂の時、諸國の寺社及び大名旗下等に豫して、所藏の文書舊記を呈せしめしを嚆矢とし、尋て山鹿素行が武家事紀の内に古案として文書を編せるあり、また貝原益軒の黒田家譜、田邊希文の伊達家治家記録等、みな古文書を本として編纂したるものにかゝる、なほ水戸義公も大日本史編纂の必要上、天和貞享元條の際、佐々宗津、丸山可澄、大串元善等を南部及び山陰、山陽、四塞、北陸、陸奥出羽の地方に派して古文書を採訪せしめ、因りて南行雜錄、西行雜錄等の編あり、其後幕府にても、元文五年青木教書を甲信遠遊に關東諸國に遣はして採訪せしめ、因りてまた八州古文書諸州古文書の編あり、其他諸家感狀錄、古文書集、古今消息集、露園集、諸國文書、楓軒文書集、萩藩圖録、薩藩舊記の如きを算すれば二百餘部の多きに上るべし、(史學雜誌)古文書を歴史に應用するは何人に助る乎)然れども古文書其物に就きての研究は、全然等閑に附せられしが、明治以後に至り、修史局に於て全國の文書を採訪し、尋て久米邦武、星野博士によりて文科大學に研究起り、更に黒板博

士の之を専門に研究するありて、古文書學は、漸く獨立の一學科たらんとするに至れり、いま現に文科大學史料編纂掛に於ては、其編纂に於ける大日本史料の内に幾多の文書を引證し、また大日本古文書として、古文書のみを刊行せられつゝある等、古文書研究の氣運將に大に興らんとするを見るなり、國内文書と國際文書とに大別し、國內文書は更に左の數種に分つべし、

- 詔 勅 宣命 女房奉書 宣旨
- 口宣案 繪旨 院宣 官宣旨
- 符 牒 解 移 下文
- 御教書 長者宣 禁制 判物
- 内書 朱印狀 下知狀 奉書
- 折紙 表 奏 啓 言上狀
- 注進狀 寄進狀 愁狀 訴狀 陳狀
- 書狀 送狀 消息 願文 誓紙
- 起請文 證文 宛文 置文

國際文書は、國書の外、書狀並に幕府より外人に與へたる貿易免許の朱印狀等あり、各條を參看すべし、

コモンゼキ 御門跡 門跡(モンゼキ)を見守衛する者といふ、大手は十萬石以上諸大名の役とす、城門によりて各異なれり、各城門の條を見よ、

コモンバン 御門番 江戸時代、江戸城門を守衛する者といふ、大手は十萬石以上諸大名の役とす、城門によりて各異なれり、各城門の條を見よ、

コヤウゼイテンワウ 後陽成天皇

御名は周仁、初名和仁、正親町天皇の孫、陽光院仁親王の第一王子、母新上東門院藤原晴子、内大臣晴右の女、第七十七代天皇、元龜二年十二月十五日御降臨、天正十四年九月正親町天皇の御養子と爲り、十一月七日御即位、二十五年即位、御年十六、十六年四月十四日開白



(押花院成陽後)

豊臣秀吉の請により、其築業邸に行幸あり、秀吉供奉し、文武百官諸將臣皆屈從す、天皇陣を留むる事累日、奉獻の儀、供儀の殿、蓋し前古に倫伊、十五日秀吉、諸大名をして麾下に盟はしめ、また御料を内裏及び仙洞に奉る、十八日に至りて宮に還り給へり、文祿元年正月二十六日、再び豊臣秀吉の築業邸に行幸す、享儀一に天正の例による、慶長九年徳川家康御料を獻じ、一萬石を以て額と爲す、天皇在位二十六年、改元するもの一、同十六年位を後水尾天皇に譲る、元和三年八月二十六日崩す、御壽四十七、山城國紀伊郡深草村大字深草深草法華堂陵に葬る(野史、陵墓一覽)

コヤクギン 小役銀 江戸時代美濃國郡上郡にのみ行はれたる納税の一、地方凡例條に、小役銀は、高掛物にて美濃國郡上郡にのみ在り、始め私領の時小役金四拾兩三分永百五拾四文五分、七色役と名付て納たる由、其品は木綿、夫錢、京夫、江戸夫、牢木、織物、堤銀の七色の役銀、高百石に限り百目宛取立來れり、其後増減あるも、役銀辻は古來の如く高割にて取立たり、當時御領と成ても、右の七色役を小役銀と稱し、高割にて納めり、仍て三役並に外高掛り物は免除とせり、右の起は、古來地頭京都部詰の

コヤウ **コヤク**

コモンメギン 五匁銀

行はれたる銀貨の一種、面に銀五匁の極印あるを以て名づく、銀にて作る、縦一寸五分、横七分強、貨率大凡百分中銀四十六分、銅五十四分、形は長方形なり、明治二年九月、新鑄して、丁銀小五匁と共に行使しむ、鑄造の總額、千八百零六貫四百目なり、同年より安永元年までを鑄造の年限とす、此銀出來しより南條二朱銀、一分銀の銀貨を鑄造するに至る、同四年十二月令して金一分に五匁銀三箇、金一兩に十二箇と其價を定む(大日本貨幣史)

コモロシヤウ 籠僧 奥屋にこもり居て佛事を修する僧侶を云ふ(奥儀籠僧)、榮花物語に、御息に、もりたる僧などおのがどちのびて打笑ふべし云云、玉葉に、文治四年二月二十八日甲午、内府(藤原真通)葬送也(中略)籠僧名、權律師覺光、法橋性憲、已講公雅、開闢梨覺、行家、昌圓、など見たり、

コモロジヤ 籠神社 丹後國與謝郡中村大垣(籠大明神)と云ふ、丹後の一宮なり、現今國幣中社に列す、天水分神(籠大明神)仁明天皇嘉祥二年二月從五位下を授け、陽成天皇天慶元年十二月從四位上に累進し、陽成天皇延喜の制名神社に列り、月次新嘗の幣帛に預り、白河天皇承暦四年六月御卜に籠神の祭事を饗せる樂あるを以

て、社司に中祓を科せしむ、伏見天皇承應元年に至りて本社神田凡四十六町、朝幣田十一町あり、凡毎年四月中酉日祭を行ふ、之を奉祭と云ふ、世々海部直氏を以て神主とす、明治に至り國幣中社に列す(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

コロシヤウ 小諸城 信濃國北佐久郡小諸町(又乙女が城ともいふ)、天文二十二年武田信玄、山本晴幸及び馬場政景に命じて是を築かしむ、是より先、壽永の頃より小室氏此地を領し居るを設く、文安享徳の頃大井光昭此地を領し、其子光忠小諸に居る、長享元年今の小諸本町に移る、永正大永の頃、村上義清亦之に居り、天文十二年信玄之を陥れて改築す、小山田昌行等居城す、武田信豐城主たりし時、城代下曾根覺雲之を賦し居城す、後守將の交迭少からず、天正十一年徳川氏、松平康國を封じ居らしむ、文祿元年仙石秀久之を修め、慶長十九年まで在城、其子忠政に傳ふ、元和八年九月移封、駿河大納言忠長之を領し、寛永元年まで城代を置く、同年松平藤直封せられて城主となり、同十年改築し、正保四年八月卒す、此後番城城主交迭數々ありしが、元祿十五年十一月牧野康重一萬五千石に封せられ、入城してより世襲、康民に至り明治維新に際して廢城す(千曲の眞砂、明治政覽)

コヤ 助舖 王朝時代京都の街路に建てたる小屋の建物といふ、一に「コヤカ」といふ、衛府の官人等、夜中巡行する時に用ふるものなり、宮衛令に、凡京路分衛立舖、衛府時行夜、とありて、義解に舖者提街之舎也といへり、また箋注和名抄に、云、助者、木里民相佐助之義、轉名、衛士提街之屋也、里民佐助者、若今坊間自身番屋、衛士提街者、若今辻番所是也と見えたり、

時、知行所より薪を取りよせ、水夫を呼び遣ひ、江戸屋敷へも水夫を呼び、卒の木は、牢屋修葺の材木を出させ、檢樂は配當米百石役になして差出、堤銀は、川除等の入用地頭へ取立、知行所堤川除の管請なし來れるを、何時頃より代金に積み立て、員數を定め、小役銀と唱へ小物成同様高割にて取立來れり、と見えたり、

コヤテラ 昆陽寺 攝津國河邊郡稻野村大字寺本(眞言宗古義派)の本尊藥師佛、畿内四十九院の一、名所圖會に云ふ、天平五年僧行基開創、池を造り田を墾き、院家に施入し、寒濕瘧疾を救治す、攝津第一の名刹なりと、弘仁三年勅して行基置所の攝津國稻野田一百五十町園司をして耕種せしめ、毎年獲る所の苗子は官に申して處分を待て後、之を用ひしむ、延喜式の制、園司と別當僧と共に檢校せしむ、天正中兵火に罹り、後ち造營して、本堂、開山堂、大日堂、觀音堂、主水堂、護摩堂等數宇存す、本堂の西北林中に開山塔あり、昆陽池は寺の北凡五町許を隔つ、行基の開闢せしもの、周廻大約三十三町、俗に大池と云ふ、古歌に多く之を詠す(昆陽寺の鐘の事は、今昔物語に見ゆるが、今のは寶曆中の改鑄にして、古鐘を勒すと云ふ(攝津名所圖會、和漢三才圖會、名勝地誌))

コユウ 五雄 毛利元就、北條氏康、上杉輝虎、武田勝信、織田信長を云ふ、委しくは各條を見よ(和漢名歌)

コノコホリ 兒湯郡 日向國風土記に云、古老傳に、此地往昔火明尊生時、以水浴尊、故曰兒湯、と見えたり、景行天皇の十七年春三月始めて此地に至る(書紀子鴻に作る、和漢名歌)

名抄に三納、權北、大垣(オホガキ)、三宅(ミヤケ)、觀於、韓家、平群(ヘケリ)、都野等の郷あり、伊東氏觀摩郷の地頭職となり、私に都野郷と稱す、然れども郡歌には列せざりき、後世那珂郡郷の地兒湯郷に入り、而して宮崎郡の地の大字を併す、明治五年肥後國球摩郡米良谷諸村を兒湯郡に屬す、以後變更なし(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

コヒ 小結 髷に烏帽子を結びつくる二筋の組糸を云ふ、色は定まらず、文紙捻に用ふる事あり(一尺ばかりの緒二筋を髪にかけ、一結びすびて、其餘を烏帽子の中より外に引出し、まききかへて片むななに結び、わなは左へ、結の端は右となすこと圖の如し、又長小結と云ふあり、足利將軍時代に行はれたる、貞丈雜記に小結は紙よりを筆のちくの少しふときほどにきかたしてかたくこしらへ白きれりぐりの糸糸にて巻き其の上の色々の色のれりぐりの糸にてあやとりまきたる物也とあり(貞丈雜記)遊戯に用ふる弓を云ふ、貞丈

コヤテ **コユノ**

コヒ **コヒ**

コヒ **コヒ**

コヒ **コヒ**

コヒ **コヒ**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

コヤウ **コヤク**

ゴヨウ

籍記に、小弓と云ふ物は武器にはあらず、楊弓などの如くたはぶれのもてあそび物なり、延長五年四月内裏にて、小弓の勝負ありし由、古今著聞集にあり、承久二年五月二十日鎌倉大管領頼朝の亭にて、小弓の會ありし由東鑑にあり、支那法印が庭訓往來に、楊弓小弓とあり、雀小弓と云ふは生きたる雀を糸にてくくりつり置きて、小弓矢にて射てあてたるもの、雀をとるたはむれなり、近世迄田舎には有りしとぞしと見えたり

ゴヨウキン 御用金 江戸時代、國用の不足を補はんが爲めに農商の徒へ課したる金をいふ、寶曆中大阪の富商へ命ぜられたるを始めとす、其時町奉行より泉屋吉左衛門等三十四人へ申渡しに、右米相場之儀に付其の方共へ御用金被下付旨、三柱帯刀小野左大夫を以て、御城代松平周防守殿へ從三江戸表へ依被差懸、此段可申渡旨周防守殿被仰聞候、何も身分相應の御用被仰付候儀、誠以冥加之至候條、雖有奉長、御受印形仕、來正月十日限我等御役所へ可持参候とあり、今御用金を命ぜられたる年月及び額高等の知れたるものを示せば左の如し、

- 寶曆十一年(米價騰貴に付き) 金百十三萬兩(一書作百一十一萬五千兩)大阪
- 文化三年(同上) 金十五萬七千五百兩 江戸
- 文化十年(同上) 金十七萬三千八百十兩 江戸
- 金百二十七萬千兩 大阪
- 天保九年(四丸造營に付き札差商人より上納) 金十萬八千二百兩 江戸
- 弘化元年(本丸造營に付き) 金八萬五千九百七兩 江戸

ゴヨウ

金百十四萬九千八百廿二兩 大阪(兵庫西) 安政元年(四丸造營、及び海岸防禦に付き) 金廿九萬三千九百四十五兩 江戸 金未詳 大阪 慶應元年(防長征伐に付き) 金九十一萬五千五兩 江戸

此後同三四年の間にもありしよしなれど詳ならず、凡用金を上納せる商人は、其積蓄として、金五千兩に付き銀廿枚、二千兩に付き十五枚、千兩に付き十枚を賜はるゝ例なり、其以下は金額の多寡に従つて差等あり、又差出のみにて下戻を願はざる者は、三千兩上納して永代苗字を免許せらるゝ類なり、然して用金は、二朱の利を加へて下戻さるべき定めなりと云ふ(江戸會誌)

ゴヨウチャウヒキヤケ 御用定飛脚

江戸時代、文化中二條大阪の兩城番士十二組の公用送送を、一切江戸通日雇請買人六組年行事大芝組近江屋重右衛門に託す、其等領は皆法被着し雙刀を佩ぶ、是を御用定飛脚と稱す、ヒキヤケ(參看)驛邊志稿)

ゴヨウメシ 御用召

江戸時代、役人を任命する爲めに、呼出すをいふ、千代田城大奥に、御用召の時、御座の間に於て、將軍直に申付るなり、徳川家の初世にては、常の居間へ家臣を呼び出し、傍らに老中侍坐し、老中名を披露して何々の役職を申付るぞしと告ぐるのみ、平常の談話の如くにてありしかば、別段に儀式めきたる事なく、また辭令と云ふものなかりしが、追々其儀式隆重になりて布衣以上の任免は、御前御用と稱へ、將軍御座の間の上段へ出で、三役以下列座と云ふことになりしなり、其次第を申せば、前日に老中に連署の御用

ゴヨウ

狀を以て明何日五ツ半時登城すべしとの奉書來る、使者を月番老中へ出して御受をなし、次の日定め時刻に登城すれば、御錠口より足袋を脱ぎ、印籠紙入の類まで所持すること能はず、さて御座の間出御までは老中、若年寄など、御座の間三の間の廊下邊に扣えてあり、時刻よき時分になれば、老中以下著座するなり、將軍は小性一人先に立ち、繼上下にて萩の廊下より入側通り、下段の下側より真直に上段へのぼる、刀番の小性御刀を刀掛に掛け、直に御納戸構へ入る、御用取次、小性、小納戸は將軍のあとにつきて出で來り、上段の後より、二の間へ著座、將軍出御には御先立、シークと静謐の聲ありて、老中以下平服すること例の如し、斯くて瀧明の杉戸の前に座したる御側、御前親のことありて、御用召の人の處に扣へたるに向ひて會釋すれば、このとき召されたる人起て、若年寄の前を通り、瀧明の杉戸より入り、圓中標の處へ平伏す月番老中少し進む様にして、「山城守」と披露す(伊勢守にても和泉守にても同断、但し名字は言はず、次で將軍は「ソレ」と上意、當人少し體をモジクする位なり、將軍また、「越前守」と町奉行申し付るを云ふ、月番老中傍より結納御付られ難有ふぞんじます、將軍また「言談じてよう勤い」と上意、月番老中「長まり奉つりました」と御取り合せを云ふ、是れにて御前を下るなり、御前御用も一時に五人も六人も御付けらるゝことあり、右の如き場合には、御小性頭取より奉書の紙へ、何の誰をあとへ誰を目付に、何の誰をあとへ誰を寺社奉行にと云ふ様に書いて、前日に差上げる、それを記載して申渡さるゝ事なれど、さすがに書付を手に持たず言ひ渡すといふこともなく、幾人出でても事も間違なく、立派に申付らるゝ

ゴヨウ

なりし、といへり、布衣以下は、老中列座にて月番の老中之を申渡すなり、圓は時す、

ゴヨウ 曆

一年間四時の氣候、年の月、日、運開、日月の出入、日蝕、月蝕、潮の干満、月の盈虚、祭日等總て日月運行に因て起るべきことを記せるものを云ふ、日蝕の義、日を蔽へて其事を考へ見るもの故に名づくとも云ふ、太陽曆(又は陽曆)太陽曆(又は陰曆)の二種あり、太陽曆は月の朔望を基として、一年を十二箇月に立て、一箇月の日数を三十日又は二十九日とし、一年を三百六十日に分つ、其生ずる餘日を積み一箇月とし間と稱す、太陽曆は、太陽の運度を一箇月の日数を以て一年を三百六十五日とし、之を十二箇月に分ち一箇月を三十日又は三十一日(二月は二十八日)と定め、四年毎に一日餘る日数を積み二箇月に加ふ(閏年)上占の曆法詳ならず、欽明天皇十四年百濟國より始めて漢曆を傳へ、卜書、曆本、藥物等を貢し、十五年に曆博士國德王保孫を貢す、推古天皇十年百濟の僧觀勒來りて曆本及び天文地理書等を獻す、當時書生を撰び、曆學を受けしむ、これ曆學の初めなり、この時傳へしは宋の元嘉曆(ゲンカレキ)にて、未だ世に行はれず、持統天皇四年十一月始めて元嘉曆を行ふ、後ち七年にして文武天皇の元年に至り曆天度(後、後事五十三刻に及べり、即ち改曆して唐の儀風曆(ギホウレキ)を頒布す、後ちまた六十六年にして、曆天度(後、後事七十四刻に及べり、即ち淳仁天皇天平寶字七年大新曆(ダイエンレキ)を用ふ、文德天皇の齊衡三年に至り、曆天度(先づ事十七刻に及べり)が故、陰陽頭博士大春日眞野麿の奏請により、五祀曆を施行す、大寶令制定の時、中務省中陰陽寮に於て之を管し、曆博士、曆生ありて曆を作り、其法を傳習

す、年毎に豫め、翌年の曆を製し、中務省によりて奏聞し、畢りて内外の諸司に頒つ、後世まで之を御曆(オノコモノソウ)と稱して、朝廷の年中行事たりき、清和天皇貞觀三年曆天度(後、事十刻に及ぶを以て、更に改曆して宣明曆(センミヤツレキ)を頒布す、醍醐天皇の延喜の制また陰陽寮に於て之を管し、曆頭頭領の事を行ふ、降りて王朝時代の末年に至り、朝政の衰へしと共に、曆道亦大に廢頓して、曆天度に差ふこと甚しかりし、可曆其人を得ずして之を改善するに道なく、一方にありては、宿曜星占、陰陽吉凶等の迷信上下の間に流行し、吉神凶殺(曆の中段下段等)を頭領に注記するに及びて、曆法遂に其本志を失ふに至れり、また中古以來朝廷に於て、曆の事を掌りしは加茂氏なりしが、後奈良天皇の天文申以後は、土御門と幸徳井(加茂氏)の兩氏に代りしと雖も、只空位を懸守するに過ぎざりき、江戸時代に入り、文教の大に興隆するに及び、曆學また進歩す、是より先貞觀三年、宣明曆を用ひしより玆に八百有餘年、曆天度(後、事一日九十五刻なり、保科正之即ち岡野井玄貞、保井春海、後ち遠川と改む)等を招き、改曆を議りしが、故ありて果せず、寛文十二年十二月、頭領月蝕を註す、餘せず翌延寶元年六月春海上表して改曆を請ひしが朝議成らず、起て三年夏日蝕す、頭領甚だ差へり、曆官因りて大統曆、授時曆等を檢するに皆異あり、衆議其可否を決するに能はず、春海大に之を慨し、當條讀起、自ら觀測に從ひ、後ち遂に新曆を作成するに至れり、享天和三年十一月頭領日蝕を注してまた蝕せざるを以て、春海再び上表して改曆を請ふ、玆に於て朝議漸く之を容れ、陰陽頭安部泰福に勅して改曆の事を司らしむ、泰福即ち春海を京都に招きて

共に之を議り、授時、大統、國曆の中、孰れを用ふべきかを以てす、春海切に、漢土の曆法を運用するの不可を論じ、宜しく國曆を頒布すべしと主張せしが、衆議の容るゝ所とならず、貞享元年三月に至り、遂に明の大統曆を採用するに決し、改曆の詔を發せらるゝ、春海以て遠慮を爲し、三たび上表して辯論願ひ、泰福其言に感ずる所あり、因りて共に、皇城の西南梅小路に於て、表を立て善を測り、七星の運行を觀測して、之を春海の新曆に檢し、正に春風の差なきを認めたり、玆に於て泰福上表し、春海の新曆を採用するに決す、大統曆を發して僅かに十月、未だ之を用ふるに及ばず、十月二十九日詔して新曆を頒布し、名を貞享曆(チヤウキヤウレキ)と賜ふ、吾國支那曆を用ひし事、前後凡そ一千有餘年、玆に至りてはじめて國曆を頒布するを得たるもの、實に春海の勳功による、將軍徳川家綱大に之を感賞し、二年十二月春海を擧げて天文官と爲し、頭領を司らしむ、作曆の實權之より全く關東に移れり、正徳元年春海の老を以て職を辭するや、幕府其嗣子圖書をして之を繼がしめしむ、天延三年が故に、更に孫六藏を擧ぐ、六藏學業の未熟を以て辭したれば、延享二年十月、西川正休を擧げて共に補曆を司らしめたり、而して正休また算學に精しからざるを以て、寛延元年、山路彌左衛門、淺井村右衛門の二人を擧げて助手と爲し、相共に觀測に従事すると三年にして、漸く新曆を編成す、(寛延三年六藏死して、其弟圖書之を襲ぐ)玆に於て正休、圖書等、寶曆元年四月京に至りて之を上る、陰陽頭安部泰福則ち西村道里を擧げて之に與からしめ、古例に準じて、梅小路司天臺にて實驗すること三年、寶曆四年十月十六日、眞享曆が天度(後、事、正に六刻七十八分有奇なるを發見し、此

ゴヨウ

ゴヨウ

日また曆法新書十六卷を大成して奏進せり、越えて十九日改曆して之を頒布し、曆元を改め、名を寶曆、甲戌元曆(ホウケンキ)と賜ふ、明和二年幕府は天文曆を牛込に建て、新曆調所を其内に設け、吉田四郎之に長たり、後天明二年五月、天文曆を淺草に移すに及び、新曆調所を廢す、此の如くにして寶曆曆を用ふる事四十餘年にして、寛政中に至り、曆日天度に先つ事幾ど三刻に及べり、同七年幕府即ち高橋作左衛門至時を擧げて天文官と爲し、改曆を司らしむ、並川秀升、山路徳風、吉田頼貞等亦之に與る、至時命を奉じて古今諸曆の精粗を考へ、清の曆學考成に基きて、曆法新書八卷を作り、之を陸奥頭安部泰榮に進む、泰榮之上奏し、寛政十年改曆を行ひ、名を寛政戊午元曆(クワンセイノキ)と賜ふ、然るに其後四十年にして、時曆また二刻を差へり、因て改曆の議あり、天保十二年の冬、並川景祐、山路階季等に命じて新曆を議せしむ、吉田四郎三郎、足立信頭、小出修善等之に與る、景佑等極力精究して、新法曆書九卷を作り、翌十三年四月京都に達し、安部晴親の校閲を受く、九月陸奥頭阿部晴雄之を運送す、乃ち改曆を行ひて之を頒布し、名を天保壬寅元曆(テンポノキ)と賜ふ、明治維新の際、諸國より曆術家を京都に召し、曆法を議せしめ、且つ官より頒布せしむ、同四年大學に曆局を置き、後文部省に移す、五年十二月三日を六年一月一日と定め、西洋諸國の曆法を施行して今日に至る、之を太陽曆といふ、世に之を新曆と稱し、爾來行はれたる曆を舊曆(太陽曆なり)といふ、今便宜の爲め舊曆の沿革を表にして示せば下の如し

曆元	大	陰	曆	陰	大	曆元	大
10	9	8	7	6	5	4	3
天保曆	寛政曆	寶曆曆	貞享曆	宣明曆	五紀曆	大衍曆	元嘉曆
並川景祐等	高橋至時等	安部泰榮等	並川景祐等	徐昂(唐)	郭敦(唐)	一行禪師(唐)	何承天(宋)
明治六年以後	天保曆	寛政曆	寶曆曆	貞享曆	宣明曆	大衍曆	元嘉曆
五十年	三十年	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年	四十年

七曜御曆正月一日、候三承明門外にあり、斯くの如くして、察に違むるは、陸奥頭安部泰榮、具注御曆、八月一日、七曜御曆十二月十一日、頃曆六月二十一日、並爲朝儀と見えたり、而して中古曆には、具注曆と七曜曆との二種あり、共に巻本にて、具注曆に、假字本あり、當時板行の事種なりければ、皆曆寫して之を傳ふ、而して具注曆とは、曆に日の吉凶、其外忌日等の事を具注したる故に名づく、別に具注曆なる曆あるにあらす、藤原時代以後天皇公卿以下は具注曆の經白に日記を書き、記事多くして餘白なき時は、嘉又は別に記したり、日記に裏書又は別記と稱するは是れなり、今現存せるもの少からずと雖も、今其一例として、其體裁抄圖に示すが如し、七曜曆は世に存せざるが故に未詳なりと雖も、公事根源に、七曜の御曆をば、中務省より奉る、日月火水木金土、此七曜を注したるものつねのこま也といへれば、其大體は知らるべし、○曆本の頒行は從來土御門家に於て編成し、加藤家之に中下段の吉凶を注記して完成し、奏進を経たる後、大經師鎌屋内匠に授けて頒行せしめしが、貞享改曆以後は、作曆の實權全く關東に移り、幕府の曆官に於て推歩編成し、京都に同送して、土御門家其中下段を注し、爾後之を曆師に下して開版せしめたり、而して江戸曆は、古くは二十餘人の曆屋ありて、毎歲京都曆によりて之を開版せしと雖も、元禄十年に至り、曆屋の數を減少し、磯形屋小兵衛、伊勢屋文之助、近江屋新八等十一人を以て曆屋と定めたり、曆の原書は、毎年八月幕府の天文方より、新曆七巻を京都に上り、土御門家は、其開版七部を、町奉行を経て、町年寄に下附し、町年寄は、また其中二巻を残しおきて、按本とし、五巻を曆屋に下附し、渡したり、曆屋は之を拆曆、(大小二種)柱曆

(大小二種) 備中曆の六種に開版して、天文方及び町奉行の檢閲を受け、然る後はじめて頒行するを得るものにして、曆屋の外は一切頒行を禁ぜられたりしが、伊勢曆は、祭主藤波家にて、土御門家より寫本を受け、曆師佐藤伊織(通稱紙屋兵衛)に命じて之を開版せしむ、其他保内内記、宮崎左近、其曲主膳、瀬川舍人、富田大貳等十餘人の曆屋ありて、曆を製本し、曆師の求めに應じたり、この外なほ奈良より出づる大和曆あり、岸和田より出づる泉州曆あり、薩摩曆は、安永の頃より頒行せらる、また關東には、三島曆、大宮曆あり、三島曆は鎌倉時代の頃より、三島明神の下社家川合真節之を刊行し、伊豆、相模の二國を限りて其頒行を許さる、大宮、三島共に、其地に曆博士ありて之を推歩したりしが、真享以來は、原本の下附曆を受くるに至れり、奥羽にては會津曆、仙臺曆、南部曆等あり、南部曆は所謂繪曆にして、官曆、座頭曆ともいふ、寛政の頃より行はる、而して此等の諸曆は、唯其領内を限りて頒行するを得るものとす、降りて維新の後に至り、明治三年四月二十二日令して弘曆者の外、諸國に於て頒行する事を禁じ、自今曆本の頒行は天文曆道局の司る所となりしが、五年十一月、太陽曆の頒布に際し、普く新曆を頒布せんが爲めに、特に六年曆を限りて、一般人民に、其出版頒布を許容したり、九年十月また令を發し、明治十年曆より、本略曆共に、必ず頭曆證印紙を貼用せしめしが、十八年に至りて之を廢す、十五年四月二十六日更に太政官布達を以て、十六年以後は、帝國大學にて編成したる曆書を神宮司廳より頒行せしめ、一枚摺略曆のみは、一般の人民、出版條例に準據して、出版する事に規定せり、神宮司廳にては、曆本を一等曆、二等曆、三等曆、及び略曆の四種に分ち、一等曆

は、毎年僅かに一部を製して、之を宮内省に上り、二等曆は掛員之用ひ、三等曆及び略曆は、廣く天下に頒行す、即ち今の制なり(儀訓乘、類聚名物考、文藝類纂、法令全書、本邦天文曆道の沿革) **コヨミノチユウタン** 曆中段 十二直のこよみ **コヨミノハカセ** 曆博士 コリヤクハカセ **コヨロビ** 小鏡 普通の鏡より小さいものを云ふ、別一種あるにあらす、少年などの著るもの、大鏡に對しての稱、源平盛衰記義経院參の條に、蝶の團の直垂に紫坐箱の小鏡を武藏國住人河越太郎重頼が子息に小太郎重房生年十六歳と云ふと見えたり、**コラ** 子良 伊勢大神宮に奉仕する小女を云ふ、神樂、又御饗調達の事を掌る、俗に子良子とも、御子良子とも云ふ、其父を大物忌父と稱す、延喜式に物忌九人(童男一人、童女八人)父九人とあれば、この物忌は後の子良なるべし、子良の字は、四宮記伊勢使の條に子良三人とあるを始めとす、多くは度會氏の女兒、月經未通の者を撰び奏聞を経て勅許を蒙りてこの職に居へ、經通するを以て任限とすと云ふ、其間宮を出でず、二十二社註式によれば、内宮には子良十人童三人、女七人、外宮には子良四人ありしこと見えたり(神道名目類聚抄、儀訓乘、五給遺書、伊勢名所圖會) **コラウチユウ** 御老中 老中(ラウヂユウ) **コラノコ** 子良子 コラヲを見よ、 **コラノタチ** 子良館 伊勢神宮にて神供を奉る殿をいふ、俗に神樂所と稱す、神宮の境内木柴垣の北、北の鳥居の左傍に在り(五給遺書)

コランバコ 御覽箱 コランバコを見よ、 **コリ** 垢離 御そきする事、又コリをかくとも、コリをとるといふ、古事記傳に、許理は川降の約なり、指離の字をかくは非なり云々、儀訓乘に、無並表經に、水能洗垢離と見えたり、されどコリは香の義、釋氏の香水より出たる詞なるべし、かくもかくるの略語にやと云へり、後鳥羽院御幸記に、臨時水をかきて以三景義(命)戴了、又依右所思取潮垢離かく、是臨時之事也云々、著聞集神祇の條に、この水を獨りといふければ云々とあり、 **コリウ** 古流 松原齋安藤涼字の創めたる生花の流派、初め鹿島園師より出たりと云へど、傳説詳かならず、相阿彌より谷川延芳、谷川延林、春木三應に傳へ、其門人安藤涼字に至り、始めて此名を起せり、コイケバナと云ふ、 **コリウキ** 御流義 柳生流の劍術を稱して、いふ別名、柳生氏は代々徳川將軍の劍術師範家たるを以て此名あり、ヤギアワリと云ふ(擊劍叢談) **コリン** 五輪 天竺にて地水火風空をいふ、唐土にていふ五行のこと、また卒塔婆を五重の石にて築き、この五輪に象りたるものをいふ、而して卒塔婆の一なる五輪は、其形最頂を如意珠形と爲し、高さ凡そ六寸、空に象り、次を牛月とし、高さ凡そ七寸、風に象り、次を三角とし、高さ凡そ七寸、火を象り、次を圓形とし、高さ凡そ九寸、水を象り、次を方形とし、高さ凡そ一尺、地に象る、文字は水を象りたる圓形の石面に梵文一字を刻し、地に象りたる方形の蓋石へは年號其他を刻みたり、此様式の卒塔婆の我國に行はれしは、何時代たるかを詳かにせずと雖も、帝陵に就きて之を見れば、光孝天皇の陵をばはじめとし、冷泉高倉の諸天皇みな此種の卒塔婆を置きたり、此

コシヤ

等の内には、後世の追述もあるべきならば、俄に論定すべからずと雖も、八木三郎氏の説によれば、源平時代に始りて鎌倉時代、最も盛んに行はれしが如しといへり、蓋し室町時代に入りて、寶篋印塔の行はれ、平安朝時代に多量塔の行はれしより考ふれば、八木氏の説は従うべきに似たり(増補信託集覽、考古便覽(彌生)ハカ)及び塔(ヤフ)の圖參看

上下二社あり(一)上御霊社は山城國京都市上京區鞍馬口通御靈町(昔時は京極西(二)下御霊社は同寺町通丸太町南(昔時は京極大炊御門の北) (一)上社本殿に吉備真備、崇道天皇、伊豫親王、藤原吉子、藤原廣嗣、橘逸勢、文室宮田麻呂、火雷天神、相殿に小倉實起、小倉公連、典侍小倉、刑部大輔季伴、若宮に菅原利子、(二)下社本殿は上社に同じ、相殿靈元天皇、徳訓業に「第一吉備聖靈は、喜説吉備大臣とするは非也、文武帝の皇女二品吉備内親王也、第八火雷天神も菅家の靈とするは非也、光仁帝の皇子也、山城國宇治郡靈安寺御靈明神の縁起に、若宮を雷神と稱す、光仁天皇の皇子也、御母は井上内親王にして、早良親王の御弟也、井上親王を宇治郡へ押籠たてまつりし時、御霊社にて彼地にて御誕生ありて、後に神と現じ給ふ、雷神是也と見えたり、其雷神の稱は、凡そ怨霊の神をばいかり神と云ふに指れり、所謂崇道天皇は早良親王高野の御靈也、伊豫親王は京極下御靈なり、吉備内親王は京極上の御靈也、宮田麻呂は後喜の御靈也、名跡社上の御靈は上出雲寺御靈堂也、下の御靈は下の出雲寺御靈堂也と云へり(靈原系圖) 上社、創建年月詳かならず、社記に桓武仁明朝頃の勅請と云ふ、貞觀五年五月、本社に八座皆崩壊なくして死し、怨魂屢々災害を起すを以て、藤原基經に勅し、御霊會(ゴリヤウエ)を神泉苑に修す、至徳元年九月、御霊神に正一位を授け奉るべきの宣旨あり、近古朝廷の崇敬厚く、神殿の改造毎に内侍所の権殿を賜はり、現今祭事に用ふる神輿の如きも、後陽成後四院二天皇の給附といふ、靈元上皇は兩度御幸あらせらる、特に維新前には祭日に神輿今出川御門通過の際、天皇親しく御平門内より御拜

コシヤ

コシヤ


あらせ給ふを例とせり。欄門、西に在り、本殿は中央に在り、西向なり、攝社末社等多く、拜殿輪馬堂神輿庫、風登庫等皆具備す、境内は昔時御霊の森と稱して應仁の時島山長政の譲りて以て城郭として、漱眼ありし地なり(二)下社、創建以下の事上社に同じ、昔時の社地は今の新町下長者町なる御霊町にして境内方一町ありしが、天正十八年豐臣秀吉命して京極に遷す、現時の社地是なり。○本殿は西向なり、相殿に靈元天皇を奉祀す、これ天皇が生前當社を御崇敬ありて遺詔に從ふ所なりと云ふ(平安通志、京華要誌)
ゴリヤウバン 五兩判 天保五兩判(テンホゴリヤウバン)を見よ、
ゴリヤクノソウ 御曆奏「オンコヨモノソウ」を見よ、
ゴリヤク 五流 加役流、反逆縁坐流、子孫遺失流、不孝流、會故縁流をいふ、流刑(ルケイ)の條を見よ、
コレアキシシワウ 惟明親王「オホホミカドノミヤ」を見よ、
コレイゼイテンワウ 後冷泉天皇
コレウニ 御料人 他人を尊稱する詞、御料とも御領とも御領人とも云ふ、康富記文安四年十一月の條に、滋野井故中條(實登)于息(道祖)御料人十五歳云々有(讀書)云々、源平盛衰記に信濃なる木

コシヤ

コシヤ

コシヤ

曾の御料に(木曾義仲)云ふ計かけて只一口に九郎列官し、曾我物語に、「御料(頼朝)云ふ」其日の裝束は云々など見えたり、後世轉じて童子の稱となり、又轉じては婦女の稱となれり、貞丈雜記に、人の妻を御料人と云ふ事、料ははからふと訓みて、内所の事どもを取計ふ故也、今時人の嫁の事を御料とも御料人とも云ふ人あり、あやまりなり」と云へるは蓋し、るが如し(安齋雜書、式雜考、禮度隨筆)
コレタカシンワウ 惟喬親王
野宮と稱す、又水無瀧宮、或は水原親王と稱す、文德天皇の皇子、母は紀靜子、名虎の女、文德天皇深く惟喬を愛す、時に清和天皇太子として幼冲なり、天皇因りて惟喬を立て、讀貳と爲し、以て清和天皇の長ずるを待たんと欲したれども、外祖藤原眞房を擇りて遂に果さず、天安元年四品に叙し、二年大宰帥となる、貞觀五年彈正尹となり、六年常陸太守に轉じ、十四年上野太守に移る、是歲秋病によりて薨となる、十六年封六百戸を増す、惟喬岡辭すればも傳記されず、寛平九年二月二十日薨す、年五十四(三代實錄、伊勢物語附録、大日本史)
コレンチユウ 御簾中 公卿大臣などの妻を云ふ、常に簾の中に居て、表向へ出て人に見えぬ故なるべし(貞丈雜記)江戸時代には公家の外は、將軍三家三卿の室に限りて此稱を用ひたり、
コレムネウチ 惟宗氏(伊統) 蕃別、泰氏より出づ、朝臣姓、宿禰姓あり、清和天皇の時右京の人内教坊頭泰忌寸善子弟安雄等伊統宿禰を賜はる、陽成天皇の時左京の人從五位下兼宿禰水原首等、兼始皇十二世の孫功滿王志聖朝を慕ひ歸化せんと欲す、新羅の過むる所となる、會天兵頭を屬國に問ふ、乃ち衆を帥て來朝す、臣等即ち苗裔也、茲に於て勅

して水原及び從五位下兼公直宗等十餘人に姓惟宗朝臣を賜ふ、直宗法律に通じ、明法博士となる、子孫世々職を繼ぐ、玄孫允亮政治時を撰し最も著はる、一條天皇の時奏請して姓令宗朝臣と改む、後冷泉天皇の時豐前守令宗朝臣兼任、白河天皇の時字佐地頭惟宗高安あり、鳥羽天皇の時式部省奏を以て藤原朝臣尊貞を、本姓惟宗に復し、少輔に任ず、惟宗氏の族後世分れて、鳥渡、原、宗、神保諸氏となる(氏族志)
コレヤスシンワウ 惟康親王
尊親王の王子、母は攝政藤原兼經の女、兼經兼七代將軍、文安三年七月北條時宗等奉じて父親王の後を襲がしむ、時に年三歳、尊で從四位下に叙し征夷大將軍となる、七年十二月詔して源姓を賜ひ、從三位に進み左近衛中將に轉じ、累進して正二位中納言に至り右近衛大將を兼ね、弘安十年再び親王となり二品に叙す、正應二年九月執權北條貞時之を廢して京都に逐ふ、惟康還りて嵯峨に居り十二月薨す、嘉曆元年十月三十日薨す、年六十三(大日本史)
コロクガケノアアミ 五六掛鍔 初めは鍔の總名なりしが、後世木鍔のみを云ふ、五六とは五六の鉋を云ふ、五六の鉋は鍔の高頭の付はぎより、

木を入れたる鍔の五六の鉋の圖
五六の鍔の圖

に、鍔のヤナイ葉を試に五六三十貫の重を掛けて傳びざる故なりと、或は鍔五分木六分合せて作る故なりと、或は甲斐五六の里にて作り出したる故なりと、何も用ひ難き説なり(貞丈雜記、五六掛鍔考)
コロクアシ 小六節 唄端の一種、小六と云者の始めたるを以て名づく、萬治寛文の頃より流行し、三味線或は一節切、前或は等に合わせてうたひしと云ふ、歌は糸竹初心集に小六ついたか竹の杖小六もとは尺八、中は笛、こらく末はじよんじよるしゆのそれまことに、さて筆のぢくこくろく、葉の一本に、小六と云ふは、元赤阪一ツ木村の馬方なり、美男にて風流なる體にて馬の口を取り、京大阪迄追ひあり、小六生れば四の國、育ちは關東の武藏野と語はれし小六なり」と云へるも詳かならず(博遊笑覽、擊曲類考)
コロゼニ コロ銭 江戸時代銀貨の損じたるものをいふ、寛永二年八月の令に、大カク、コレ銭、カメナシ、コロ銭、新銭、ナマリ銭、此六錢の外損むべからず、若えらむもの、又六錢を押つつかふものあらば、其面に火印をおすべし事」と見えたり、
コロア 轉 江戸時代、耶穌教より轉宗する、ことをいふ、はじめ慶長十八年江戸幕府切支丹宗制業の令を布き、翌十九年板倉重重等に命じて、京都及び其附近における牧師を長時に逐ひ、會堂を破却し、また教徒を捕へて棄教せしめたりしが、當時棄教を肯んぞざるものありしを以て彼に入れて道路に放置し、もし棄教轉宗を欲するものあらば、儀のまゝ轉び出でい上願す、これコロアの語の由て起れる所因なり、キリシタンシユウ(參看内政外務衝突史)
コロボツクル 我國に於ける石器時代の住民、アイヌ語、鹿の下の人の義、其民族が、鹿の葉を

コロモ

以て、履根を著きたるが故の名なり。按ずるに、石器時代住民に關しては二説あり、一は小金井博士がアイヌ族なりと主張するもの、一は坪井理學博士がコロボツクル族なりと主張するものにて、未だ定論を見ざるに似たり、而して坪井博士の説は、今日一般に行はるゝが故に、暫く之に従て其大要を擧ぐ、もし詳細の事を知らんとせば、東京人類學會雜誌所載の各論、並に小金井博士の「日本石器時代の住民」に就きて見るべし、日本石器時代人民は奥州族なりしかば、容易に知る事能はざれども、北海道と本州の大部分とに、分漸體息せしものは一種族たりし事、種々の點に於て遺物の一致するを以て知るを得、換言すれば或る一種族の石器時代人民、日本の大部分に遍じて生存し居りしなり、而して此主要なる石器時代人民は何者なりしかを考ふるに、我々日本人の祖先ならざる事は、遺物及び遺跡發見の骨の對照に由りて知るを得べく、またアイヌの祖先ならざる事も、骨格及び風俗の比較に由りて知るを得べし、此人民に關する史傳口傳は、日本人の間には存する事なしと雖も、アイヌの間には、諸部落に於て幾分か宛存したり、今其要點を擧ぐれば、昔アイヌの日本本州より北海道の地に移り來りし時、既にアイヌに先ちて此地に繁榮無き人民棲息し、住居は堅穴にして、履根は主として藁の葉を以て著き、石製の利器、土製の鍋碗を使用したり、彼等は始めアイヌと平和の交際を爲し物品交換を行ひ居りしが、後十餘の地に於て争ひを生じ、アイヌに接近して住するを厭ひ、同類相率ゐて漸次北の方に移り住り、彼等は一種輕き物質を以て造れる舟を有し、陸上にては之を荷ひて歩み、水上にては之を浮べて乘れり、アイヌ女子の入れ墨は彼等の女子の風を學びたるなりといふに

コロモ

り、蓋し北海道先住者の稱呼に付きては、アイヌの與へたる神名の他知るに由無し、アイヌは先住者を呼ぶに種々の名を以てしたれども、就中記憶し易く發音し易きはコロボツクルと云ふ稱なり、アイヌ語にて露の下の人を義、彼の地に産する大なる露の葉を以て履根を著きたるが故に此名有り（本州居住の者も便宜上此名を以て呼ぶべし）而して、コロボツクル繁盛の時代は今を距ると凡三千年前と假定せらる、其遺跡は北海道に於ては比較的に新しと雖も、本州に於ては甚だ古き事、貝塚と現今の海岸線との距離、遺物を覆ふ土の厚さ、貝塚發見の貝殻と現在貝塚との相異等に由りて推知するを得、なほ彼等は元來何れの地方より日本の地に入り込みたるか、今之を明言する事甚だ困難なりと雖も、北海道と本州との古物遺跡を對照して、其新古に由りて判斷するに、彼等は最近の移住に於て南方より北方に向ひし事更に疑ひ無し、また其體質に付きては、推考の根據とすべしとの甚だ少し、男子を撰じたらんと思はるゝ土偶に、鬚髯を示したるもの無き事、貝塚發見の人類脛骨極めて扁平なる事、及び貝塚發見の人類脛骨齒を有する事その他、實物に付きては何事をも知ると能はざれども、其風俗はアイヌ間に存する口傳に由りても幾分か窺ひ知るを得、更に古物遺跡を基礎とする時は更に精しく追想するを得るなり、彼等が筒袖を著、股引を穿しし事、男女の服裝に稍異る所有りし事、結髪の様々なりし事、男子の遮光器を用ひ、女子の覆面を用ひし事等は土偶を以て證すべく、鳥獸魚介の肉を食ひ、時としては人肉をも食ひし事、火食の法を知り居りし事等は貝塚發見の貝殻、骨類及び灰、焼く木等を以て證すべく、また其住居が、少くとも北海道に於ては、地を掘り回したる、即ち整

コロモ

穴なりし事は、彼の地に存する遺跡を以て證すべく、漁獵の法の如き、製造の術の如き、皆遺物の比較研究に由りて知るを得べきなり、而して其運命即ち彼等は北海道の地に於て絶滅せしか、或は更に北方に移りて今尚ほ其血統を存するかは、極めて重要な問題なれども、材料不足にして確答を下すと能はず、但しコロボツクルに最も好く似たる人民は何所に現存するかとの問ひに對しては、北亞米利加の北端及びグリーンランドと答ふるを得べし、是等の地方に住するエスキモー（自稱に因（インヌイト）の容貌風俗はアイヌ間の口傳と、古物遺跡とに由りて推測されたるコロボツクルのものに就ては好く類似せり、コロボツクルとエスキモーとの一致の點中殊に趣味あるものを擧ぐれば、男子鬚髯無く女子と容貌を等し、女子入れ墨を以て身を飾る、男子遮光器を用ひ、男女共筒袖股引を著す、男子の服は胸の部開く事短く、女子の服は胸の部開く事長し、利器の原料として石、及び獸骨象牙の類を用ひ、小人形を造る、漁業に船を用ふ、住居の敷を掘り回し、軽くして荷ひ易き船を有する等とす、然れども相異の點も亦餘なからず、甲は種々の土器を造れども乙は更に造る事無し、甲は唐草の如く連続せる模様を好く乙は之を好まず、甲の製作品中には槍と名づくべきもの殆ど皆無なれども、乙の製作品中には其例決して稀ならず、甲は種々の織物織み物を有すれば乙は之を有せず、要するに此兩者の關係たるや約言すれば左の如し、エスキモーは最も好くコロボツクルに似たる人民なり、然れども總ての點に於て同様なにはあらず、未だエスキモーを以て純然たるコロボツクルの後裔とは斷定すべからず、或はコロボツクルと他種族と混交してエスキモーを生じたるかも知る

コロモ

べからず、或は一大種族の一部、先づ分かれてエスキモーの本を作り、他種族が日本の地に入りてコロボツクルの本を作りたるかも知るべからず、兩者關係の眞相果して如何なりしか未だ明言すること能はずと雖も、本州、北海道、其東北に横はる諸島、北亞米利加の北端、グリーンランド、地理學的に連接して彼我交通の途有るを思へば、兩者の間に何等かの親密なる關係の存すべきは實に疑を容れざるなり、貝塚（カヒツカ）並に其挿圖（石器時代總論要領）

コロモガハノサケ 衣川欄 陸中國 關東郡衣川村大字衣川に舊址あり 關原藩祖桓武天皇延暦八年蝦夷を征せし時、征東將軍の奏狀に、從三五造妻、至衣川營、四日、輻重受納二ケ日とあれば、此の頃既に兵士の居處ありしこと明なり、然れども其詳ならず、其後安倍貞任築きて居城とす、康平中叛して實租を納めず、源賴義之を討つれども破れず、五年九月清原武則の援兵を得て、貞任を破り遂に衣川關を隔れたり、後荒廢したること吾妻鏡に委しく見たり、同書文治五年九月二十七日の條に、二品源賴安倍頼時（本名賴義也）衣河遺跡、給、郭土空理、秋草鎌今數十町、礎石何在、舊菩提寺百餘年、頼時掠領國郡之昔、點此所、稱家屋、男子者、井殿富目、厨河次郎貞任、島海三郎宗任、境護師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也、女子者有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也、已上人男子女子宅並、齋、那從等屋圍門、西界於白河關、爲二十餘日行程、東界於外濱、平、又十餘日、當其中央、途開關門、名曰衣關、宛如兩谷、左郡高山、右頗長途、南北同連、峯嶺、產業亦繁、海陸、三十餘里之際、並植櫻樹、至子四五月、殘雪無消、仍餘、輪形、嶺、麓有流河、而落子南、是北土河也、衣河自北流、降而

コロモ

通于此河、凡官照小松橋、成通（貞任後見）、登登橋等舊跡、在彼青嶽之間云々、建久元年大河兼任無して、平泉等の地を略し、平泉、衣川に陣を構へしが、足利義隆、千葉胤正を攻めて討破したりき、

コロモガハノサケ 衣川欄 陸中國 關東郡衣川村大字衣川に舊址あり 關原藩祖桓武天皇延暦八年蝦夷を征せし時、征東將軍の奏狀に、從三五造妻、至衣川營、四日、輻重受納二ケ日とあれば、此の頃既に兵士の居處ありしこと明なり、然れども其詳ならず、其後安倍貞任築きて居城とす、康平中叛して實租を納めず、源賴義之を討つれども破れず、五年九月清原武則の援兵を得て、貞任を破り遂に衣川關を隔れたり、後荒廢したること吾妻鏡に委しく見たり、同書文治五年九月二十七日の條に、二品源賴安倍頼時（本名賴義也）衣河遺跡、給、郭土空理、秋草鎌今數十町、礎石何在、舊菩提寺百餘年、頼時掠領國郡之昔、點此所、稱家屋、男子者、井殿富目、厨河次郎貞任、島海三郎宗任、境護師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等也、女子者有加一乃末陪、中加一乃末陪、一加一乃末陪也、已上人男子女子宅並、齋、那從等屋圍門、西界於白河關、爲二十餘日行程、東界於外濱、平、又十餘日、當其中央、途開關門、名曰衣關、宛如兩谷、左郡高山、右頗長途、南北同連、峯嶺、產業亦繁、海陸、三十餘里之際、並植櫻樹、至子四五月、殘雪無消、仍餘、輪形、嶺、麓有流河、而落子南、是北土河也、衣河自北流、降而

コロモ

コロモガハ 更衣 四月及び十月の朔日に、その時の衣物を著かへることいふ、儀訓彙に四月にいふ春衣を更て夏衣にする也、冬の衣がへは十月也、俱に朔日に行はるゝ式也、草庵集に、ぬきかふる袖のわかれもつらからしなれて心を花に染すは、年中行事歌合に、十月更衣、たちかへて露もの、こらぬ衣手を今はたぬらす初しけれかな、秋の更衣といふ事あり、九月一日秋給とて衣に綿をかきまてける也といへり、公事根源に、けふは衣がへなれば、宮中所々の御裝束、掃部寮あらたむ、御殿のかたがら、表生絹に胡粉にて繪をかき、壁代皆撤す、御供などもあたらしきを敷きたまふ、御服は御直衣、御ぞすすしのあやの御單、御張袴内藏寮より奉る、女房のきぬ給のきぬとも衣がへのひとへ、から衣すし也、表は上高湯着、小上高湯着、常の如し、と見えたり、

ゴワケ 牛玉 關神社佛寺より出す符印の一種、其社寺は熊野社、祇園社、高野山、駿河淺間社、奈良大佛殿、同二月堂、那智権現、備前西大寺及び其他なほ數多に及ぶ、牛玉の儀に就きては（一）生土の二字にて、生の字の下なる一の畫が、土の字の上に付きたるを見誤りて、變じたるなり（二）牛玉の誤にのなれば、符文に用ひたるなるべし（三）牛黄なり、即ち藥中至貴のもの（四）佛の異名なり（五）牛頭大王の義なり等の説ありて詳かならざれども、蓋し佛説に基きたるものに似たり、猶寺院にありては、眞言宗のそれより多きより考ふれば、或は其宗における新講の札より出でたるものにして、轉じて神社にも及びたるものなるべきか、暫く記して疑を存す、**那智**は必ずしも一定せず、一例を擧ぐれば、高野山よりは、高野山寶印、那智権現よりは那智御寶印と書した

コウウ

るあり、熊野社よりは鳥點(鳥七十五隻を以て文字を爲す、鳥は熊野の神使なりと信ぜらる)を用ひ、熊野御寶印と書したるあり、なほ此外單に牛王寶印、牛玉寶印など記したる物及び其他諸種あり、

南無頂上佛面除疫病
二月堂
南無最上佛面願滿足

また奈真二月堂より
は上のごとき印文を
認めて出したること

ありといへり、なほ其多くは木版にて印刷したるものに係る、肉筆を用ひたるものもなきにあらざれども、極めて稀なり、また牛王を出したる寺社にありては、之を以て重なる最入と爲す、熊野社にありては、記號遺起請事の條に熊野の牛王の義に、起請文を書き進すとあるは、蓋し書に見えたるははじめなるべし、爾來引つゞきて諸書に見え、近代まで行はれたり、而して牛王本来の性質、國家の禍災、萬民の除疫の爲めに出したる符印即ち守り札なりしが、いつの頃よりか之に起請文を認むるの風を生じ(恐くは平安朝の末よりなるべし)、殊に熊野社のそのことときは盛んに武人間の起請文に用ひられ、後世に至りては起請文は牛王に認むべきものなりと信ぜらるゝに至りしと雖も、猶其主眼たる神符としても行はれ、地方によりては、或は之を門戸に貼付し、或は神壇佛壇に祭る等のこともありき、而して起請文と干渉したることとは、「キシャウモ」の條に述べたれば、其條に就きて、本文並に挿圖參看(和漢三才圖會、高野山文書、貞丈雜記、坂東觀音靈驗記、日本宗敎風俗志)

コウウノジンジヤ

護王神社

城國京都市上京橋町○現今別格官幣社
和氣清廣(ワキノキヨヒロ)參看(和漢三才圖會)高野山の原由歲月共に詳かならず、傳へ云ふ、高野山神護國寺

は、和氣朝臣清盛實長久祈願の爲め創設せし所に於て、初め神護寺と云ふ、後僧空海此寺に入り、淨和天皇の朝、神護國祚寺と改め、僧文覺此寺に入り、法華を起し、本寺創立の功と、無比の忠烈を追慕し、護法神として祠を建て、公の靈を祀る、或は云ふ、補養子王大明神の神號を賜ふ、明治七年十二月別格官幣社に列し、向十九年十一月三日今の地に遷座す、祭日四月四日(平安通志)

明治四十一年七月十一日
大正四年三月十五日
大正十四年三月廿五日

印刷發行
大正四年五月五日
大正十四年三月十五日
大正十四年三月廿五日

第貳回

編纂者 文學博士 八代國治

同 早川純三郎

同 井野邊茂雄

同 發行兼 東京市芝區東町三丁目二番地
吉川弘文館 代表者 林 繼之助

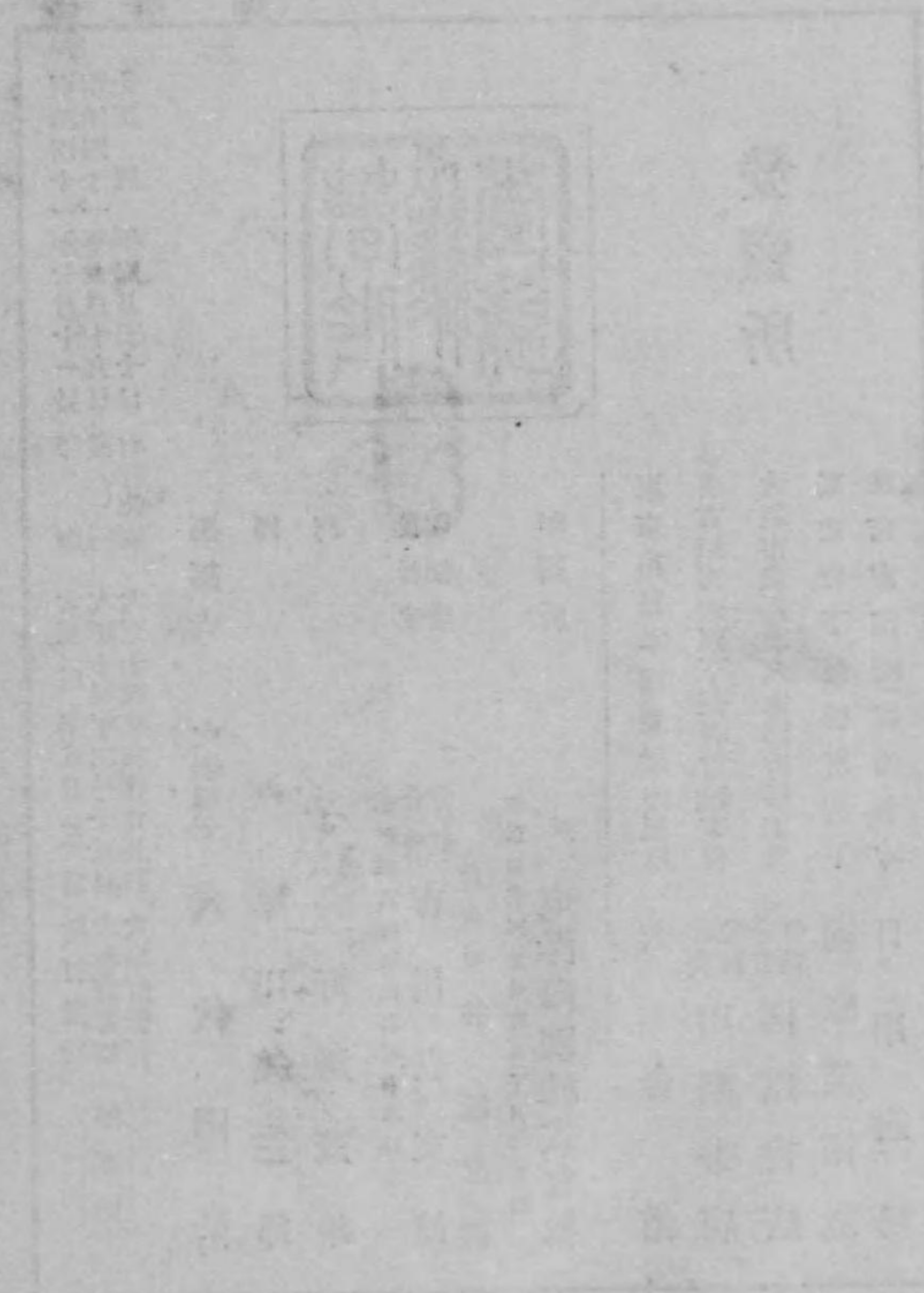
同 印刷所 東京市芝區東町三丁目二番地
東洋印刷株式會社



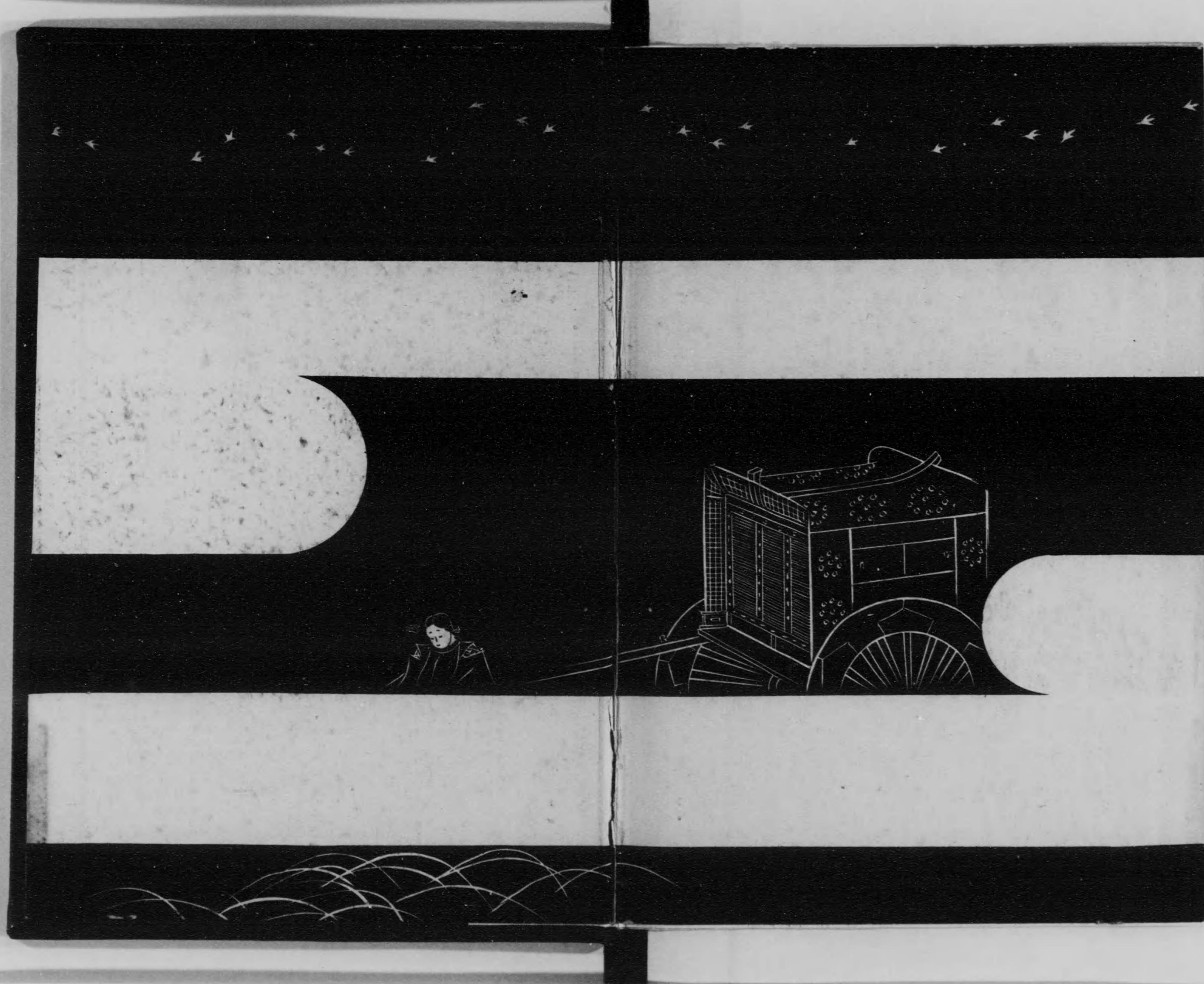
發賣所

- 東京市日本橋區數寄屋町 六合會社 川瀬書店
- 名古屋市西區下長者町四丁目 六合會社 柳原書店
- 大阪市東區北久太郎町四丁目 六合會社 柳原書店
- 東京府下巢鴨町宮下 日國際美術社
- 東京市京橋區鈴木町 日國際美術社

3N-32



製本所塩川兼三郎



終

